

子育て支援・少子化対策条例に基づく  
基本計画  
(平成 27 年～31 年度)

< 答申案 >

平成 27 年 2 月

富山県子育て支援・少子化対策県民会議

◆ 目次

第1章 計画の策定にあたって	…1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・役割	
3 計画の期間	
第2章 計画策定の背景	…3
1 少子化の進行とその背景	
(1) 少子化の状況	
(2) 少子化の要因	
(3) 少子化の要因の背景	
2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境	
(1) 子育て家庭の状況	
(2) 仕事と子育ての状況	
(3) 子どもの状況	
(4) 若者の県外流出の状況	
3 子ども・子育て支援新制度の施行	
(1) 新制度施行の背景	
(2) 新制度の目的	
(3) 新制度の主なポイント	
(4) 新制度の事業	
第3章 計画の目標と基本方針	…23
1 めざす社会の姿	
2 基本理念	
3 基本目標	
4 基本方針	
第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開	…25
1 今後取り組むべき重点施策	
2 具体的施策の展開	
I 家庭・地域にける子育て支援	
II 仕事と子育ての両立支援	
III 子どもの健やかな成長の支援	
IV 次世代を担う若者への支援	
V 経済的負担の軽減	
VI 子育て支援の気運の醸成	
3 目標指標	
第5章 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策	…89
1 教育・保育提供区域の設定	
2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期	
第6章 計画の推進	…107
1 主体の役割と協働	
2 国への要請	
3 計画の推進体制と進行管理	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### ○これまでの県の取組み

近年、全国的には、核家族化、少子化の進行等により、子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県もその例外であるとはいえません。

富山県では、平成21年6月に制定した「子育て支援・少子化対策条例」や、平成22年に策定した「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン ～子どもの笑顔輝く未来へ～」に基づき、子育て支援・少子化対策施策を総合的に推進してきました。しかしながら、全国同様、本県においても、依然として出生数の減少、合計特殊出生率の低迷が続き、少子化に歯止めがかからない状況にあります。

### ○国の動き

#### ・子ども・子育て関連3法の成立

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、この法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行されます。

この新制度では、市町村が地域のニーズを把握し、教育・保育の量の確保や質の向上のための「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、都道府県は、その計画を国とともに重層的に後押しするため、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされています。

#### ・次世代育成支援対策推進法の延長

平成17年4月から10年間の時限立法の「次世代育成支援対策推進法」が、平成26年4月に10年間延長されることが国会で議決されました。

### ○新計画の策定

「子育て支援・少子化対策条例」では、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本計画を策定することとしており、策定から5年を経過する「みんなで育てる とやまっ子みらいプラン」（平成21年度～平成26年度）の後継計画として、これまでの施策の推進状況や国の関係法令の改正等の動きを踏まえ、新しい基本計画を策定するものです。

## 2 計画の性格・役割

この計画は、子育て支援・少子化対策条例に基づく計画であり、また、下記の性格も併せ持つ法定計画です。

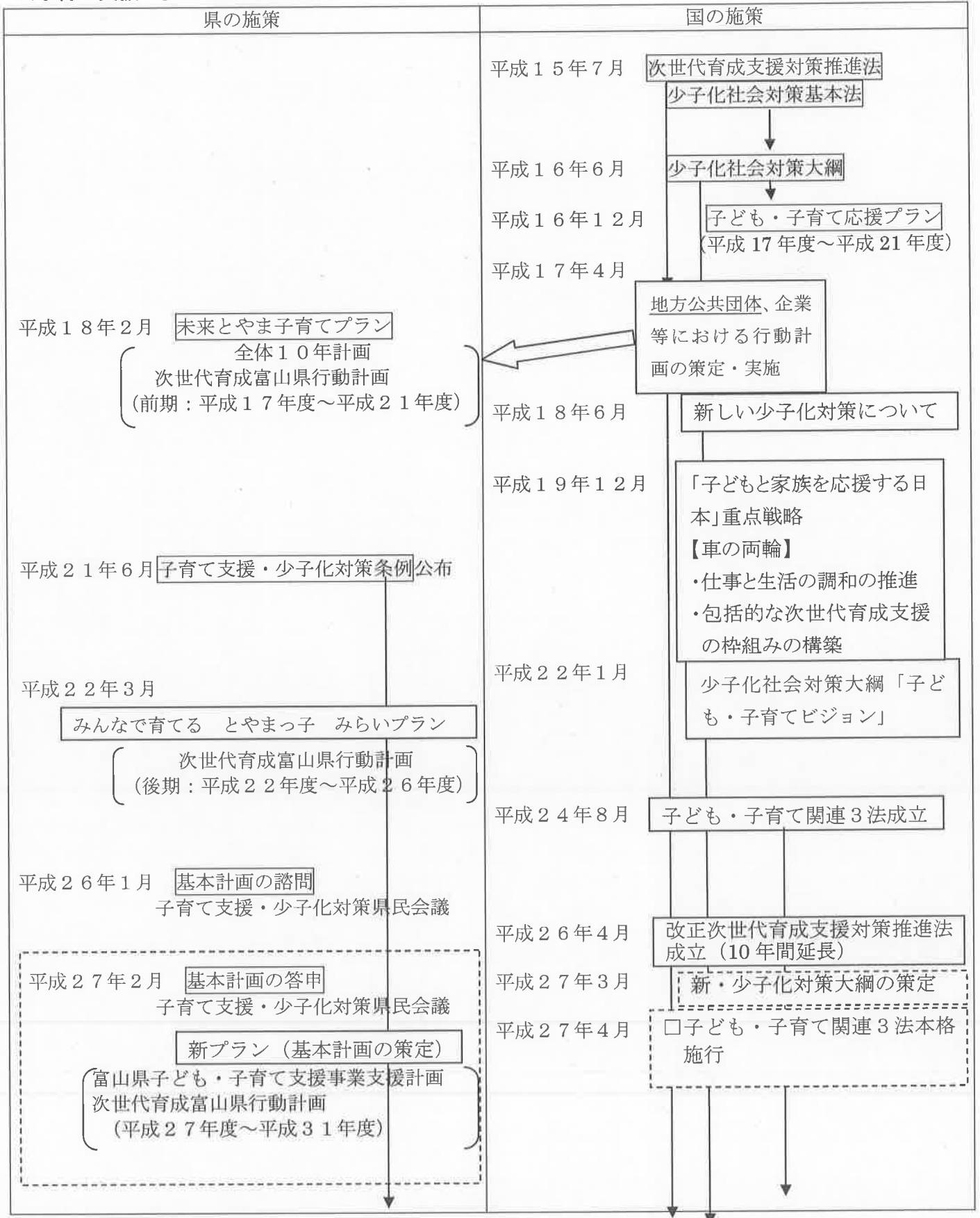
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく事業計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
- ・母子保健計画策定指針に基づく計画

また、子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、すべての県民が一体となって、その実現に向けたそれぞれの役割を示すものです。

### 3 計画の期間

平成27年度を初年度、平成31年度を目標年度とした5か年の計画です。

#### <子育て支援・少子化対策の動向>



## 第2章 計画策定の背景

### 1 少子化の進行とその背景

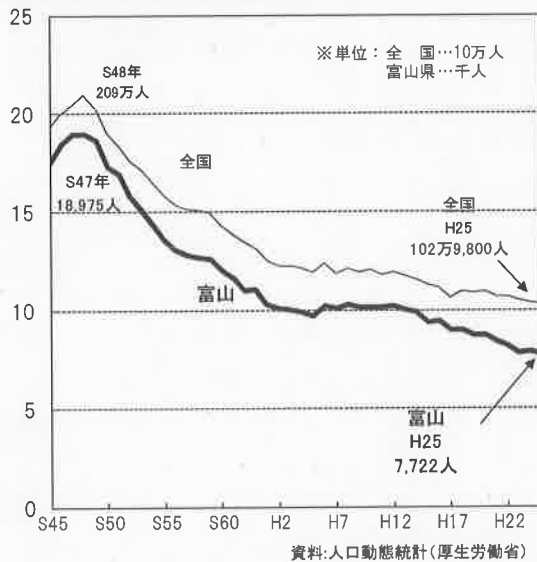
#### (1) 少子化の状況

##### ① 出生の動向

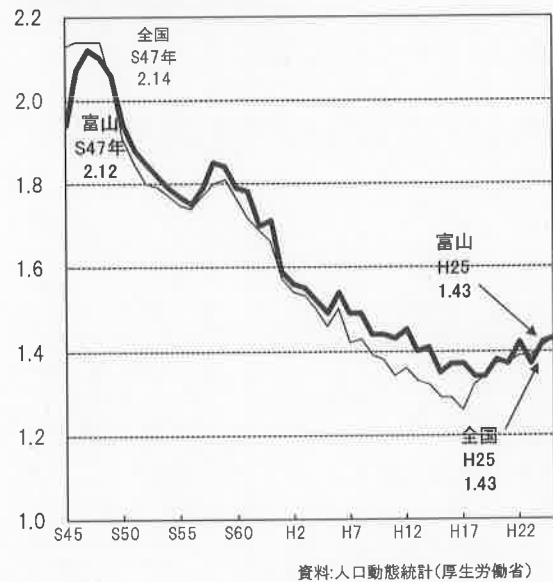
出生数は、昭和47年をピークに減少傾向にあり、平成13年に1万人を割り込み、平成23年には8千人を割り込んでいます。平成25年には過去最低の7,722人となり、依然として少子化の傾向が続いています。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数）は、平成25年度で1.43（全国同水準）と、前年を0.01ポイント上回っているものの、減少傾向が続いています。

◎出生数の推移(全国・富山県)



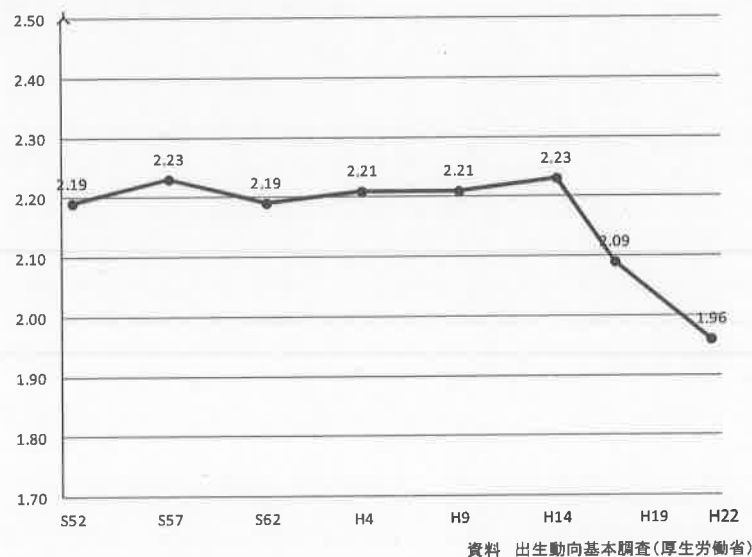
◎合計特殊出生率の推移



##### ② 夫婦の出生力の推移

全国の完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子どもの数）は、平成14年より減少を続けており、平成22年では1.96人となっています。

◎夫婦の完結出生児数の推移(全国)

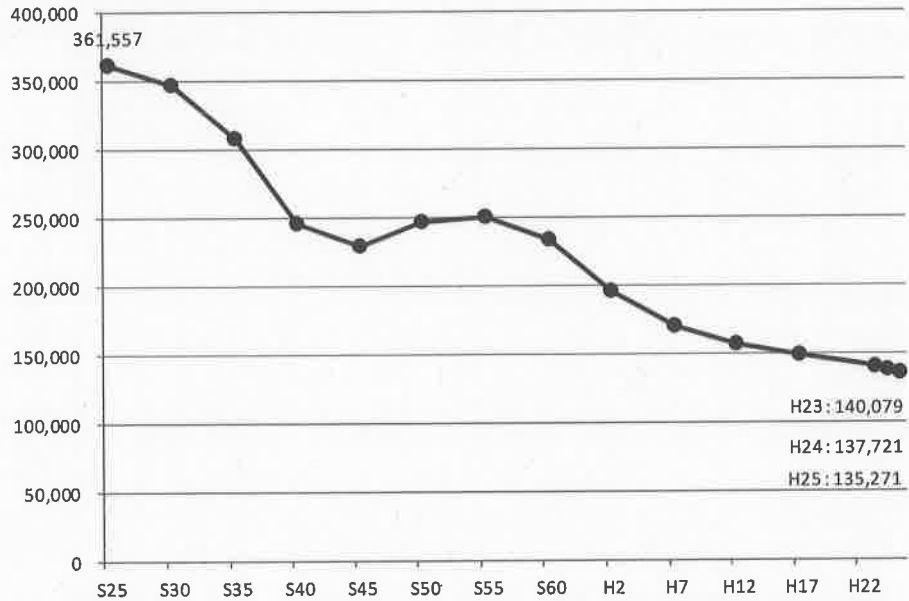


### ③子どもの人口割合の推移

子どもの数（15歳未満）は、平成25年は約135千人と減少傾向が続いています。

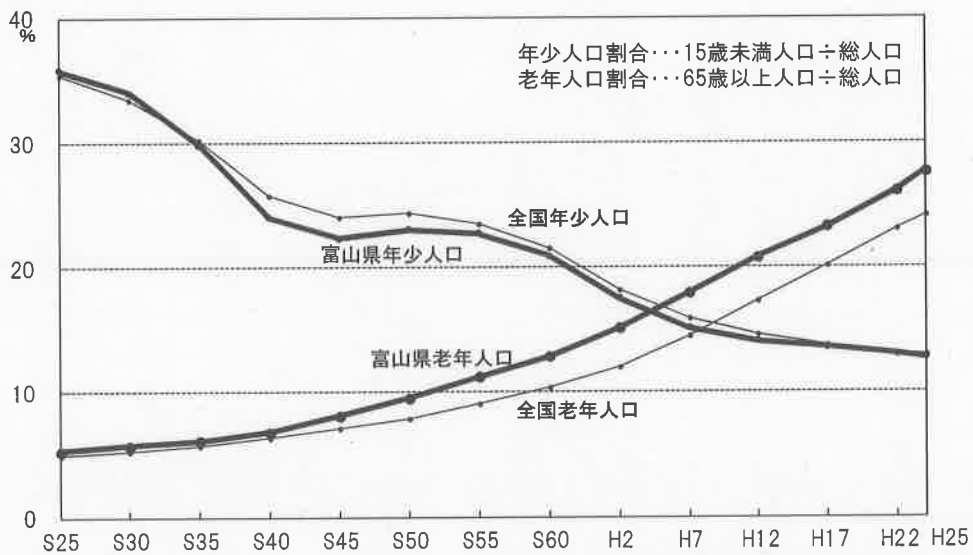
また、富山県の人口に占める15歳未満の子どもの割合（年少人口割合）は、平成17年13.5%、平成22年13.1%、平成25年12.6%と年々低下しています。

◎子どもの数の推移（富山県）



資料：国勢調査、人口推計（総務省）

◎年少人口割合及び老年人口割合の推移（全国、富山県）



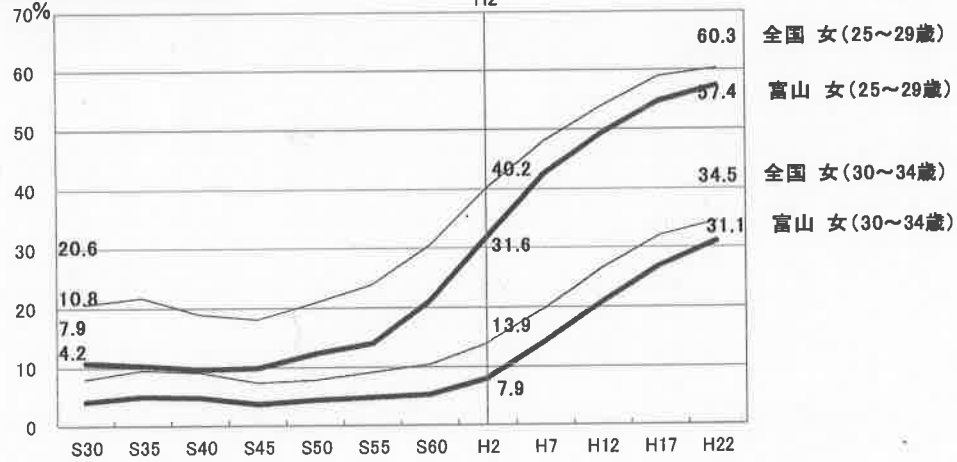
資料：国勢調査、人口推計（総務省）

## (2) 少子化の要因

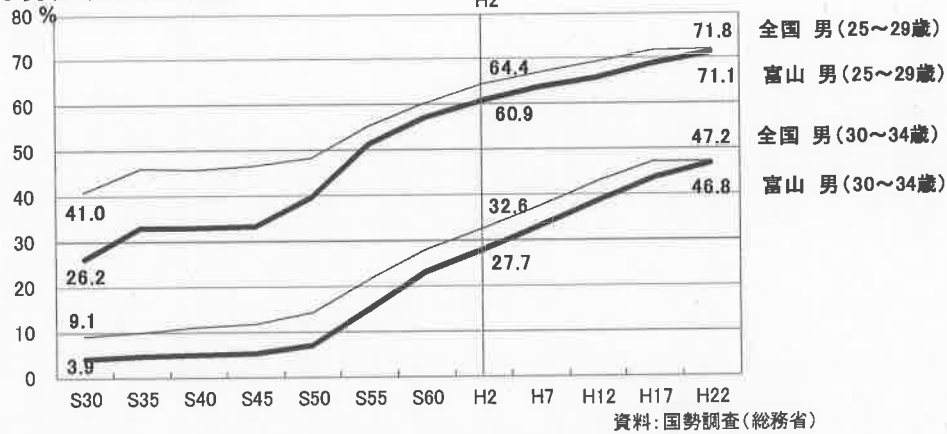
### ① 未婚化の進行

近年、男女ともに未婚化が進んでおり、特に30～34歳の女性の未婚率は、平成2年には7.9%であったものが、平成22年には31.1%と、大幅に上昇しています。

◎女性未婚率の推移



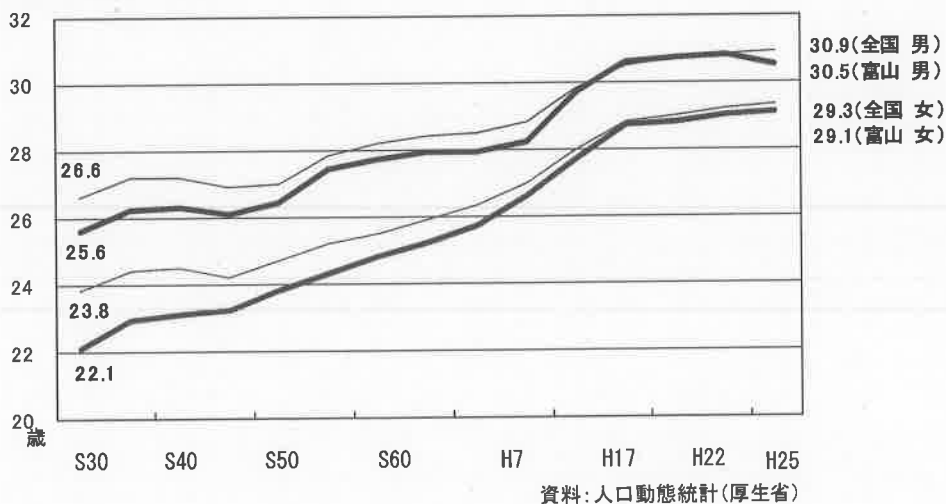
◎男性未婚率の推移



### ② 晩婚化の進行

平均初婚年齢についても、平成25年には男性30.5歳、女性29.1歳と、男女ともに年々上昇しています。

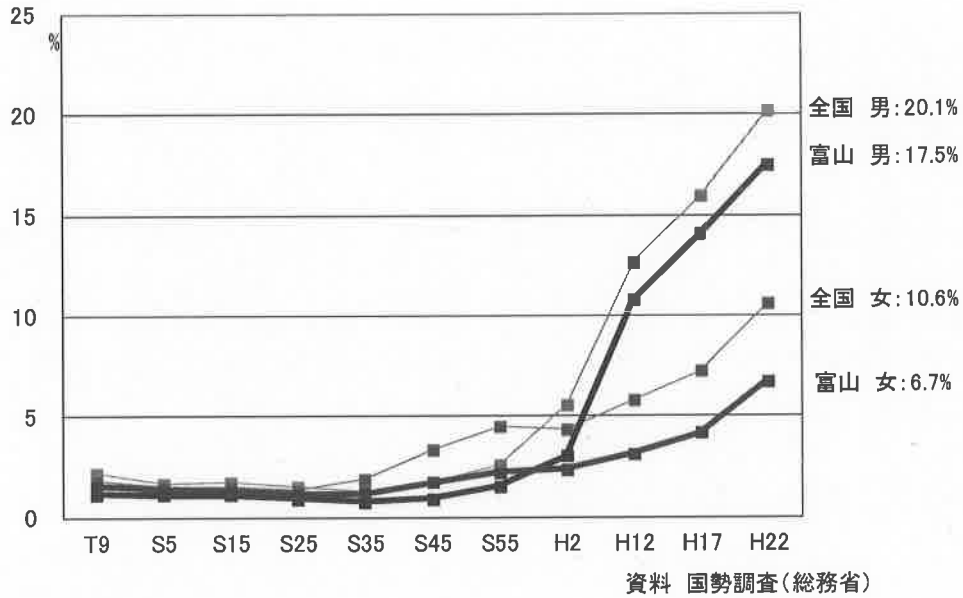
◎平均初婚年齢の推移



### ③非婚化の進行

生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合）は、特に男性で平成2年から大幅に上昇しており、平成22年では17.5%と、約6人に一人は結婚経験がありません。

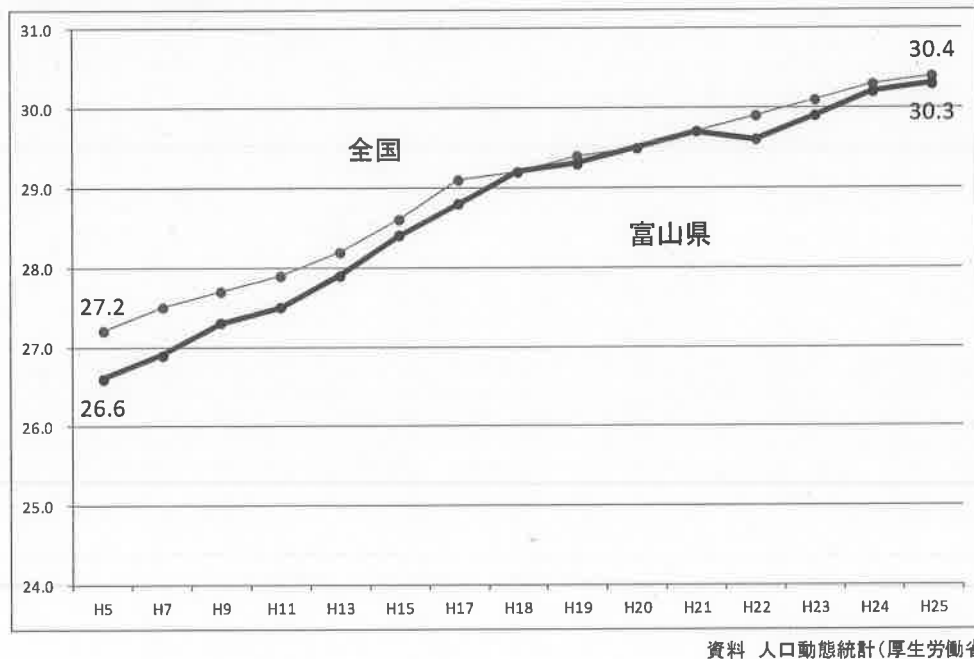
◎生涯未婚率の推移



### ④初産年齢の上昇

第一子出生時の母親の平均年齢は全国と同様に上昇傾向にあり、平成5年に26.6歳だったのに対し、平成25年には30.3歳となっています。初婚年齢が高くなることに伴って、晩産化の傾向が現れています。

◎平均初産年齢の推移



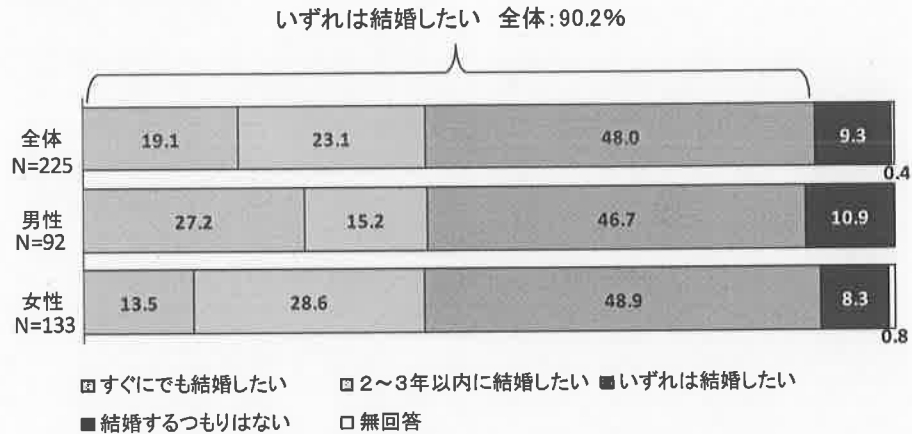


### (3) 少子化の要因の背景

#### ①結婚に対する意識の変化

平成23年に行った県の意識調査によると、20代、30代の未婚者の約9割がいずれは結婚したいと考えています。

##### ◎結婚に対する意識

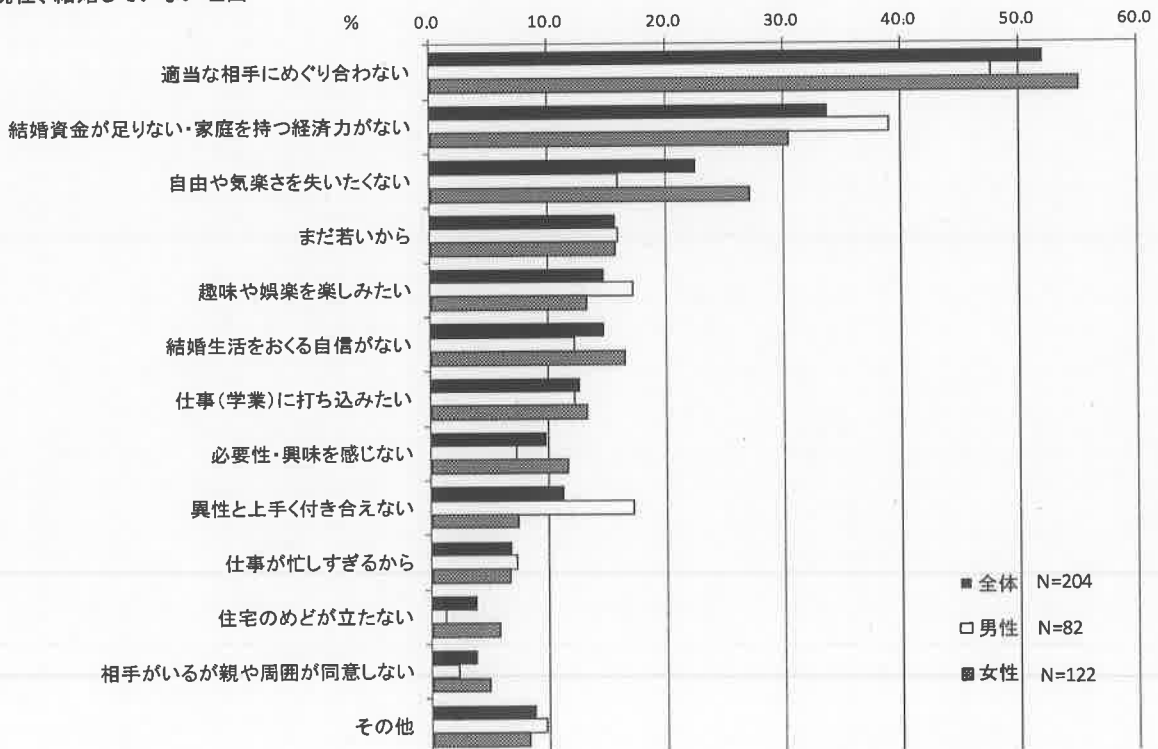


資料「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

#### ②結婚しない理由、結婚できない理由

現在結婚していない理由としては、「適当な相手にめぐり合わない」が男女とも最も高くなっています。男女間で差異が大きいのは、「自由や気楽さを失いたくない」が男性15.9%に対し女性27.0%である一方、「異性と上手く付き合えない」が男性17.1%に対し女性7.4%となっています。

##### ◎現在、結婚していない理由

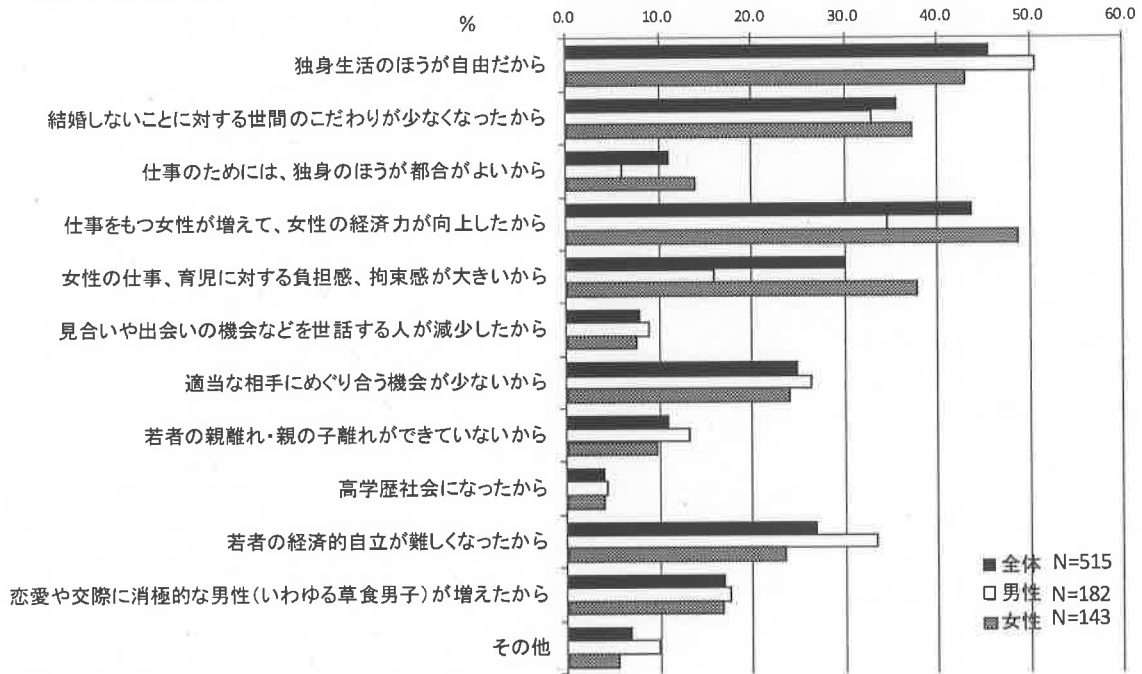


資料「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

### ③未婚・晩婚化の理由

未婚化・晩婚化の理由として、「独身生活のほうが自由だから」という意見が全体として多くなっています。男女に大きな差があるものは、「仕事をもつ女性が増えて、女性の経済力が向上したから」や、「女性の仕事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから」について、女性の回答が高くなっています。

#### ◎未婚・晩婚化の理由

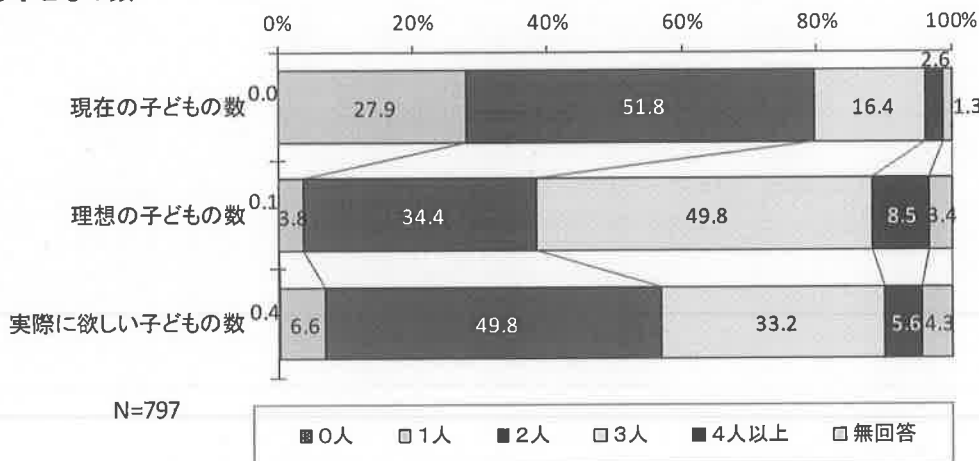


資料 「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

### ④出産に対する意識

子どもを持つ保護者の理想の子どもの数は、約半数が「3人」と回答している一方、実際に欲しい子供の数は「2人」が約半数とギャップがあります。

#### ◎子どもの数

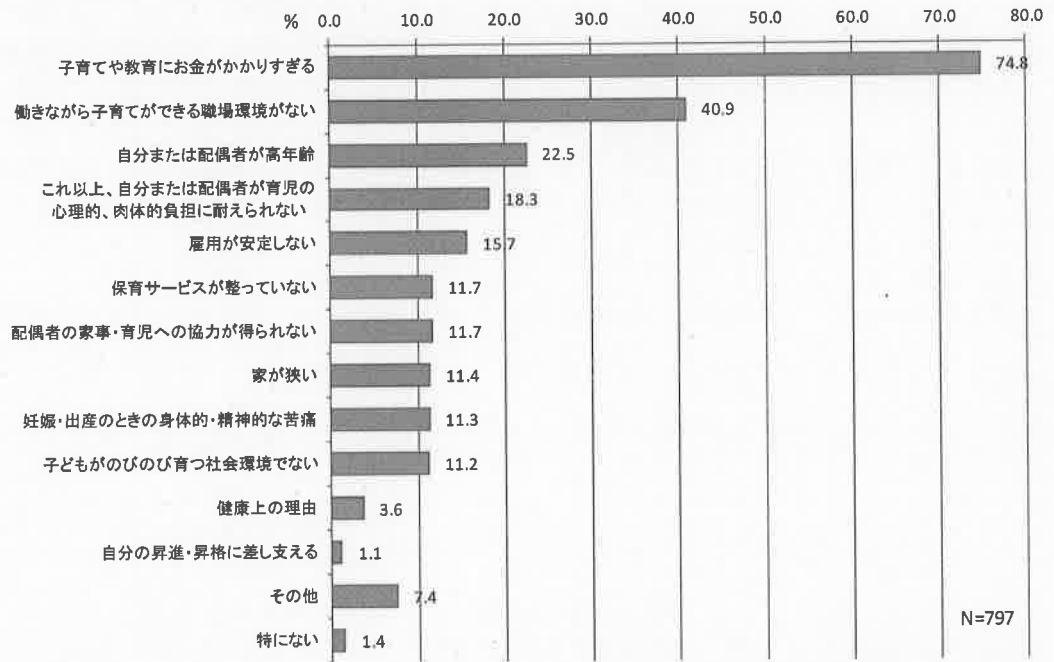


資料 「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

⑤子どもを増やすにあたっての課題

子どもを増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「働きながら子育てができる職場環境がない」となっています。

◎子どもを増やすにあたっての課題



資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

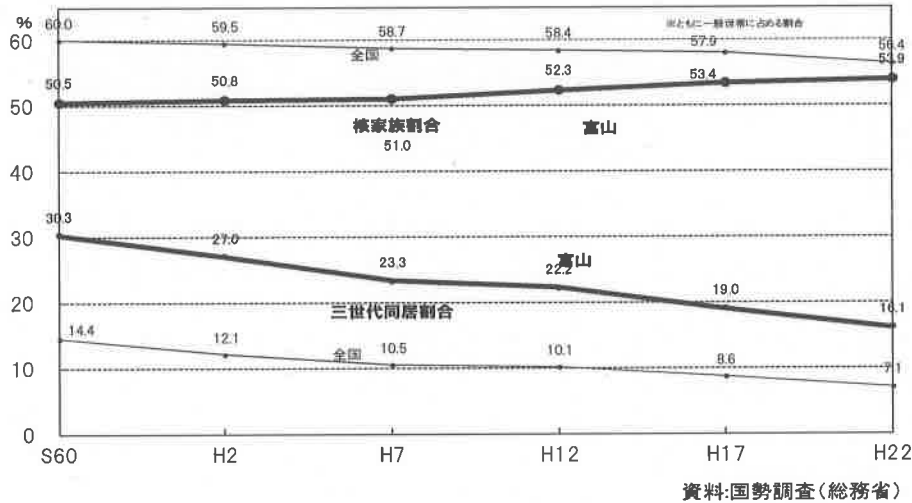
## 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

### (1) 子育て家庭の状況

#### ① 家庭形態の変化

本県の三世帯同居世帯は、16.1%と全国に比べ高い割合（全国順位 5 位）となっていますが、一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯の割合が年々増加し、全国平均に近づいています。

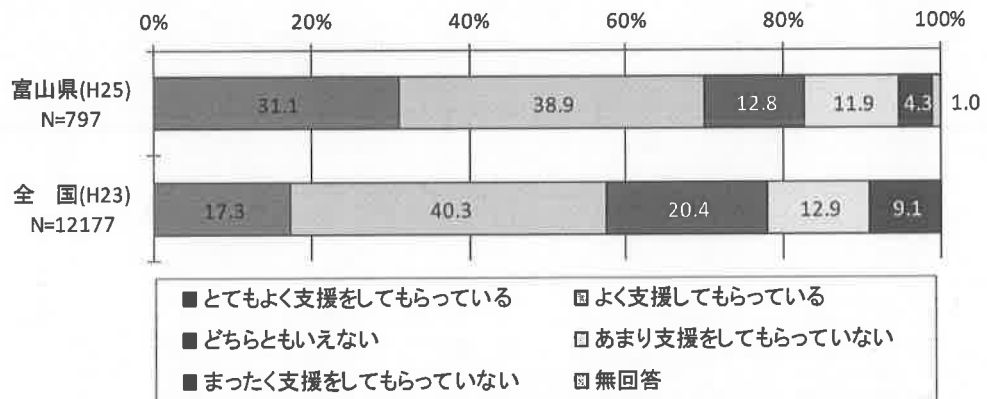
◎三世帯同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移(全国、富山県)



#### ② 親からの支援

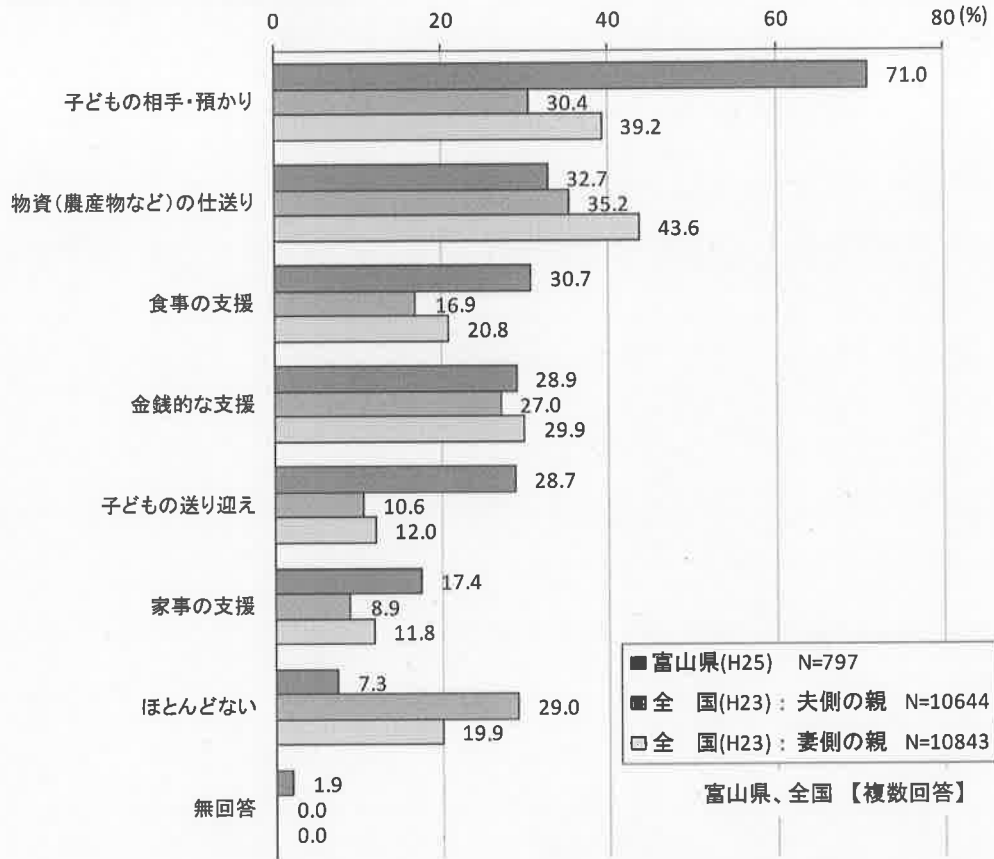
子育てへの親からの支援は、全国よりも高い割合となっています。また、支援の内容は、「子どもの相手・預かり」「食事の支援」「子どもの送り迎え」など、直接子どもの世話をする支援を受ける割合が高くなっています。

◎親からの支援



資料 「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

◎親から受けている支援の内容

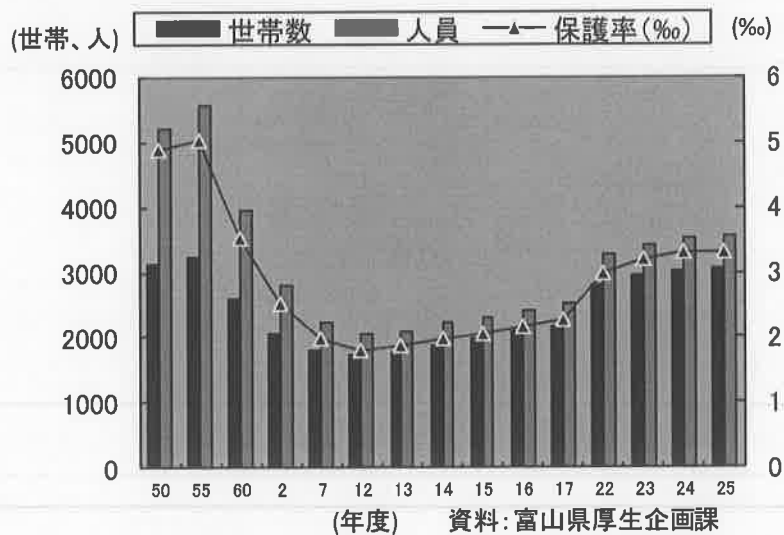


資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

③生活保護世帯の状況

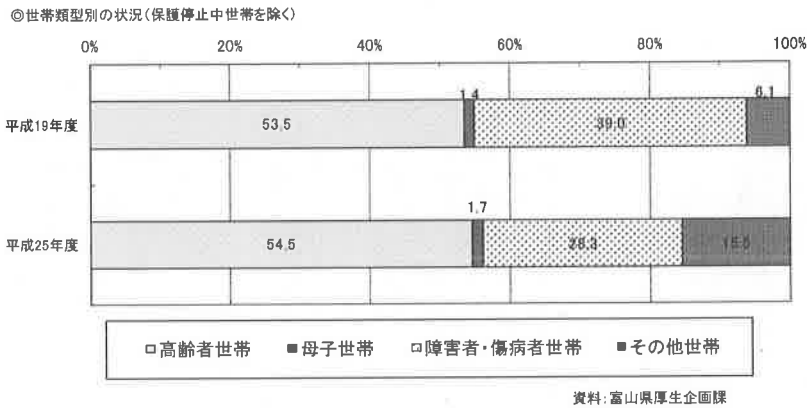
本県の被保護世帯数及び人員は、いずれも平成20年秋のリーマンショック以降、増加していましたが、近年は微増ないし高止まりの傾向にあります。

◎生活保護世帯数、人員、保護率の推移(富山県)



また、受給世帯の構成比を世帯類型別にみると、高齢者世帯が最も高く、次いで障害者・傷病者世帯となっています。また、いわゆる稼働年齢層といわれる「その他世帯」の構成比をみると、平

成 25 年度は 15.5%となっており、平成 19 年度（リーマンショック前）の 6.1%と比べて、約 2.5 倍となっています。

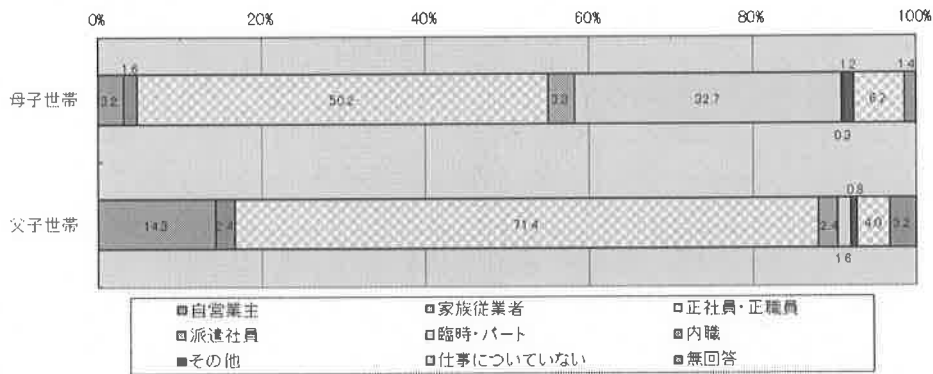


「高齢者世帯」…65歳以上のみ又は18歳未満の者との同居世帯。  
 「その他世帯」…高齢者、母子、障害者・傷病者の各世帯以外で、いわゆる稼働年齢層といわれる世帯。

#### ④ひとり親世帯の状況

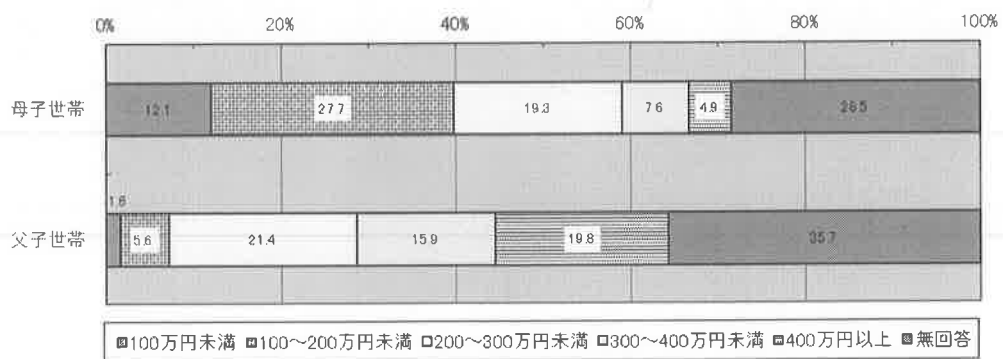
ひとり親世帯の親のうち仕事を持っている人の割合は、母子世帯では 92.4%、父子世帯では 92.9%となっています。その内訳は、母子世帯、父子世帯ともに「正社員・正職員」が最も多いものの、母子世帯では「臨時・パート」の割合が 32.7%と高くなっています。

◎現在の雇用形態



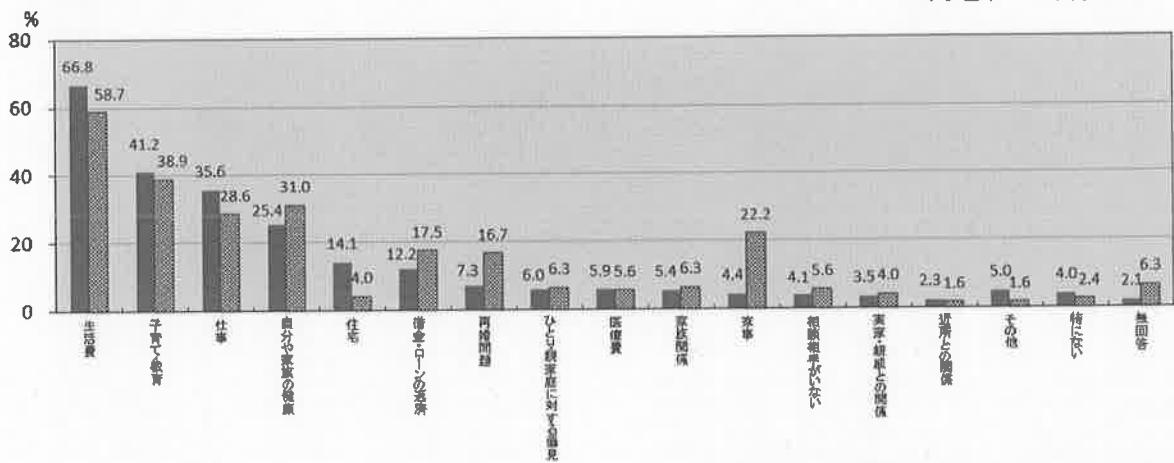
また、年間就労収入は、母子世帯で 200 万円未満の割合が 39.8%と、父子世帯に比べて高くなっています。

◎本人の年間就労収入



こうした、ひとり親世帯の生活上の最も大きな不安や悩みは、母子世帯、父子世帯ともに「生活費」であり、次いで「子育て・教育」となっています。

◎生活上の不安や悩み



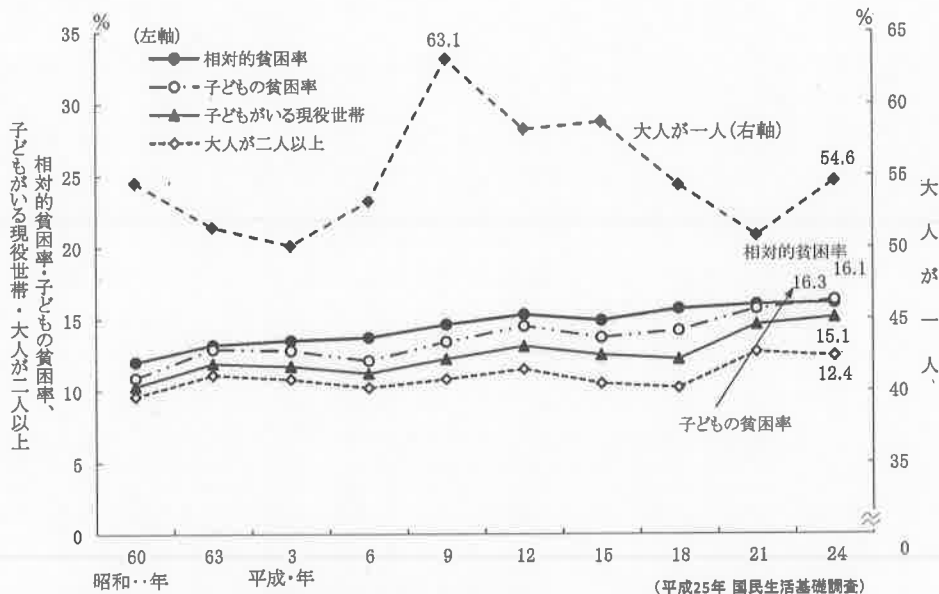
資料：厚生労働省調査「平成25年度富山県ひとり親家庭等実態調査」

《 参考 》 我が国における子どもの貧困率

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成24年の我が国における相対的貧困率は16.1%、また子どもの貧困率は16.3%と、いずれも調査開始以降最も高くなっており、特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯（ひとり親家庭等）については54.6%と、調査開始以降50%を超えて推移しています。

(※相対的貧困率：等価可処分所得の中央値の半分の線を貧困線とし、所得が貧困線に満たない世帯員の割合)

◎貧困率の年次推移



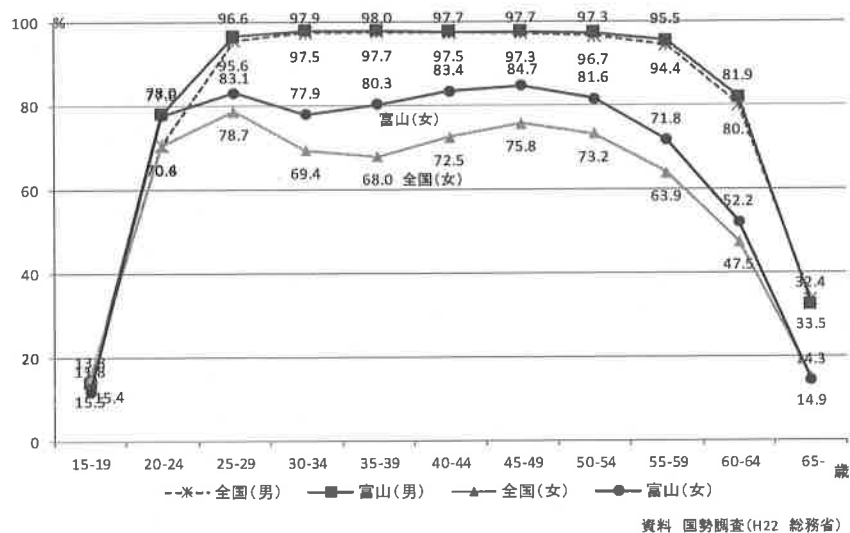
- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

## (2) 仕事と子育ての状況

### ①高い女性の就業率

本県の女性の就業率は、平成22年で49.9%（全国順位7位）と高い状況にあり、三世帯同居率が高く、家族支援が得られやすい環境などから、出産育児期に働く女性の割合も全国より高くなっています。

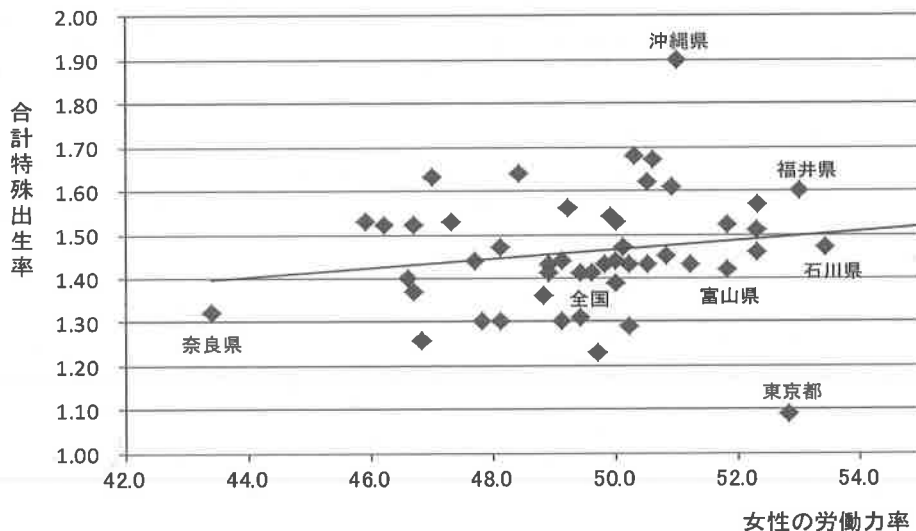
◎年齢階級別男女別労働力率(H22)



### ②女性の労働力率と合計特殊出生率の関係

都道府県別の女性の労働力率と合計特殊出生率の関係をみると、労働力率が高い都道府県の方が、合計特殊出生率も高い傾向があります。本県は、労働力率が高いものの、合計特殊出生率は全国並となっています。

◎女性の労働力率と合計特殊出生率の関係(H22)



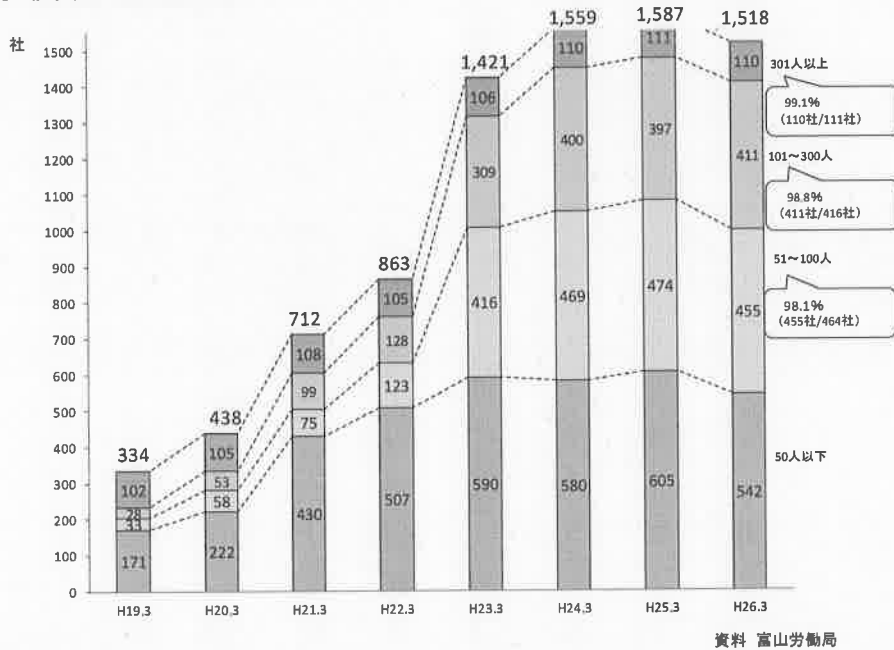
資料 「国勢調査」(総務省)、「人口動態統計」(厚労省)



### ③一般事業主行動計画の策定

本県では、子育て支援・少子化対策条例により H23 年から従業員 51 人以上の企業に一般事業主行動計画の策定を義務付けており、従業員 51~100 人企業の策定状況は、25 年度末で約 98% となり、全国的にもトップレベルとなっています。

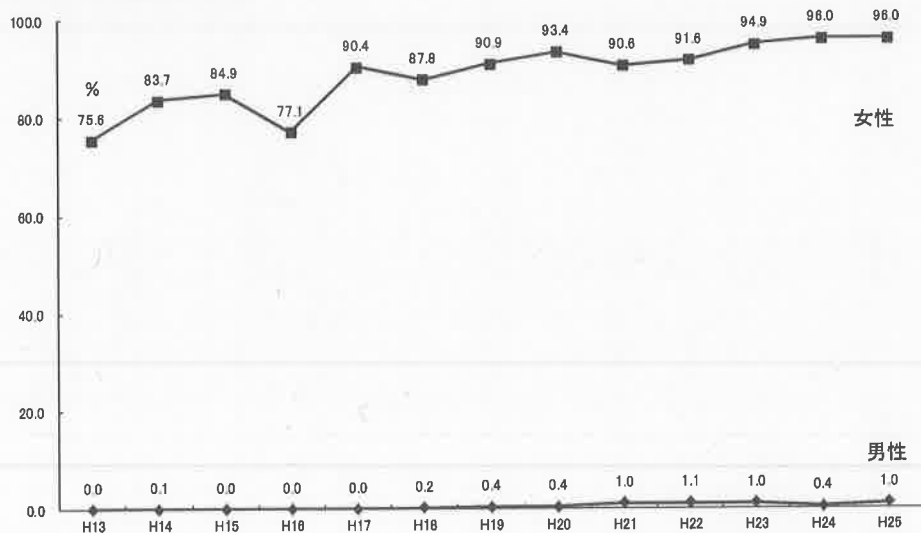
◎一般事業主行動計画届出状況



### ④育児休業の取得率

女性の育児休業取得率は、約9割で推移していますが、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあります。

◎育児休業取得率(富山県)

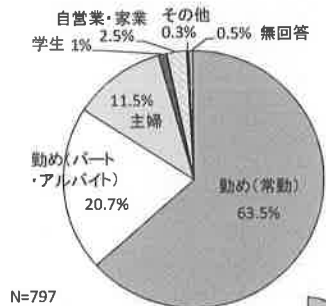


資料 「賃金等労働条件実態調査」(富山県)

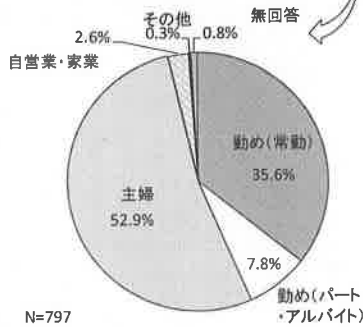
### ⑤仕事と子育ての両立

母親の就業状況は、第1子出産を機に、常勤が63.5%から35.6%へ減少し、パート・アルバイトも20.7%から7.8%へ減少しています。また、常勤を辞めた理由は、「家事・育児に専念するため自発的に辞めた」「仕事と育児の両立の難しさで辞めた」が多くなっています。

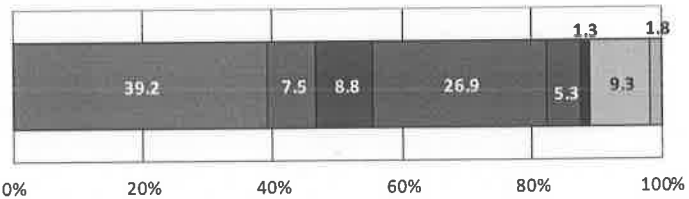
◎出産1年前の就業状況



◎出産1年後の就業状況



◎勤め(常勤)を辞めた理由



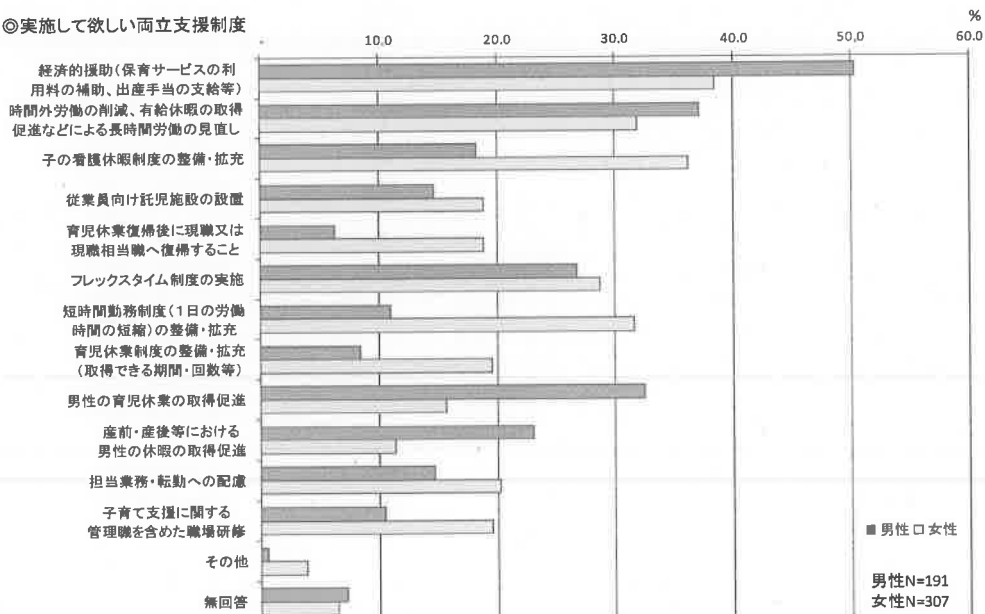
- 家事・育児に専念するため自発的にやめた
  - 結婚、出産、育児を機に辞めたが、理由は結婚、出産等に直接関係ない
  - 夫の勤務地や夫の転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった
  - 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた
  - 解雇された、退職勧奨された
  - 子を持つ前と仕事の内容や責任等が変わってしまい、やりがいを感じられなくなった(なりそうだった)
  - その他
  - 無回答
- N=227

資料 「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

### ⑥男性の意識

県が実施した意識調査では、今後実施して欲しい両立支援制度として、「男性の育児休業の取得促進」「産前・産後の男性の休暇の取得促進」について、男性が女性の回答を上回っています。

◎実施して欲しい両立支援制度



資料 「仕事と子育ての両立支援に関する意識調査」(H25富山県)

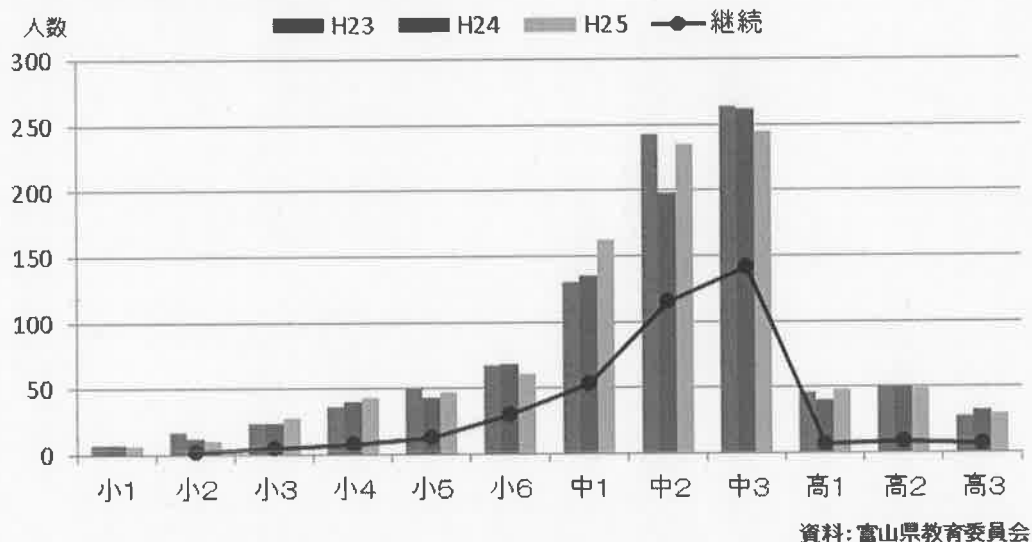
### (3) 子どもの状況

#### ①不登校

平成 25 年度の本県の不登校児童生徒数は、前年度に比べて中学校、高校で増加しています。

学年別の件数で見ると、中学校 1 年生で不登校が急増し、中学 2 年、3 年と解消せず継続する生徒が増加する傾向にあります。

◎不登校児童生徒数の学年別件数

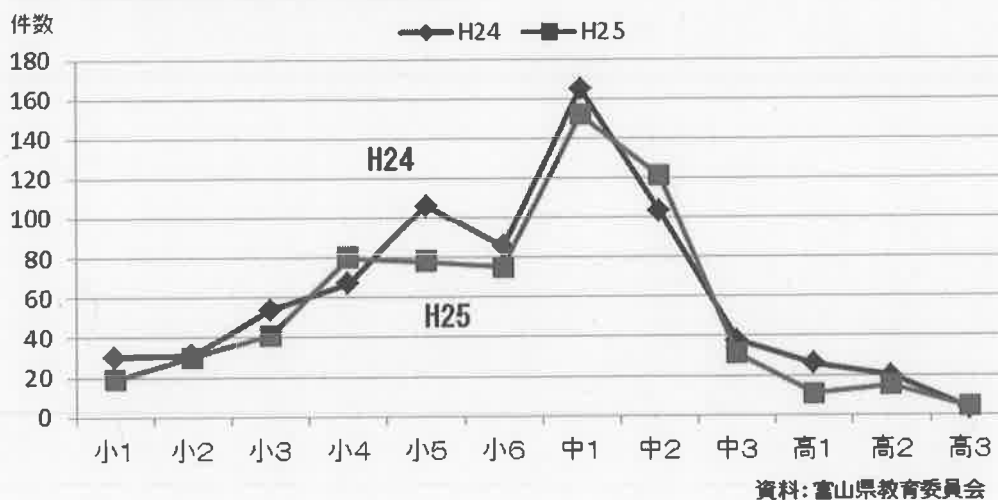


#### ②いじめ

平成 25 年度の本県のいじめの認知件数は、前年度に比べてすべての校種で減少しています。

学年別の件数で見ると、中学校 1 年生でいじめが急増し、その後減少する傾向にあります。

◎いじめ認知件数の学年別内訳

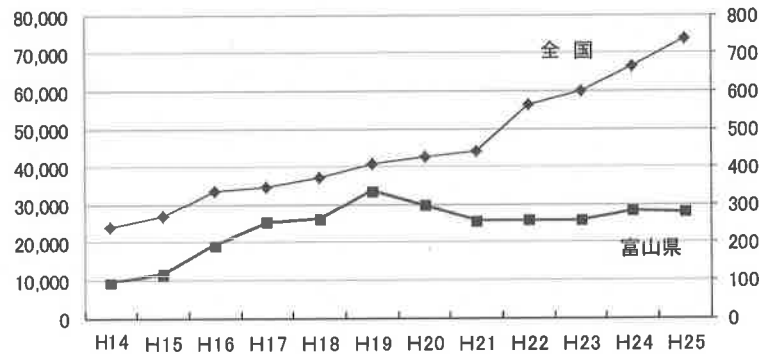


なお、県では、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして小中学校に派遣し、子供の問題行動の背景にある学校が踏み込みにくい家庭の問題について、関係機関と連携して解決に努めています。こうした取り組みにより、これまで、不登校やいじめ等の問題行動が解決したケースも多く、また、学校と保護者との信頼関係の構築や、保護者の就労を支援した例もあります。

### ③児童虐待

本県の児童虐待の相談対応件数は、平成 20～21 年と減少していましたが、近年は横ばいなし増加傾向にあります。

児童相談所における児童虐待相談対応件数



資料：富山県児童青年家庭課

### (4) 若者の県外流出の状況

富山県人口移動調査の結果によると、平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月までの 1 年間の県外転出入の状況は、全体で、転入者が 16,010 人、転出者が 17,820 人で 1,810 人の転出超過となっています。5 歳ごとの年齢区分別では、15 歳から 19 歳で 403 人、20 歳から 24 歳で 740 人の転出超過となっており、15 歳から 24 歳の若年層で転出超過数の約 6 割を占めています。

#### ①県外大学等への進学

平成 26 年 3 月に県内の高校を卒業し、大学・短大に進学した者 4,643 人のうち、約 7 割の 3,452 人が県外の大学等に進学している一方、県外から県内の大学・短大へ進学した者は、平成 25 年度で 1,516 人となっており、転出超過数が大きくなっています。

◎県内高校卒業者の県外進学状況

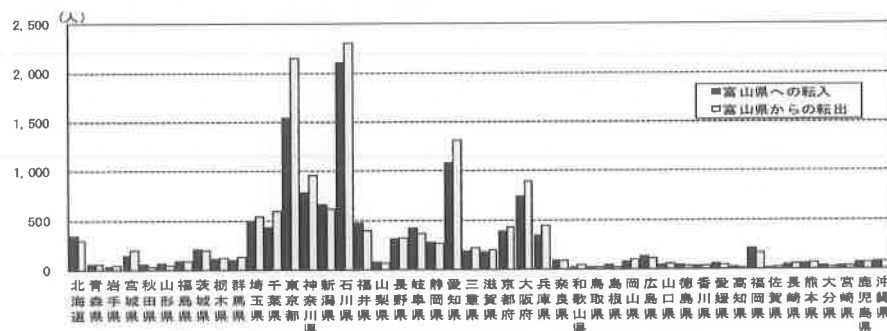
卒業年月	高校卒業生数	大学・短大進学者数 (A)	うち県外進学者数 (B)	県外進学者の割合 (B/A)
H24.3	8,791 人	4,604 人	3,368 人	73.2%
H25.3	9,556 人	4,940 人	3,712 人	75.1%
H26.3	9,106 人	4,643 人	3,452 人	74.3%

#### ②大学卒業時の県外就職

県外大学に進学した若者の U ターン就職率は、平成 26 年 3 月卒業生で 57.6% になっています。

一方、県内大学卒業者の県外就職の状況は、平成 26 年 3 月卒業生で、就職者全体の半数以上の約 900 人となっています。

■ 転入元、転出先の都道府県別県外移動者数



### 3 子ども・子育て支援新制度の施行

#### (1) 新制度施行の背景

近年、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

このため、平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートします。

#### 子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

#### (2) 新制度の目的

新制度は一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

##### ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育所・幼稚園に加えて、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ります。

##### ② 保育の量の拡大・確保、教育・保育の質の向上

新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、身近な保育の場を確保します。また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善なども図ります。

##### ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業」、「延長保育」、「妊婦検診」などのさまざまな子育て支援の充実を図ることとされています。

#### (3) 新制度の主なポイント

##### ●認定こども園制度の改善

施設を設置するための手続きを簡素化することや、財政措置の見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を推進することとされています。

##### <認定こども園のメリット>

- ・保護者が働いているいないに関わらず利用できます。
- ・保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できます。
- ・地域の子育て家庭のために、子育て相談や親子の交流の場など子育て支援を実施します。

●共通の給付による子ども・子育て支援

幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

●保育の量的確保、質の改善

小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や、子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、また職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の充実をめざします。

●市町村が実施主体

市町村が地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象にした子育て支援を充実させるための事業を実施します。

国及び県は、実施主体の市町村を重層的に支えます。

●社会全体による費用負担

社会保障・税一体改革において、子育て分野も社会保障分野の一つに位置づけられました。この新制度の実施には、消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。

●子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、事業主代表者、子育ての当事者、子育て支援者などが、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、子ども・子育て会議の設置を設けることとなっています。(努力義務)

本県においても、平成25年9月、「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」において、同会議を富山県における「子ども・子育て会議」と位置づけることが決定されました。

(4) 新制度の事業

新制度で行われる事業は、大きくは「教育・保育給付」と「地域子育て支援事業」を2区分となります。

●教育・保育給付

施設型給付	幼稚園	小学校移行の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

地域型保育給付	小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、承認数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する場合があるなどの場合に、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
	事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

●地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
②地域子育て支援拠点事業	地域の身近なところで、気軽に親子の交流ができる場所を開設し、子育て相談などの援助を行います。
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行い、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を行います。
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
⑧一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所などにおいて、乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行います。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。
⑩病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。

<p>⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成 事業)</p>	<p>保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校や児童館などで過ごすことができるような取組みです。</p>
<p>⑫実費徴収に係る補足 給付を行う事業</p>	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。</p>
<p>⑬多様な主体が本制度 に参入することを促進 するための事業</p>	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。</p>



## 第3章 計画の目標と基本方針

### 1 めざす社会の姿

子どもの笑顔や笑い声に包まれると、子どもの保護者はもとより、周囲の大人までもが、自然と笑みが浮かび、物事に対する意欲や希望が湧いてきます。

子どもたちは地域の宝、未来への希望です。子どもは、無限の可能性を秘め、まわりの人々との関わりの中でたくましく成長し、明日のとやまの発展を支えるかけがえのない存在であり、とやまの未来を担う貴重な人材です。

すべての子どもたちが周囲からの祝福を受けて誕生し、家族の愛情に包まれながら、地域の様々な人々に見守られ、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、たくましく健やかに育つ地域社会こそが、県民が夢や希望を持って生き生きと暮らせる活気ある地域社会であり、私たち県民の願いです。

こうしたことから、めざすべき社会の姿をつぎのとおりとします。

子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会

### 2 基本理念

子どもが健やかに成長する上では、まずは、保護者が子育ての第一義的責任を持っており、家庭において、深い愛情をもって、子どもを育てなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。めざす社会の実現にあたっては、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取組みを進めることが求められています。

このため、県はもとより県民一人ひとりが、子育て支援・少子化対策を進めるうえで共有すべき基本となる考え方として、子育て支援・少子化対策条例に基づき、次の4つを基本理念として掲げます。

- (1) すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすること
- (2) 保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携、協力して取り組むこと
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること
- (4) 子どもの権利・利益が最大限に尊重され、子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されること

### 3 基本目標

基本理念の下に、「子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会」の実現を目指すためには、県民一人ひとりが明確な目標を持ち、それに向けて具体的な行動を起こすことが大切です。

めざす社会の姿をよりわかりやすく具体化すると、結婚、出産や子育ての希望がかない安心して子どもを生み育てることができ、仕事との両立ができ、すべての子どもが健やかに成長できる環境をつくることであることから、計画の基本目標を次のとおりとします。

- ① 県民の結婚・出産・子育ての希望がかない、安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。
- ② 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。
- ③ すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

#### 4 基本方針

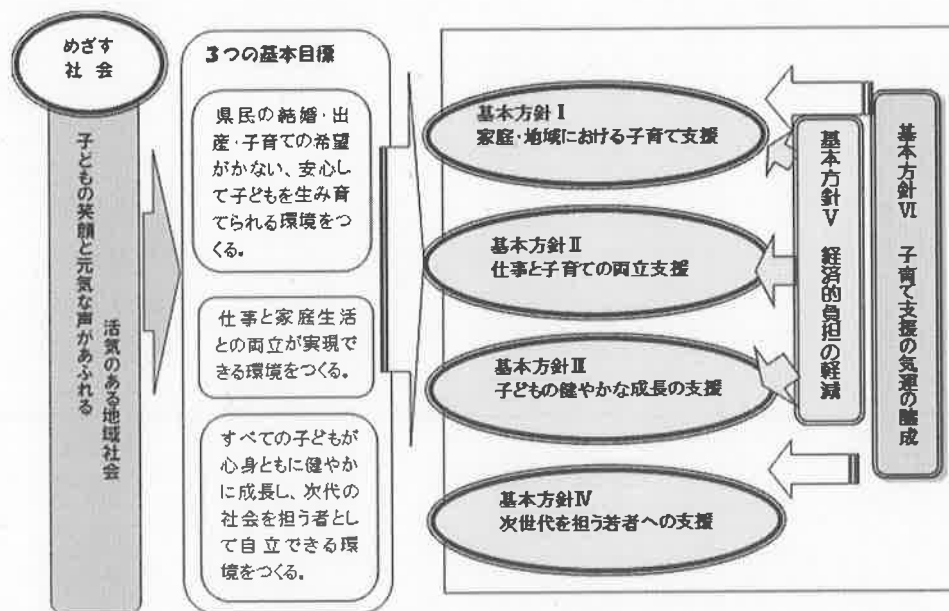
基本目標を達成するためには、家庭や地域に対して取り組む施策だけでなく、仕事と家庭生活の関係に関する施策、子どもたちが育つ環境の改善に向けて取り組む施策が必要です。また、これらの施策に共通する取組みとして、経済的な負担軽減の施策も必要です。

さらに、これらの子育て支援・少子化対策を推進する上での基盤となる、子どもの育成や子育てを応援する社会全体の意識づくりや気運の醸成を図る施策も必要です。

加えて、次世代を担う若者が県内で働き、結婚し、豊かな生活を送ることができる環境づくりのための施策も必要です。

このため、子育て支援・少子化対策条例に掲げる基本施策の「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」、「経済的負担の軽減」に加えて、「次世代を担う若者への支援」と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の6つを基本方針として掲げます。

<イメージ図>



若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、本県の出生率は1.9程度の水準まで向上することが見込まれます。

本県においては、まず結婚や子育てに関する現実と希望とのギャップを解消し、若い世代の結婚・子育ての希望ができるだけ実現できるよう取り組む必要があります。

もとより結婚や出産は、個人の自由な決定に基づくものですが、健康や経済的理由などから希望がかなえられない場合もあります。

このため、個人の価値観やそれぞれが置かれた状況を十分尊重しつつ、県、市町村、事業者、関係機関・団体が連携して、子育て支援・少子化対策を計画的に推進し、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に向けて取り組んでいきます。

## 第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

### 1 今後取り組むべき重点施策

子育て支援・少子化対策は、幅広い分野にわたる施策を総合的に進める必要がありますが、子育て家庭の皆さんのご意見や、子育て支援・少子化対策県民会議での議論等を踏まえ、今後特に重点的に取り組むべき施策を以下のとおり設定し、施策の着実な推進を図ります。

#### <今後取り組むべき重点施策>

- 教育・保育・子育て支援のさらなる充実
- 仕事と子育ての両立支援の実効ある取組みの推進
- 男性の育児・家事への参画の促進
- 結婚を希望する男女への支援
- 若い世代へのライフプラン教育の推進
- Uターン就職の促進など若者の定着支援
- 多子世帯の経済的負担の軽減

#### (1) 教育・保育・子育て支援のさらなる充実

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に対応し、幼児期の教育・保育、子育て支援の充実が求められています。

また、本県では、保育所の入所待機児童は発生していませんが、延長保育や病児・病後児保育など多様な保育や放課後児童クラブの充実を望む意見が多くあります。

#### <みなさんの意見>

- ・病児保育の不足が仕事と子育ての両立を困難にしていると聞く。
- ・保育所での延長保育は働く保護者にとって必要であるが、小学校低学年においても同じような支援があるとよい。
- ・学童保育（放課後児童クラブ）の設置を促進してほしい。

#### 施策の方向性

保護者の就労の有無や子どもの状況に関わらず、すべての子どもの健やかな育ちを保証していくため、子育て家庭のニーズに応じて、質の高い教育・保育を提供するとともに、子育て支援の充実を図る必要があります。

病児・病後児保育等の多様な保育の充実、放課後児童クラブの設置促進や開設時間の延長など、さらなる拡充を図ることが必要です。

#### 【具体的な取組み】

- 幼児教育・保育の充実と一体的な提供の促進
  - ・地域の実情や事業者の意向を踏まえ、教育と保育を一体的に行う認定こども園の設置を促進します。
  - ・幼保連携型認定こども園の保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が必要）の免許・資格取得の支援や、幼稚園、保育所、認定こども園等の人材確保対策を推進します。

・小規模保育や地域の子どもを受け入れる事業所内保育所など地域のニーズに応じた多様な保育の提供を支援します。

○ 多様な保育の充実

・保護者ニーズに応じて延長保育など多様な保育の充実を支援します。

○ 放課後児童クラブの充実

・利用児童の増大に対応した放課後児童クラブの設置や、保護者ニーズに応じた開設時間延長を支援するとともに、放課後児童支援員の認定研修を行うなど質の向上を進めます。

○ 職員研修の充実

・幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質向上を図るための研修や、幼稚園、保育所、小学校の連携を推進します。

○ 多様な障害に対する支援の充実

・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける多様な障害への対応の強化に努めます。

## (2) 仕事と子育ての両立支援の実効ある取組みの推進（ワーク・ライフ・バランスの一層の推進）

これまでの仕事と子育ての両立支援の取組みなどにより、本県は、女性の有業率や平均勤続年数が全国トップクラスであるなど、女性にとって働きやすい職場環境にあるといえます。一方で、平成25年調査によれば、出産1年前と出産1年後とで女性の就業状況を見ると、常勤者の約4割が常勤を辞めている状況にあることや、男性の育児休業取得率は1%程度と低い状況にあるなどの課題もあります。

### <みなさんの意見>

・両立支援制度を取り入れる企業が増えつつあるが、制度を活用するための、会社の体制や環境づくりが大切。

・規模の小さな企業において、一般事業主行動計画の策定が促進されるよう、きめ細かな支援を行ってほしい。

### 施策の方向性

全国に先駆け、一般事業主行動計画の策定対象を拡大し支援を行うなど、全国モデルとなる成果を挙げており、引き続き、取組みを推進する必要があります。

今後は、小規模な企業においても両立支援の取組みが促進されるよう、計画策定対象範囲を拡大（従業員30人以上）するとともに、計画が円滑に策定できるよう、支援を強化することが必要です。

### 【具体的な取組み】

○ 一般事業主行動計画の策定促進

・優れた取組事例の紹介や企業内研修会への講師派遣など、一般事業主行動計画の円滑な策定を支援します。

・ホームページを活用した一般事業主行動計画の公表を促進することにより、計画の質の向上を図ります。

○ 職場環境の整備、働き方の見直し

- ・育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立に資する諸制度が活用されるよう事業主の理解促進を図ります。
- ・両立支援に取り組む企業を表彰し、その取組み事例をセミナー等で広く周知します。
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します。
- ・働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進を企業に働きかけるほか、多様で柔軟な働き方の普及・啓発を推進します。

○ 女性の再就職支援

### (3) 男性の育児・家事への参画の促進

家庭における育児等の役割分担をみると、育児・家事のいずれの負担も女性に偏っており、女性の精神的・身体的負担感も高くなっています。また、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査もあります。

<みなさんの意見>

- ・男性にもっと育児参画してもらうためにも、男性の働き方を変えていくことが大切。
- ・子どもを増やし、なおかつ女性がいきいきと働くためには、男女が共に育児を楽しんでいくという機運を作っていくことが重要。

施策の方向性

母親の子育ての負担感の軽減や子どもの健やかな成長のためには、父親の子育てへの参画が重要であり、男性の育児・家事参画を積極的に推進する必要があります。

#### 【具体的な取組み】

○ イクメン・カジダン出前講座の開催

企業や大学等に出向き、男性従業員の働き方の見直しや家事・育児に参画しやすい職場づくりを促す講座のほか、将来のイクメン・カジダンを増やすためのライフキャリアを考える講座を開催するなど、男性の家事・育児への参画を推進します。



○ 男性の働き方の見直し

男性の仕事と生活の調和や、家事・育児に参画しやすい職場環境づくりのための出前講座等を開催するなど、男性の働き方の見直しを推進します。

### (4) 結婚を希望する男女への支援

将来結婚したいが、適当な相手にめぐり合わないため結婚していないという男女が多くなっています。また、行政に結婚支援に取り組んでほしいとの意見も多くなっています。

<みなさんの意見>

- ・とやまマリッジサポートセンターの存在を知ってもらうことが重要であり、積極的なPRに努めてもらいたい。
- ・いろいろな団体で実施している男女の出会いイベント等への支援を行ってもらいたい。



大学での取り組み	学生を対象に、外部講師を大学等に派遣し、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産についての知識を提供するとともに、将来の仕事と併せて出産・子育てを視野に入れた自分のライフデザインを描く機会を提供します。
女性の健康に関する正しい知識の普及	働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

## (6) Uターン就職の促進など若者の定着支援

若者の県外流出が人口減少・少子化の一つの要因となっています。若者の県外流出の主な原因として考えられるのは、高校卒業時の県外大学等への進学や、大学卒業時の県外就職などです。

### <みなさんの意見>

- ・人口減少対策として、一旦県外に進学した若者がきちんと県内で就職できるようにすることが必要で、魅力的な職場の確保や県内で就職を希望する若者への就職支援に力を入れてほしい。
- ・移住者を増加させるためには、まちづくりに携わる県内外の方々のネットワークづくりが必要。

### 施策の方向性

本県のUターン就職率は非常に高い状況にあるが、今後は、北陸新幹線の開業効果を最大限に活かし、若者の県内定着を一層促進する必要があります。

このため、県外大学等進学者のUターン就職の促進や、大都市圏在住の社会人のUIJターンの推進、定住・半定住の促進に一層取り組むことが必要です。

### 【具体的な取組み】

- UIJターンの推進
  - ・UIJターン情報の発信を強化し、特に若者や女性にUIJターンの動機付けを行います。
  - ・UIJターン希望者と県内企業とのマッチングの機会を提供します。
- 定住・半定住の促進
  - ・首都圏等での移住に関する情報発信の強化、相談体制の整備を進めます。
  - ・空き家の活用など、移住者の受け入れ体制の整備に取り組みます。

## (7) 多子世帯の経済的負担の軽減

本県においては、第3子以上の子どもの割合が比較的低い状況にあるとともに、県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数に大きな乖離があり、その理由としては、多くの方が「経済的負担が増えるのは大変だから」と答えています。

出産可能人口が減少する中、人口減少に歯止めをかけるためには、県民が希望どおり子どもを持てるような環境を整備する必要があります。

### <みなさんの意見>

- ・保育料の負担は、第2子、3子となったら切実な問題だと思う。
- ・幼少期だけでなく、長い期間での経済的支援をして欲しい。
- ・子どもを産んで育てられるように経済的援助をすることが必要。

### 施策の方向性

子どもを生み育てやすい環境をつくるため、保育料等の支援・軽減などの経済的な負担軽減を図ることが重要であり、多子世帯の保育料の軽減について、対象年齢の拡大や軽減率の見直しなど、大幅な拡充を図ることが必要です。

また、多子世帯については、大学進学時における学費等の負担が大きいことから、将来の教育費への支援も重要です。

### 【具体的な取組み】

#### ○ 多子世帯の保育料の軽減の拡充

保育所・幼稚園に通う第3子以上の保育料（一定所得以下の家庭）の無料化を支援します。

現 行			拡 充 案		
○同時入所にかかわらず、第3子以上(0~4歳)の保育料軽減			○第3子以上の保育所第5階層・幼稚園第4階層までは保育料無料化(0~5歳) (保育所第6階層・幼稚園第5階層以上は現行どおり)		
第3子以上の子どもが			第3子以上の子どもが		
0~3歳の場合	4歳の場合	5歳の場合	0~3歳の場合	4歳の場合	5歳の場合
1/2軽減	1/3軽減	軽減なし	年齢にかかわらず無料		
保育所：第5階層まで 推定年収 約640万円以下 幼稚園：第4階層まで 推定年収 約680万円以下					
保育所：第6階層以上 推定年収約640万円超 幼稚園：第5階層以上 推定年収 約680万円超			1/2軽減	1/3軽減	軽減なし
			現行のとおりに		

#### ○ 多子世帯向け融資の拡充

多子世帯に対し、子どもの大学等への就学等に必要な費用の確保を支援するため、貸付対象を拡大するとともに、金利負担の軽減（実質的な無利子化）を図ります。

#### ○ 子育て応援券の手厚い配付

子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に保育サービス等が利用できる「子育て応援券」について、多子世帯に対し、手厚く配付します。

（第1子・第2子は1万円分、第3子以降は3万円分）



## 2 具体的施策の展開

### <施策体系>

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
I 家庭・地域における子育て支援	1 子育て家庭に対する支援	(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実
		(2) 情報提供・専門的な相談の実施
		(3) ひとり親家庭などに対する支援
	2 地域における子育て支援の促進	(1) 子育てを支援する人材の育成
		(2) 子育て支援活動の促進
		(3) 子育て支援のネットワークづくり
	3 安心して子育てができる生活環境の整備	(1) 子育てにやさしいまちづくり
		(2) 子どもの交通安全対策の推進
		(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
		(4) 良質な住環境の確保
	4 母と子の健康づくりへの支援	(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援
		(2) 子どもの健やかな成長のための支援
(3) 障害や疾病のある子どもへの支援		
(4) 周産期医療等の充実		
II 仕事と子育ての両立支援	1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進	(1) 働き方の見直し
		(2) 企業等における男女共同参画の取組み促進
	2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	(1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援
		(2) 両立支援制度などの定着促進
		(3) 両立支援に取り組む企業への支援
	3 就業支援	(1) キャリアアップや再就職等の促進
(2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進		
III 子どもの健やかな成長の支援	1 子どもの権利と利益の尊重	(1) 子どもの権利と利益に関する広報・啓発
		(2) 子どもの人権侵害の未然防止、早期発見、早期対応
		(3) 養護を要する子どもへの支援
	2 子どもの健全な育成	(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進
		(2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進
		(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進
		(4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
	3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進	(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実
		(2) 家庭生活における性別による固定的役割分担意識の解消
	4 子どもの生きる力を育成する教育の推進	(1) 家庭の教育力の向上
		(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実
		(3) 豊かな心を育む教育の推進
(4) 児童生徒と心の体の健康づくり		
IV 次世代を担う若者への支援	1 結婚を希望する若者への支援	(1) 結婚を希望する独身男女の応援
	2 ライフプラン教育の推進	(1) 自らのライフプランを考える機会の提供
	3 若者の定着支援	(1) 若者への就業支援の充実 (2) 若者や女性の定着支援
V 経済的負担の軽減	1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 県の特性に応じた施策等の推進
VI 子育て支援の気運の醸成	1 子育て支援の気運の醸成	(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくり
		(2) 家族のふれあいを促進する啓発活動

## 基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

子どもは生活の基盤である家庭において育まれることから、保護者が心に余裕を持って子どもに愛情を注ぐことができる、安定した家庭環境にあることが大切です。このため、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて、自信を持って子育てにあたることができるよう、情報提供・相談の実施、教育・保育の提供など、家庭に対する支援を進めます。

また、地域の人々や団体などによる子育て支援活動を促進し、子育て家庭を見守り、支える地域づくりや、子どもや子ども連れの人、妊婦などが安心して外出できる子育てに配慮された生活環境の整備に取り組めます。

さらに、妊娠・出産のリスクや不安を軽減し、生まれてくる子どもの障害の予防、早期発見、早期対応を図るため、母子保健や周産期医療などの体制整備や障害等を有する子どもに対する支援を行います。

### 1 子育て家庭に対する支援

#### 現状と課題

核家族化や都市化の進行等により、家庭や地域の子育て機能が低下し、子育てに対する不安感や負担感が大きくなっています。

こうした状況の中、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労の有無や状況に関わらず、すべての子どもの健やかな育ちを保証していくため、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上を図っていくこととしています。

本県においては、保育所の待機児童は発生していないものの、3歳未満の入所児童が増加しており、延長保育や病児・病後児保育等の多様な保育に対するニーズも高いことから、地域の実情に応じて計画的に教育・保育を提供し、子育て支援の充実を図ることが求められています。

このため、子育て家庭のニーズに対応した支援の拡充に必要な職員の確保を推進するとともに、より一層の資質の向上を図る必要があります。

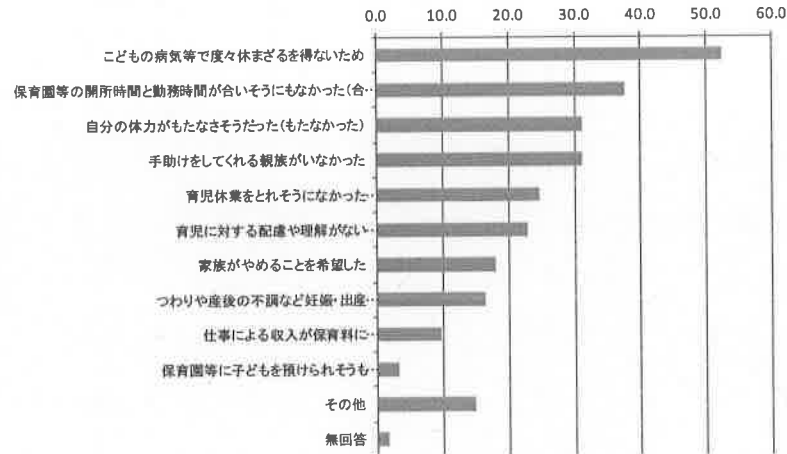
また、子ども・子育て支援新制度において、放課後児童クラブの利用対象が「おおむね10歳未満の小学生」から「小学生」に拡大されるとともに、全国共通の研修を受講した有資格者を置くことが必要となります。

このため、指導員の人材確保と質の向上に努めるとともに、子育て家庭のニーズを踏まえ、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間の延長など、より一層の充実を図る必要があります。

また、子育てに関する不安感や負担感を解消するため、子育て家庭に対し、適時適切な情報提供や関係機関、団体等が実施する相談窓口の周知、相談体制の充実を図るとともに、子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援の中から、子どもや保護者がニーズに合わせて、適切な支援を選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談・援助等を行う必要があります。

ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭の多くが、生活費や子育て、家事等に様々な悩みを抱えており、こうした家庭の経済的自立を図るための就業支援や、仕事と子育ての両立を支える子育て、生活支援策等が求められています。

◎仕事と育児の両立の難しさで仕事を辞めた理由



資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

○ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実

<p>①地域の実情に応じた幼児教育・保育の充実と一体的な提供の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の待機児童が年間を通して発生しないよう、市町村に対し、適正な定員の確保や定員の弾力運用について助言します。</li> <li>・ 小規模保育や地域の子どもを受け入れる事業所内保育など地域のニーズに応じた多様な保育の提供を支援します。</li> <li>・ 保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、教育と保育を一体的に行う認定こども園について、地域の実情や事業者の意向を踏まえながら、普及を図ります。</li> <li>・ 既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行については、地域の実情に応じて適切な利用定員が設定されるよう、市町村と十分協議しながら認可・認定を行うことを基本とします。</li> <li>・ 地域の実情に応じて計画的に教育・保育を提供するため、認定こども園や保育所の施設や設備の整備を支援します。</li> </ul>
<p>②延長保育等の多様な保育の拡充と質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の働き方の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育など多様な保育の充実を支援します。</li> <li>・ 市町村等に事業実施に必要な情報提供や助言等を行い、保護者ニーズを踏まえた病児・病後児保育を充実します。</li> <li>・ 保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等における一時預かり事業を促進します。</li> <li>・ 臨時的な保育ニーズに対応するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの普及と充実に努めます。</li> <li>・ 家庭において養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で預かる事業（子育て短期支援事業）を実施する市町村を支援します。</li> </ul>
<p>③特別な配慮を必要とする。子どもへの保育等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育に特別な配慮を必要とする。児童に対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修を実施するなど、障害児保育を充実します。</li> </ul>

<p>④幼児教育・保育の従事者の確保と資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育・保育を担う幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善を支援するとともに、職員の処遇改善等を行い、人材の確保を図ります。</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有することが求められていることから、どちらか片方の免許・資格のみを有している者が、もう一方の免許・資格を円滑に取得できるよう支援します。</li> <li>・ 保育士・保育所支援センターにおいて、市町村や関係機関と連携しながら、保育士の資格を持つ人材の発掘や再就職等の支援、相談支援等を行い、保育士確保対策を推進します。</li> <li>・ 幼稚園教員等の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、県教育委員会が主催する研修へ保育所保育士の参加や参画を促進します。</li> <li>・ 保育教諭や保育士等に対し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等を踏まえた資質の向上を図る研修を充実します。</li> <li>・ 幼児と児童の交流の機会や小学校教員との意見交換、合同研修の機会を設けるなど、幼・保・小の連携を推進します。</li> <li>・ 県・市町村の幼稚園、保育所を所管する部局の一層の連携を促進します。</li> </ul>
<p>⑤幼児教育・保育内容の評価と質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可外保育施設も含め、運営に関する研修や指導監査を実施します。</li> <li>・ 自己評価の実施や福祉サービス第三者評価制度の普及を進めます。</li> <li>・ 保育所や幼稚園、認定こども園等の運営の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、施設運営状況等に関する情報公表を進めます。</li> <li>・ 利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情解決体制の整備を促進します。</li> <li>・ 保育所等において、子どもを安心して育てることができるようインフルエンザ等の感染症対策を充実します。</li> </ul>
<p>⑥放課後児童クラブ等の拡充と指導員の資質の向上等（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援します。</li> <li>・ 放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化等の運営改善を支援します。</li> <li>・ 放課後児童クラブ等について理解を深める講座を開催するなど、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間延長に必要な人材を発掘・育成します。</li> <li>・ 放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の認定研修を実施するとともに、障害児等の受け入れや指導員としての役割を十分果たせるよう、資質向上を図るための研修を実施します。</li> <li>・ 特別支援学校等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりを実施します。</li> </ul>
<p>⑦子育て支援拠点の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援センター等の設置促進と地域における子育て支援機能の充実を図ります。</li> <li>・ 妊婦や在宅で保育を行っている3歳未満の子どもを持つ保護者も身近</li> </ul>

	<p>な子育て支援拠点である保育所におけるサービスが受けられる「マイ保育園」制度の利用促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を実施するため、子育て支援の取組みを行う保育所等と小児科・産婦人科等との連携を促進します。</li> <li>・認定こども園、幼稚園、富山型デイサービスなどにおける子育て支援の取組みを促進します。</li> </ul>
--	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
通常保育の受入児童数	30,654 人	29,082 人	市町村計画値を目標とする。
うち 3 歳未満児の受入れ児童数	12,245 人	12,390 人	
待機児童数	0 人	0 人	待機児童0人を維持する。
延長保育実施保育所数	216 か所	231 か所	市町村計画値を目標とする。
休日保育実施保育所数	59 か所	72 か所	市町村計画値を目標とする。
一時預かり事業実施箇所数	137 か所	150 か所	市町村計画値をもとに、更なる上積みを目指す。
病児・病後児保育事業実施箇所数	76 か所	103 か所	市町村計画値を目標とする。
障害児保育の研修を受けた保育士数	1,414 人	2,341 人	1保育所あたり3名程度の受講を目指す。
放課後児童クラブ数(再掲)	219 か所	259 か所	市町村計画値を目標とする。
放課後児童クラブの登録者数	7,510 人	10,387 人	市町村計画値を目標とする。
放課後児童クラブのうち 18 時を超えて開所するクラブ数(再掲)	58か所	78 か所	市町村計画値を目標とする。
とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数(再掲)	23か所	25 か所	放課後児童クラブへの移行等を見込み、ほぼ現行数を目指す。
地域子育て支援センター設置箇所数	76 か所	91 か所	市町村計画値を目標とする。
利用者支援事業実施市町村数	—	15 市町村	全市町村での実施を目指す。
幼稚園子育て支援実施園の割合(預かり保育、園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、子育て相談など)	100%	100%	引き続き全幼稚園での実施を目標とする。
第三者評価を受ける保育所数(累計)	37 か所	50 か所	毎年2か所程度ずつの受審を推進する。

(2) 情報提供・専門的な相談の実施

① 子育て支援情報の提供や相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携した効果的な情報発信と、情報誌や子育て支援ホームページの充実を図ります。</li> <li>・各分野の相談機関等との連携強化と相談員の資質向上に努めます。</li> <li>・電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。</li> </ul>
----------------------	---

② 妊娠・出産に関する情報提供や専門相談などの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の不安や悩み、疑問等をいつでも気軽に相談できるよう、相談窓口の充実とその情報提供に努めます。</li> <li>・母と子の愛着形成の促進と豊かな母性意識の醸成を図るための支援を行います。</li> <li>・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>・市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援します。</li> </ul>
③ 子育て家庭に対する総合的な相談・支援機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭が多様な支援の中から、ニーズに合った適切な支援を選択して利用できるよう、子育て支援センター等の身近な場所で、情報提供や相談・助言等を行う機能の充実を図ります。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
ホームページ「子育てネットとやま」等へ小学生以下の子どもを持つ家庭がアクセスする割合	38.2%	上昇を目指す	県の子育て支援に関するホームページへのアクセスも含め、上昇を目指す。

(3) ひとり親家庭などに対する支援

① 相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実します。</li> <li>・民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進します。</li> <li>・生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、経済的自立のみならず日常生活や社会的自立などに関する相談支援を実施します。</li> <li>・養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進します。</li> </ul>
②生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進します。</li> <li>・学習支援ボランティアによるひとり親家庭の児童への学習支援を促進します。</li> <li>・ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、または、就業のための訓練が受けられるよう、保育所への優先入所や子どもの居場所づくりを促進します。</li> </ul>

## 2 地域における子育て支援の促進

### 現状と課題

核家族化や都市化が進む中、家庭の子育て力が低下しており、育児の孤立化や子育てに対する不安の増大など、子育てに伴う不安感、負担感が高まっています。

地縁による共同体意識が薄まりつつあり、地域の潜在的な福祉力を活かすためにも、行政では行き届かない、きめ細やかな子育てに関する支援を担う人材や団体を育成する必要があります。

特に、豊かな経験や知識を有する元気な高齢者を中心に、子育てに関する知識やノウハウを生かしたボランティア活動への参加を促進する必要があります。

子育て家庭が身近で利用できればよいと思うサービスとして、子育て中の母親が集うサークルを希望していることから、地域における子育てサークル等の活動を促進するとともに、効果的に活動できるよう、情報提供や各種子育て支援団体等の情報交換の機会を設けるなど、相互の連携を促進する必要があります。

### <身近で利用したいサービス>

		(人、%)									
		【複数回答】									
		回答者数	子育て中の母親が集うサークル	子育てに関する専門のアドバイザー	育児のための教室	育児や家事を代行してくれる訪問サービス	送り迎えする子どもを保育園等に	その他	特にない	無回答	
全体		797	26.7	27.2	7.3	15.2	17.3	7.0	31.7	4.1	
年齢	～19歳	1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	
	20～24歳	7	42.9	42.9	28.6	14.3	-	-	42.9	-	
	25～29歳	90	44.4	34.4	11.1	8.9	13.3	5.6	30.0	3.3	
	30～34歳	264	32.2	28.8	10.2	14.4	15.9	6.1	31.4	2.7	
	35～39歳	284	20.1	21.5	4.2	17.6	20.8	9.5	31.3	7.4	
	40歳～	150	18.0	30.0	4.7	16.0	16.7	5.3	33.3	1.3	
子現 在の 数	1人	222	39.6	40.1	14.4	14.9	14.4	6.3	20.3	1.8	
	2人	413	22.5	24.5	5.1	14.3	18.6	7.7	37.5	4.1	
	3人	131	19.1	16.8	3.1	19.1	16.8	6.1	35.1	3.8	
	4人以上	21	28.6	19.0	4.8	19.0	33.3	4.8	33.3	-	

### ○ 施策の基本方向と具体的施策

#### (1) 子育てを支援する人材の育成

① 子育て支援ボランティア等の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における身近な相談相手である母子保健推進員などの育成を支援し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指します。</li> <li>・ 高齢者等の知識やノウハウを活用し、保育施設等でボランティア活動を実施できる人材を、市町村と連携して育成します。</li> <li>・ 子育て支援に関する全国共通の研修を修了した方を「子育て支援員」として認定し、多様な保育や放課後児童クラブ等において、地域の実情やニーズに応じて活動する人材を育成します。</li> </ul>
② 祖父母による子育て支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祖父母や地域の先輩中高年齢者に対し、妊娠・出産・子育てについての情報を提供します。</li> </ul>

③子どもの豊かな遊びや体験活動を創造、普及する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの自然体験、奉仕活動、遊びなど児童健全育成に取り組む団体の育成と活動を支援します。</li> <li>・青少年の野外活動等を指導するボランティアの育成を促進します。</li> <li>・児童の健全育成に取り組む団体で実施している認定指導員やジュニアリーダーの養成講座等により、子どもの遊びの指導者づくりを推進します。</li> </ul>
-----------------------------	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
子育てシニアサポーターなど、子育て支援活動している人の数	273 人	370 人	毎年概ね 20 名程度の増加を目指す。
ファミリー・サポート・センター登録者数(サービス提供者)	1,598 人	1,800 人	毎年概ね 40 名程度の増加を目指す。
県児童クラブ連合会認定指導員数	438 人	460 人	毎年概ね 5 人程度ずつの養成を目指す。

(2) 子育て支援活動の促進

①異年齢の子どもや親子が集い交流する活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保します。</li> <li>・次世代を担う児童の健全育成を支援します。</li> <li>・地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。</li> <li>・地域住民等が、保護者の就業状況や子どもの年齢等にとらわれず、多様な形で自主的に子どもの居場所づくりに取り組む「とやまっ子さんさん広場」を市町村と連携しながら推進します。</li> </ul>
②NPO 等の子育て支援団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きめ細かな子育て支援活動を推進するため、地域において、NPO、子育てサークル等が行う子育て支援活動を支援します。</li> <li>・子育て支援に関するNPOやグループ等の先進的な取組みについて、子育て支援活動をしている団体等へ情報提供を行い、活性化を促進します。</li> <li>・地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの運営を支援します。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
子育てサークル活動組織数	185	増加を目指す	H25 年度よりも増加させる。
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村	15 市町村	全市町村での実施を目指す。



### (3) 子育て支援のネットワークづくり

①子育て支援関係機関の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援関係機関の連携・ネットワーク化を促進します。</li> <li>・県内の子育て支援センター相互の情報交換や研修会等を行う子育て支援センター連絡協議会の活動を支援します。</li> </ul>
②子育て支援を行う地域の様々な団体のネットワーク化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援団体の活動が効果的、効率的に行われるよう、ネットワークの形成を推進します。</li> <li>・子育て支援団体等の活動発表、交流等を行うイベントを開催し、子育て家庭との交流を図るとともに、子育て支援団体等の連携を促進します。</li> </ul>

## 3 安心して子育てができる生活環境の整備

### 現状と課題

子どもを安心して生み育てるには、安全で安心できる生活環境の整備が重要であり、子育て中の親子が安心して外出できるように、子育てにやさしいまちづくりを推進する必要があります。

中学生以下の子どもの交通事故の多くが「買い物、訪問」、「通学・通園」時に発生していることから、校区内を安心して歩けるよう、学校、地域、道路管理者等と連携して交通事故の発生が予想される危険箇所を把握し、情報の共有化を図るとともに、歩道や交通安全施設等の道路交通環境の改善に取り組み、事故の未然防止対策を実施することが必要です。

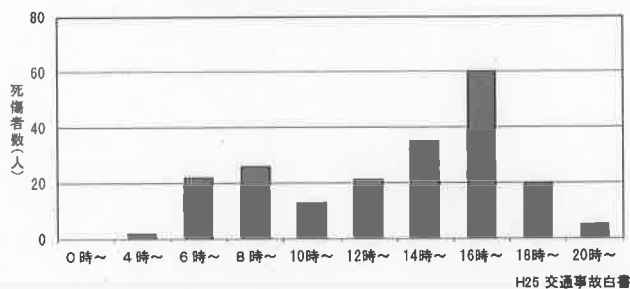
下校途中の小学生に対する不審な声かけ・つきまとい等は県民に大きな不安を与えており、今後とも、子どもの危険予測や回避能力を高める防犯安全教育を効果的に推進するとともに、地域全体で子どもの安全を見守る体制の充実に努める必要があります。

子育て家庭を含む多世代世帯が安心して生活できるような良好な居住環境（生活環境）が求められています。

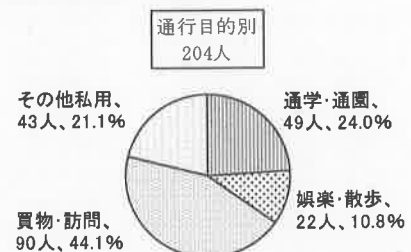
小学生に対する不審な声かけ（県警調べ）

H16	H21	H22	H23	H24	H25
100	59	86	96	125	116

時間帯別死傷者数(中学生以下)



通行目的別死傷者割合(中学生以下)



H25 交通事故白書

### ○ 施策の基本方向と具体的施策

#### (1) 子育てにやさしいまちづくり

①子育てバリアフリー化の推進及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の都市公園整備を推進します。</li> <li>・都市公園の新設整備および既存施設の更新の際、誰もが安心して安全に利用できるよう、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進</li> </ul>
----------------------	---

	<p>に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、県内の公共施設や金融機関、病院などのバリアフリー化の状況をマップとして情報提供することにより福祉のまちづくりを推進します。</li> </ul>																																				
②子ども連れにやさしい施設・設備の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の方が安心して文化活動等に参加できるように、公共施設や行事等における臨時保育室の設置を促進します。</li> </ul>																																				
③安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺等への防犯カメラの設置を促進します。</li> <li>通学児童が安全に通行できる歩道等のハード整備を推進します。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特に重要な通学路延長</td> <td>km</td> <td>301.9</td> <td colspan="6">301.9</td> </tr> <tr> <td>うち歩道等設置延長</td> <td>km</td> <td>179.5</td> <td>180.6</td> <td>181.6</td> <td>182.4</td> <td>183.7</td> <td>184.3</td> <td>185.3</td> </tr> <tr> <td>安全に通学できる歩道割合</td> <td>%</td> <td>59.5</td> <td>59.8</td> <td>60.2</td> <td>60.4</td> <td>60.8</td> <td>61.0</td> <td>61.4</td> </tr> </tbody> </table>		単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	特に重要な通学路延長	km	301.9	301.9						うち歩道等設置延長	km	179.5	180.6	181.6	182.4	183.7	184.3	185.3	安全に通学できる歩道割合	%	59.5	59.8	60.2	60.4	60.8	61.0	61.4
	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																													
特に重要な通学路延長	km	301.9	301.9																																		
うち歩道等設置延長	km	179.5	180.6	181.6	182.4	183.7	184.3	185.3																													
安全に通学できる歩道割合	%	59.5	59.8	60.2	60.4	60.8	61.0	61.4																													

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
都市公園の面積	1,589ha	1,600ha	総合計画での指標を目標とする。 (都市公園の開設済み面積)
安全に通学できる歩道割合	61.4%	63%	県の整備見込みに基づき設定。 特に重要な通学路の63%に歩道等を設置。

(2)子どもの交通安全対策の推進

①交通安全教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・親・高齢者の交流を通じた、体験・実践型の交通安全教育を推進します。</li> <li>チャイルドシートの普及・啓発と適切な着用を推進します。</li> <li>自転車乗車時のヘルメット着用推進の普及・啓発活動を推進します。</li> <li>街頭指導等を通じた交通ルール・マナーの指導・啓発を行います。</li> <li>子ども自転車大会の開催を通じて交通安全意識の高揚を促進します。</li> </ul> <p>チャイルドシート使用状況調査(使用率の経年推移:6歳未満全体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県</td> <td>53.5</td> <td>64.2</td> <td>69.2</td> <td>67.1</td> <td>70.3</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>54.8</td> <td>56.8</td> <td>57.0</td> <td>58.8</td> <td>60.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(%)</p> <p>チャイルドシート使用状況全国調査(警察庁/日本自動車連盟(JAF))より作成</p>	区分	H21	H22	H23	H24	H25	富山県	53.5	64.2	69.2	67.1	70.3	全国平均	54.8	56.8	57.0	58.8	60.2
区分	H21	H22	H23	H24	H25														
富山県	53.5	64.2	69.2	67.1	70.3														
全国平均	54.8	56.8	57.0	58.8	60.2														
②交通安全箇所の調査と安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校が交通安全ホームページの制作に取り組むことにより、身近な交通環境の再認識を促進します。</li> <li>通学路の交通安全の確保に向けた取組みを推進します。</li> <li>幼児、小中学生と学校等が交通危険箇所を調査して、ヒヤリマップの作成に取り組むことにより、交通安全意識を啓発します。</li> </ul>																		

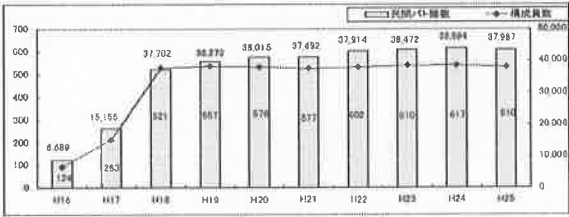
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大な交通事故発生現場での実地調査により、子どもの安全に配慮した交通施設等の道路交通環境の改善と整備を推進します。</li> </ul>
--	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
バリアフリー化信号機の設置数	60 基	72 基	主要駅周辺の主な経路にある信号機の 8 割のバリアフリー化を目指す。
チャイルドシートの使用率	70.3%	極力 100%	未就学児の死傷防止のため、可能な限り 100%の着用を目指す。
交通事故死傷者 〔死者数〕 〔負傷者数〕	53 人 5,338 人	43 人以下 5,500 人以下	総合計画、富山県交通安全計画を基に設定。

**(3) 子どもを犯罪から守るための活動推進**

<p>①犯罪被害にあわないための防犯安全教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動、防犯活動に取り組む事業者による地域の防犯活動を身近に体験することにより、防犯に対する意識や防犯活動への理解を促進します。</li> <li>・ 防犯意識を高め、不審者に対する対処方法を身につけるため、幼稚園等や小学校において、「こども安全サポーター」による防犯安全教室の開催を推進します。</li> </ul> <div data-bbox="715 1283 1214 1648" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>刑法犯認知件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認知件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H12</td><td>17,060</td></tr> <tr><td>H13</td><td>16,211</td></tr> <tr><td>H14</td><td>15,201</td></tr> <tr><td>H15</td><td>14,206</td></tr> <tr><td>H16</td><td>13,168</td></tr> <tr><td>H17</td><td>11,244</td></tr> <tr><td>H18</td><td>10,948</td></tr> <tr><td>H19</td><td>10,112</td></tr> <tr><td>H20</td><td>9,740</td></tr> <tr><td>H21</td><td>7,679</td></tr> <tr><td>H22</td><td>6,679</td></tr> <tr><td>H23</td><td>6,679</td></tr> <tr><td>H24</td><td>6,679</td></tr> <tr><td>H25</td><td>4,285</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	認知件数	H12	17,060	H13	16,211	H14	15,201	H15	14,206	H16	13,168	H17	11,244	H18	10,948	H19	10,112	H20	9,740	H21	7,679	H22	6,679	H23	6,679	H24	6,679	H25	4,285
年度	認知件数																														
H12	17,060																														
H13	16,211																														
H14	15,201																														
H15	14,206																														
H16	13,168																														
H17	11,244																														
H18	10,948																														
H19	10,112																														
H20	9,740																														
H21	7,679																														
H22	6,679																														
H23	6,679																														
H24	6,679																														
H25	4,285																														
<p>②犯罪から地域の子どもの安全を守る意識を高める情報提供・指導の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間パトロール隊や地区安全なまちづくり推進センター、防犯活動に取り組む事業者に対して防犯活動に役立つ情報を提供し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。</li> <li>・ 児童の集団登下校の徹底や学校安全パトロール隊による見守り活動を推進します。</li> <li>・ 不審者情報等の共有化を図るために、リアルタイム共有システムへの登録と活用を保護者に呼びかけます。</li> <li>・ 県警ホームページや電子メールを活用し、子ども安全情報や子どもの犯罪等の被害の現状、防犯対策等をタイムリーに提供して子どもの安全</li> </ul>																														

	<p>を守る意識を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や関係機関と連携して、校区内の地域安全マップの作成や、「子ども110番の家」への駆け込み訓練等を取り入れた防犯指導を推進します。</li> </ul>																																	
<p>③防犯ボランティアとの連携強化と情報の共有化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動の充実、事業者による地域の防犯活動を活性化し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。</li> <li>・防犯サポーターによる民間パトロール隊への活動支援を継続し、防犯ボランティアとの連携を強化します。</li> <li>・県警ホームページや電子メールを活用したタイムリーな防犯情報を提供します。</li> <li>・学校・PTA、民間パトロール隊等と通学路の安全点検や情報交換を行います。</li> </ul>  <table border="1" data-bbox="691 801 1262 1016"> <caption>防犯ボランティア活動実績と員数推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>防犯ボランティア活動回数</th> <th>防犯ボランティア員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>124</td><td>6,689</td></tr> <tr><td>H17</td><td>263</td><td>15,155</td></tr> <tr><td>H18</td><td>921</td><td>37,702</td></tr> <tr><td>H19</td><td>667</td><td>36,779</td></tr> <tr><td>H20</td><td>976</td><td>38,015</td></tr> <tr><td>H21</td><td>877</td><td>37,492</td></tr> <tr><td>H22</td><td>909</td><td>37,914</td></tr> <tr><td>H23</td><td>910</td><td>38,472</td></tr> <tr><td>H24</td><td>617</td><td>38,994</td></tr> <tr><td>H25</td><td>914</td><td>37,987</td></tr> </tbody> </table>	年度	防犯ボランティア活動回数	防犯ボランティア員数	H16	124	6,689	H17	263	15,155	H18	921	37,702	H19	667	36,779	H20	976	38,015	H21	877	37,492	H22	909	37,914	H23	910	38,472	H24	617	38,994	H25	914	37,987
年度	防犯ボランティア活動回数	防犯ボランティア員数																																
H16	124	6,689																																
H17	263	15,155																																
H18	921	37,702																																
H19	667	36,779																																
H20	976	38,015																																
H21	877	37,492																																
H22	909	37,914																																
H23	910	38,472																																
H24	617	38,994																																
H25	914	37,987																																

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
青ハト活動支援事業における青ハト1台あたりの平均パトロール数	77回	80回	週2回のパトロール実施を目標とする。(春夏冬休み期間除く)
学校(幼稚園を含む)における刑法犯認知件数	155	毎年減少	具体的な目標数値の設定は困難だが、毎年の減少を目指す。

(4) 良質な住環境の確保

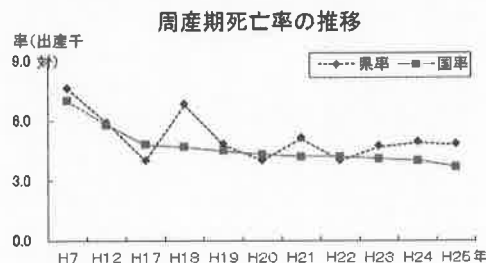
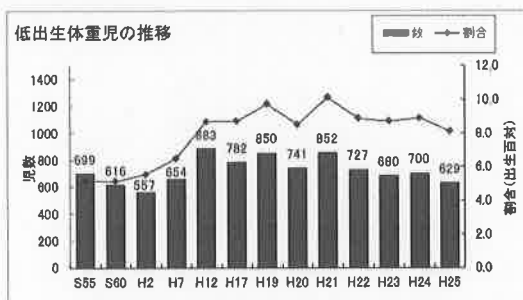
<p>①子育て世帯を支援する良質な住環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一財)富山県建築住宅センターにおいて、住宅相談所を開設し、住宅相談や情報を提供します。</li> <li>・市街地再開発事業などにより、中心市街地への住宅供給を推進します。</li> </ul>
<p>②多世代同居住宅促進の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多世代世帯が同居できる住環境を確保するための住宅取得を支援します。</li> </ul>

## 4 母と子の健康づくりへの支援

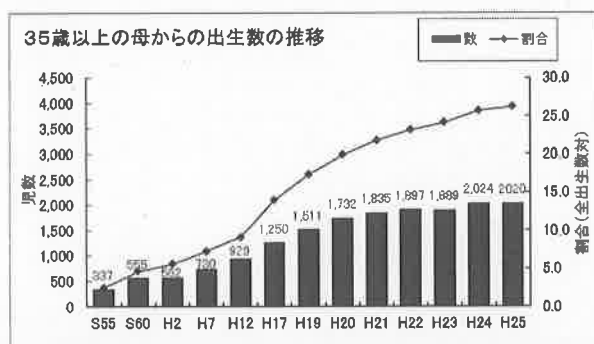
### 現状と課題

妊娠・出産・産褥期は、子どもの安らかな心身の発達に寄与する重要な時期であるため、この時期の母子と家族を、社会全体で切れ目のない支援をすることが重要です。

リスクの高い妊娠・出産に対応した高度な医療を安定的に提供するため、周産期医療体制の更なる充実強化が求められています。



近年、晩婚化や出産年齢の高齢化に伴い、婦人科系疾患や不妊等に悩む方が増えています。希望する妊娠・出産の実現のためには、まずは妊娠等に対する正確な知識を持つことが重要であり、将来的に妊娠・出産を向かえる若い男女が、自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発が求められています。



子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳幼児期から小児期にわたる一貫した健康診査の実施や相談体制の更なる充実が必要です。

障害を有する子どもや保護者に対しては、早期からの適切な対応（療育）が必要であり、発達障害については、「気になる」という段階から親子をサポートできるような仕組みづくりが必要です。また、障害を有する子どもの成長過程に応じて必要な情報が関係者に引き継がれる等、関係機関の連携のもとに福祉や教育が一貫して適切に提供されるよう、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要です。



○ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援

① 妊娠期からの継続した保健、医療等の支援体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が整備するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）への支援等を通じ、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援充実に努めます。</li> <li>・医療機関と連携し、妊娠の早期届出を更に推進します。</li> <li>・妊婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発に努めます。</li> <li>・助産師外来の開設支援や、助産所における妊婦健診の普及啓発に努めます。</li> <li>・医療圏毎の妊婦健診医療機関と分娩医療機関の連携体制や、周産期医療関連施設との連携体制等の充実を図ります。</li> <li>・妊娠・出産に関する安全性を確保しつつ、快適かつ満足できる出産を支援し、産前産後の母の心身の安定を図るため、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。</li> <li>・社会的、身体的、精神的に支援が必要な妊婦に対して、保健、医療、福祉等、関係機関との連携による支援を充実します。</li> <li>・女性のための健康教育やグループカウンセリング等の推進や相談体制を充実します。</li> <li>・生まれてくる子どもの歯の形成や妊婦自身の健康を守るため、妊娠中の歯と歯ぐきの健康づくりのための取組みを推進します。</li> </ul>
② 女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。</li> <li>・女性の健康と妊娠・出産に関するホームページ「Mie.Net」による情報発信や、妊娠のことを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」による個別相談などの充実を図ります。</li> </ul>
③ 保健・医療従事者の資質の向上と連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の母子保健の推進体制を強化するため、市町村の母子保健の支援を行うとともに、地域の効果的な推進体制を検討し、地域の母子保健の向上を図ります。</li> <li>・母子保健に携わる保健師・助産師・看護師等が、産科小児科等の専門職や子育てを支える団体等と連携して、子育て中の家族からの相談に対して適切な支援を行うことができるよう、研修等を通して資質の向上を図ります。</li> </ul>

< 目標指標 >

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
妊婦健康診査の受診率	96.5%	97%	更なる受診率の向上を目指す。地域子ども子育て支援事業も参考に継続設定。
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	91.4%	極力 100%	国の目標値に準じる。

## (2) 子どもの健やかな成長のための支援

<p>①乳幼児の健康診査や保健指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の満足度を意識した健康診査や相談体制を充実します。</li> <li>・ 健康診査を受診しない親子に対する支援の強化に努めます。</li> <li>・ 新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などの機会を活用し、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努めます。</li> <li>・ 支援を要する乳幼児に対して、相談会の充実や支援体制の強化に努めます。</li> <li>・ 乳幼児の事故防止、予防強化を図るため、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組みを支援します。</li> <li>・ 市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進します。(再掲)</li> <li>・ 市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援します。(再掲)</li> </ul>
<p>②母乳育児の推進や乳幼児の身体と心の健康づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関、関係団体の連携による母乳育児推進のための更なる環境づくりを推進します。</li> <li>・ 母乳育児の継続を支援するための環境づくりを推進します。</li> <li>・ 幼児期から早寝早起きなど基本的な生活習慣が身につくように、あらゆる保健事業の機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。</li> <li>・ 乳幼児とその保護者に対する歯磨き習慣の定着等を支援し、健康の基礎となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。</li> </ul>

### <目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
未熟児訪問指導の実施率	92.1%	95%	H25 より市町村に移譲。関係機関との連携を図りながら、更なる実施率の向上を目指す。
出産後1か月時における母乳育児の割合	64.4%	増加傾向へ	全国平均よりかなり高いが、引き続き向上を目指す。
1歳6か月健康診査の受診率	98.1%	98.5%	受診率の向上をめざす。健やか親子 21 の目標指標に基づき設定。
3歳児健康診査の受診率	96.9%	97%	保護者の関心を集め、受診率の向上をめざす。健やか親子 21 の目標指標を参考に設定。
むし歯のない子ども(3歳児)の割合	82.4%	85%	県民歯と口の健康プランの推進のためにも、さらに向上を目指す。
乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100.0%	100%	目標を達成しているが、現状を維持する。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。
養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	86.7%	100%	全市町村での実施を目指す。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。

### (3) 障害や疾病のある子どもへの支援

①障害等を有する子どもの早期発見・早期療育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査（タンデムマス法新生児マススクリーニング検査）の推進や精度管理、フォロー体制を充実します。</li> <li>・難聴児に対し、補聴器の装用を促すことにより、言語の習得や社会性の向上を推進します。</li> <li>・障害を有する子どもの早期発見・早期療育にかかわる人材を育成します。</li> <li>・市町村が行う乳幼児健診での障害児等の早期・適切な把握、対象となる子どもの早期療育を支援します。</li> </ul>
②子どもの成長に応じた一貫した支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾病対策を推進します。</li> <li>・慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする。子どもとその保護者等に対する支援を充実します。</li> <li>・心臓病や糖尿病、がんなどの疾病や障害を有する子どもとその保護者等を支援します。</li> <li>・医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携を強化し、障害をもつ子どもの成長に応じて一貫した支援が提供されるよう、支援体制の充実・強化に努めます。</li> <li>・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、多様な障害への対応の強化に努めます。</li> </ul>
③発達障害に対する総合的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害のある子どもに対して、医療・教育・福祉関係機関の相互連携による総合的支援体制を整備します。</li> <li>・発達障害をはじめとする。育てにくさを感じる親への早期支援を充実します。</li> <li>・発達障害者支援センターにおいて、地域機関へのコンサルテーションを行います。</li> </ul>
④家族を含めたトータルな支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援センターにおいて、厚生センターや市町村等と連携しながら、発達障害児及びその保護者等に対する発達支援や相談支援、情報提供等を行います。</li> </ul>
⑤子ども・家族にとっての身近な地域における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より身近な機関や地域で支援が受けられる体制を整備します。</li> </ul>

#### <目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
富山型デイサービス実施事業所数	105 か所	176 か所	新・元気とやま創造計画、富山県民福祉基本計画(改訂版)において、全ての小学校区での整備を目指した指標を設定しており、この目標を維持する。
発達障害者支援センター実利用者数	1,154 人	1,350 人	H21～25 の平均利用実績が 1,333 人のため、この数値を維持する。



#### (4) 周産期医療等の充実

<p>①周産期医療体制の整備 充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合周産期母子医療センター（県立中央病院）の整備・充実を図ります。</li> <li>・消防機関との円滑な連携による、母体及び新生児の救急搬送体制の強化を図ります。</li> <li>・地域周産期母子医療センターの機能を明確化し、緊急性、専門性、特殊性に応じた搬送に努めるほか、搬送先選定の迅速化に努めます。</li> <li>・「戻り搬送」等を促進することにより、NICUの空床の確保に努めます。</li> <li>・周産期医療従事者の更なる資質向上のための研修会を充実します。</li> <li>・県境を越えた母体及び新生児の搬送受け入れが円滑に行われるよう、近隣各県等との広域搬送・相互支援体制の構築に努めます。</li> </ul>
<p>②小児医療体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NICUにおいて新生児医療に従事する医師の処遇を改善します。</li> <li>・修学資金貸与制度を活用し、医師の確保・定着を図ります。</li> <li>・小児科医等による保護者向けの電話相談体制を整備します。</li> <li>・小児初期救急センターの運営を支援します。</li> </ul>
<p>③不妊症・不育症に関する正しい理解の促進と相談体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊症・不育症に関する相談体制の充実を図るとともに、性別に関わらず不妊症・不育症に関する正しい理解の促進に努めます。</li> <li>・相談業務に従事する職員の資質向上を図るための研修会を充実します。</li> <li>・職場における不妊症・不育症とその治療に関する正しい理解の啓発を図ります。</li> </ul>

#### <目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
主に小児科医療に従事している医師数 (小児人口1万人当たり)	11.0人 (H24)	12人以上	[小児科医数(H22.12.31)+小児科必要医師数]/H22の県0~14歳人口×1万人
主に産婦人科医療に従事している医師数 (出生千人当たり)	12.3人 (H24)	13人以上	[県内産婦人科、産科医師数(H22.12.31)+産婦人科医等必要医師数]/H22の出生数×10万人

● 県内周産期母子医療センター配置図



### 県内NICU病床数の状況

○富山市民病院NICU休止前  
H20.3まで NICU62床 (うち重症21床)

○富山市民病院NICU (14床) 休止後  
H20.4～ NICU48床 (うち重症18床)

○県立中央病院増床 (5床) 後  
H20.7～ NICU53床 (うち重症21床)  
千人あたり2.3床  
(全国平均2.0床)

○H24.4～ NICU66床 (うち重症27床)  
千人あたり3.5床

### 富山県周産期医療協力体制

**総合周産期母子医療センター**

富山県立中央病院(NICU29床)

<役割>

①24時間体制で母体搬送・新生児搬送を受け入れる体制  
 ②リスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等

周産期第三次救急医療輪番制

・富山県立中央病院: NICU29床 (うち重症対応床12床)  
 ・富山大学附属病院: NICU22床 (うち重症対応床12床)

二次医療圏(地域周産期母子医療センター) 比較的高度な産科医療・新生児医療

新川	富山	高岡	砺波
黒部市民病院 NICU3床	富山大学附属病院 →(H23年4月1日認定) 富山市民病院	厚生連高岡病院 NICU9床 (うち重症対応床3床)	砺波総合病院 NICU3床

H20年4月～NICU14床(うち重症対応床3床)休止・再開見込めず

周産期母子医療センター連携病院

富山赤十字病院 | 済生会高岡病院

中等症妊産婦に対する医療

地域産科医療機関および助産所(主に正常妊娠・分娩を担当)

### 富山県の出生数および低出生体重児数

	H23	H24	H25
出生数	7,823人	7,880人	7,722人
2,500g未満児	680人	700人	629人
(1,000g未満児)	17人	25人	15人

## 基本方針Ⅱ 仕事と子育ての両立支援

出産や子育てを契機に離職する女性の割合は、全国平均よりも低いものの約4割となっており、就業が継続できるよう、子育てに関する職場の理解及び仕事と子育ての両立が可能な職場環境が求められます。

また、子どもを持つ男性にとっても、家族と過ごす時間や、親としての責任を果たすことができる時間が確保できる働き方が求められます。

そして、このような仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することは、企業にとっても有能な人材を確保し、定着させる上で、また、業務を見直すことなどにより生産力を向上させることが期待できるなどのメリットがあり、将来への投資と捉えることができます。

こうしたワーク・ライフ・バランスを積極的に進めることの重要性を普及・啓発するとともに、このような取り組みを行う企業に対して、顕彰など社会的に評価が高まる措置等をおこなうことにより、中小企業も含めたワーク・ライフ・バランスの自主的取り組みを支援します。

### 1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進

#### 現状と課題

本県は、労働時間が全国の水準を上回っており、年次有給休暇取得率も全国平均よりも低い状況にあります。こうした状況が進めば、心身の疲労や仕事と子育て等の両立に関する悩みなど、仕事と生活に関する問題が増える可能性があると考えられます。健康で豊かな生活のため、仕事だけでなく、家庭や地域社会に関わる時間を確保することが必要です。

また、県政世論調査によると、子どもの教育において家庭が役割を果たしていると思う県民が依然として低い水準にあるなど、家庭の教育力の低下に対する懸念が高まっています。

#### 【H26 県政世論調査】

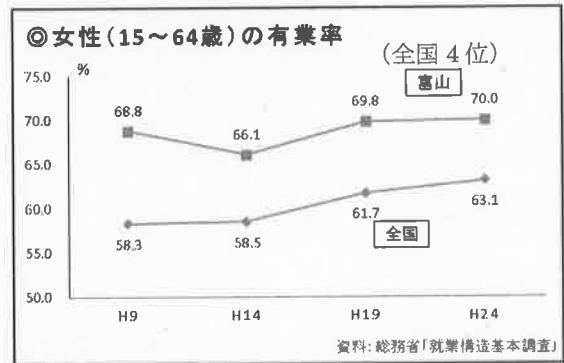
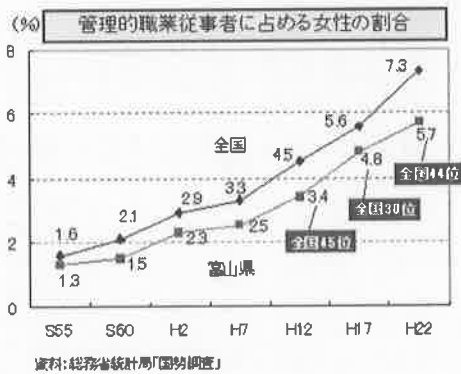
最近の家庭は、しつけや望ましい生活習慣づくりなど、子どもの教育において、役割を果たしていると思いますか。

十分果たしている	1.3% (1.2%)
ある程度果たしている	35.0% (31.9%)
あまり果たしていない	43.8% (46.6%)
まったく果たしていない	5.3% (7.1%)
わからない	10.8% (11.7%) ※ ( ) 内は前回調査 (H25) の結果

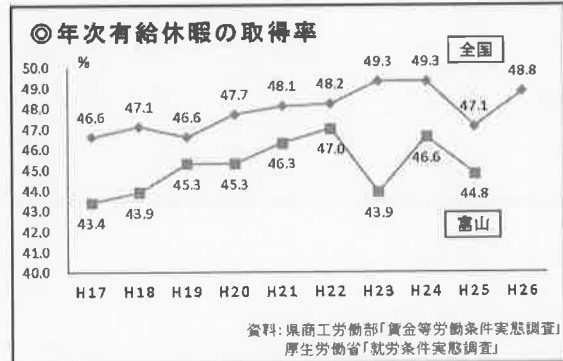
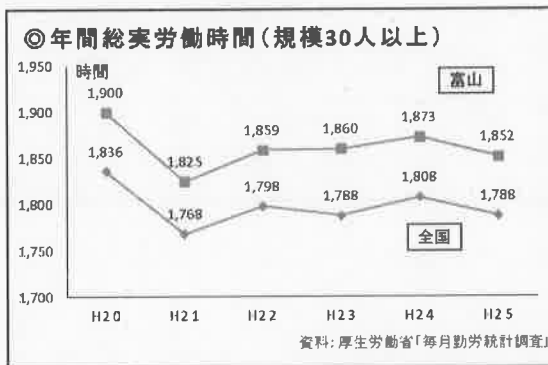
女性の就業率の高さや平均勤続年数の長さが全国トップクラスで、働き続ける女性の割合が高い反面、管理的職業従事者の割合が少ない状況にあります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮するためには、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図っていく必要があります。

**富山県の女性の就業状況**

- ・女性の就業率 [H22]49.9%(全国47.1%:7位) 総務省「国勢調査」
- ・女性(15～64歳)の有業率 [H24]70.0%(全国63.1%:4位) 総務省「就業構造基本調査」
- ・女性の平均勤続年数 [H25]10.6年(全国9.1年:3位) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
- ・共働き率 [H22]54.7%(全国45.4%:5位) 総務省「国勢調査」
- ・女性雇用者に占める正社員の割合 [H24]50.3%(全国41.1%:1位) 総務省「就業構造基本調査」
- ・民間事業所を含めた管理的職業従事者に占める女性の割合 [H22]5.7%(全国7.3%:44位) 総務省「国勢調査」



誰もが自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択でき、仕事と生活を自分の希望するバランスで展開できる職場環境づくりを進めるとともに、働き方の見直しや事業主の意識改革などを推進していくことが必要です。



○ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 働き方の見直し

①仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業生活と家庭生活が両立できる職場づくりの重要性に関する事業主・労働者双方の理解を深めます。</li> <li>・仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します。</li> </ul>
②労働時間の短縮等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が労働時間の短縮に向けた取組みを行うよう、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。</li> </ul>

③多様で柔軟な勤務形態の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進や、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均衡な処遇の実現などについて、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。</li> <li>・ICTを活用して自宅などで仕事をするSOHO事業者の活動やテレワークの普及・啓発を行い、柔軟な働き方を推進します。</li> </ul>
④企業と連携した家庭教育などの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会の充実を図ります。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
年次有給休暇取得率	44.8%	60%以上	現プラン同様、毎年3%程度の向上を目指す。
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0% (H24)	H24の1割 以上減少	現プラン同様、直近値の1割以上の減少を目指す。

(2) 企業等における男女共同参画の取組み促進

①男女雇用の機会均等確保の広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や労働者等に対するセミナーの開催などにより男女の雇用機会均等や公正な待遇の確保について、広報・周知や意識の啓発を図ります。</li> </ul>
②職場における男女共同参画の取組み促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の役員クラスを対象とした男女共同参画チーフ・オフィサーの設置を促進し、事業所における男女共同参画意識の浸透を図ります。</li> <li>・優れた取組みを行う事業所への表彰制度や優良事例を紹介します。</li> <li>・県の入札参加資格の優遇措置等により男女共同参画を推進する事業所に対する認証制度の普及に努めます。</li> <li>・職場における性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。</li> </ul>

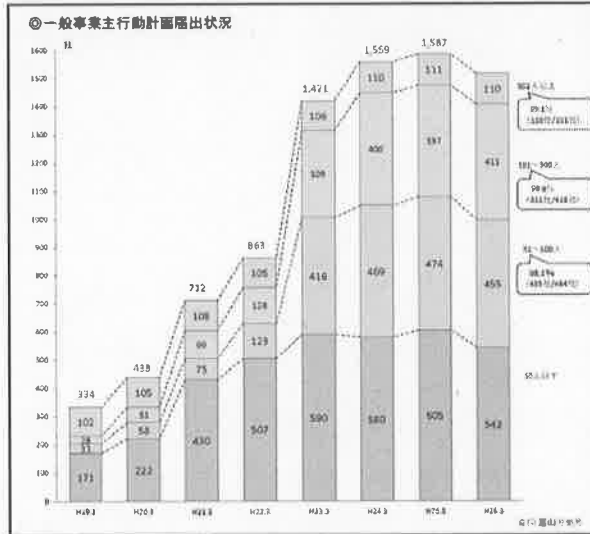
<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
男女共同参画チーフオフィサー設置事業所数	157 事業所	188 事業所	5年間で30事業所程度の増加(年間6事業所)を目指す。
男女の地位の平等感 職場の分野で平等になっていると感じている人の割合	19.4% (H21)	22%	新・元氣とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標を目標とする。

## 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備

### 現状と課題

本県は、全国平均よりも中小企業の割合が高い状況を踏まえ、「子育て支援・少子化対策条例」により、従業員 51 人以上の企業に一般事業主行動計画策定の義務付けを拡大しています。今後は、行動計画の策定を促進するとともに、計画の質の向上を図る必要があります。



◎従業員100人以下の企業の行動計画届出割合(上位10県 H26.3)

都道府県	届出割合 (%)	全国順位
富山県	7.04%	1
石川県	5.96%	2
滋賀県	4.58%	3
大分県	3.28%	4
福井県	3.19%	5
山口県	3.18%	6
島根県	3.10%	7
愛媛県	2.89%	8
広島県	2.77%	9
徳島県	2.52%	10

資料：厚生労働省発表資料を基に県商工労働部で試算

性別による固定的役割分担意識は解消傾向にあります。家庭における役割分担の状況は、家事・育児のいずれも、妻が分担している割合が極めて高くなっています。

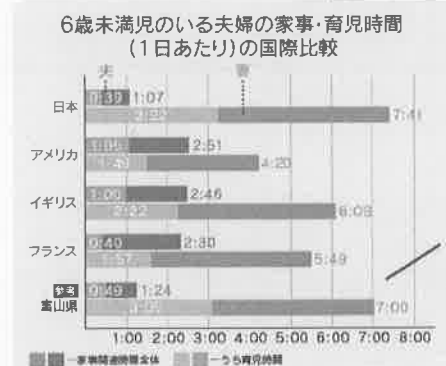
国際的にみても日本の夫の家事時間は低水準にとどまっています。働き方を見直し、男性も家事・育児等に参画できるような環境づくりや意識改革を行うことが必要です。

「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について

	H16	H21
賛成	40.0%	34.1%
反対	43.8%	52.2%

家庭における役割分担の状況

	H16			H21		
	妻	夫	夫婦同程度	妻	夫	夫婦同程度
家事	78.6%	0.8%	8.8%	80.2%	0.4%	10.1%
育児	62.8%	1.1%	17.6%	76.6%	1.7%	15.4%
介護	47.7%	1.3%	25.2%	57.1%	1.9%	18.8%



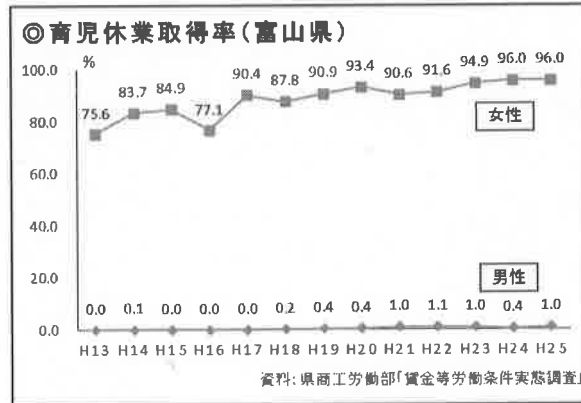
妻：7時間  
夫：84分

出典：総務省「社会生活基本調査」(H23年)ほか

本県の女性の育児休業の取得率は高い水準となっていますが、第1子の出産や子育てを機に離職した女性の割合は約4割(平成25年度)となっており、その理由として、仕事と子育ての両立が難しいことを理由に挙げた人が約3割となっています。また、子どもを増やすにあたっての課題として、「働きながら子育てできる職場環境がない」が挙げられています。

育児休業を取得しやすい環境の整備に加え、短時間勤務制度や子の看護休暇制度など、育児休業からの復帰後の子育て期に、子育ての時間が確保できる多様で柔軟な働き方を選べる職場環境の整備が必要です。

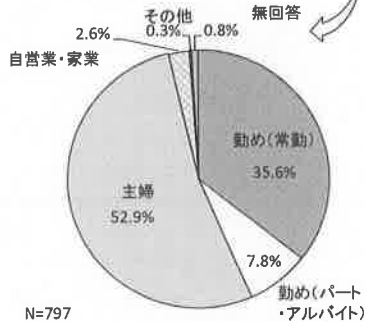
男性の育児休業取得率は1.0%にとどまっております。男性が子育てよりも仕事を優先せざるを得ない現状となっております。父親も子育てにかかわることができる働き方の選択が可能な職場環境の整備が必要です。



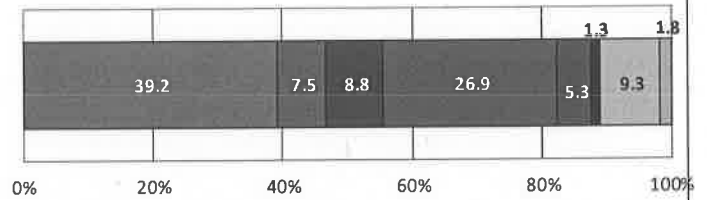
◎出産1年前の就業状況



◎出産1年後の就業状況



◎勤め(常勤)を辞めた理由



- 家事・育児に専念するため自発的にやめた
- 結婚、出産、育児を機に辞めたが、理由は結婚、出産等に直接関係ない
- 夫の勤務地や夫の転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった
- 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた
- 解雇された、退職勧奨された
- 子を持つ前と仕事の内容や責任等が変わってしまい、やりがいを感じられなくなった(なりそうだった)
- その他
- 無回答

資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

## ○ 施策の基本方向と具体的施策

### (1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援

① 一般事業主行動計画の策定促進に向けた取組

- ・ 全国に先駆け、次世代法の基準を上回る従業員 51 人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定を義務づけていますが、従業員 50 人以下の小規模な企業についても計画策定が進むよう、計画策定対象を拡大(従業員 30 人以上)し、両立支援を推進します。
- ・ 策定体制が十分でない中小企業においても、一般事業主行動計画が負担なく策定できるよう、社会保険労務士である「仕事と子育て両立支援推進員」

	<p>を派遣し、一般事業主行動計画策定を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各企業の実態に応じた具体的な策定事例の紹介や企業内研修会へ講師を派遣するなど、円滑な策定を支援します。</li> </ul>
②一般事業主行動計画の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>各企業が自社の一般事業主行動計画を簡便に無料で公開できる「元気とやま！子育て応援企業」ホームページを活用して、行動計画の公表を促進することにより、質の向上を図ります。</li> <li>「仕事と子育て両立支援推進員」の訪問指導等の際に、両立支援に関する県内外の好事例を活用します。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
従業員 51～100 人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	98.1%	極力 100%	H23.4 から条例で策定義務対象となった企業すべての策定・届出を可能な限り目指す。
従業員 30～50 人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	16.0%	上昇を目指す	小規模な企業(従業員50人以下)における両立支援の実効ある取組みを促進するため、従業員 30～50 人の企業についての策定・届出率の上昇を目指す。
一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業数	1,518 社	増加を目指す	従業員 50 人以下企業への策定支援により、策定・届出数の増加を目指す。

(2) 両立支援制度などの定着促進

①短時間勤務、子の看護休暇制度などの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立に資する諸制度が子育て中の労働者に活用されるよう、事業主に理解を促します。</li> <li>育児・介護休業法に基づく諸制度の活用を促進する事業主向け各種助成金制度の利用促進を図ります。</li> </ul>																														
	<p>◎子の看護休暇等の制度を設けている企業の割合</p> <table border="1"> <caption>子の看護休暇等の制度を設けている企業の割合 (H17～H25)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>短時間勤務等の措置 (%)</th> <th>子の看護休暇 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>64.6</td><td>39.8</td></tr> <tr><td>H18</td><td>72.9</td><td>49.2</td></tr> <tr><td>H19</td><td>76.1</td><td>55.3</td></tr> <tr><td>H20</td><td>80.5</td><td>59.6</td></tr> <tr><td>H21</td><td>82.7</td><td>63.5</td></tr> <tr><td>H22</td><td>81.7</td><td>66.9</td></tr> <tr><td>H23</td><td>81.3</td><td>67.1</td></tr> <tr><td>H24</td><td>83.0</td><td>68.6</td></tr> <tr><td>H25</td><td>79.5</td><td>70.9</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：県高工労働部「働き方改革推進状況調査」</p>	年度	短時間勤務等の措置 (%)	子の看護休暇 (%)	H17	64.6	39.8	H18	72.9	49.2	H19	76.1	55.3	H20	80.5	59.6	H21	82.7	63.5	H22	81.7	66.9	H23	81.3	67.1	H24	83.0	68.6	H25	79.5	70.9
年度	短時間勤務等の措置 (%)	子の看護休暇 (%)																													
H17	64.6	39.8																													
H18	72.9	49.2																													
H19	76.1	55.3																													
H20	80.5	59.6																													
H21	82.7	63.5																													
H22	81.7	66.9																													
H23	81.3	67.1																													
H24	83.0	68.6																													
H25	79.5	70.9																													
②男性の子育て参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性が子育てに参画する必要性について理解を深めます。</li> <li>育児・介護休業法に基づく男性の育児休業促進策（パパ・ママ育休プラス）等を周知します。</li> <li>出産直後の父親向け連続休暇制度の導入など、男性の子育て参加を促す制度を周知します。</li> </ul>																														



③再雇用制度の理解促進	・セミナーの開催や「仕事と子育て両立支援推進員」の派遣を通じて、育児・介護休業法で定められた再雇用制度の普及を促します。
-------------	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
育児休業取得率 〔男性〕 〔女性〕	1.0% 96.0%	5.0%以上 98.0%以上	男性は職場や社会の意識啓発を進めることにより、現プラン同様、5%以上を目指す。女性は更なる向上を目指す。
短時間勤務制度等の導入率	79.5%	95%	現プラン同様、毎年3%程度の向上を目指す。

(3) 両立支援に取り組む企業への支援

①両立支援に取り組む企業の表彰と周知・普及	・両立支援に取り組む企業を表彰します。 ・表彰企業の取組事例を、セミナーや事業主向け広報誌等を通じて、広く周知します。
②両立支援に取り組む企業への優遇措置の実施	・両立支援に取り組む企業に対し、県の建設工事などの競争入札参加資格において優遇する措置等を行います。
③事業所内保育施設設置企業への助成	・事業所内保育施設を設置・運営する企業に対する助成制度や低利融資により、事業所内保育施設の設置を促進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
事業所内保育施設の設置数	46か所	55か所	年平均1～2か所程度の増加を目指す。
「元気とやま！子育て応援企業」の登録企業数	276社	380社	毎年20社程度の増加を目指す。
元気とやま！仕事と子育て両立支援企業 知事表彰数(累計)	69社	130社	毎年10社程度の増加を目指す。

### 3 就業支援

#### 現状と課題

女性の高い就業意欲と行動力を社会の活性化に活かすため、育児や介護等でいったん離職した女性の再就職を支援するとともに、起業など様々な分野への女性のチャレンジを支援していくことが必要です。

生計の担い手としての役割を一人で担わなければならないひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭は、生活費や家事、育児などの悩みを多く抱えています。

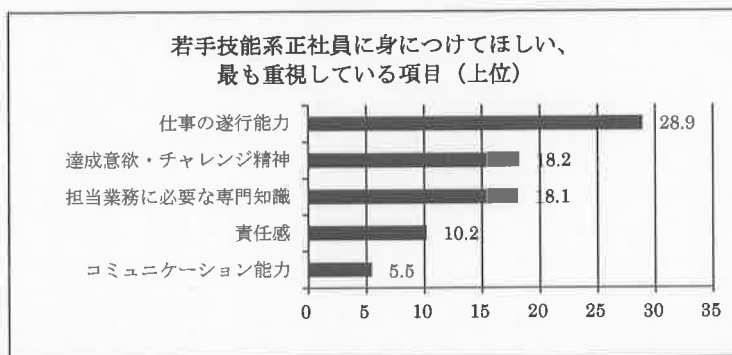
子どもを生み育てる者の雇用不安を払拭し、雇用安定のための就業支援が課題です。

#### ○ 施策の基本方向と具体的施策

##### (1) キャリアアップや再就職等の促進

###### ① キャリアアップの支援

- ・ 管理職を目指す女性のキャリアアップを図るため、セミナー等の開催やネットワークの支援を行います。
- ・ ものづくり企業の若手技能者が仕事に対する意識を高めるよう、ものづくり現場の技能者が持つべき安全や作業改善スキル、チャレンジマインドの高揚などを、研修を通じて強化支援します。



###### ② 就業支援プログラムの充実による再就業の支援

- ・ 結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職を支援するための講座を充実します。
- ・ 離職者のための多様で質の高い職業訓練の機会を機動的に確保・提供し、きめ細かな就職支援を行います。

###### ③ 就業や起業に関する相談・情報提供

- ・ 結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職や起業をはじめ、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応し、就業等を支援します。
- ・ 起業・新分野進出をめざす若者、女性、熟年者等に対する専門知識の習得支援や県内経済界とのネットワークづくりの場の提供など、起業等に向けてのサポート体制を強化します。

##### (2) ひとり親などへの自立支援の推進

###### ① 就業相談や情報提供機能の充実

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供します。
- ・ 生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、経済的自立のみならず日常生活や社会的自立などに関する相談支援を実施します。

②就業に向けた能力開発支援	・ひとり親家庭の親が、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給します。
---------------	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
母子・父子自立支援プログラム策定件数	41件	60件	年間3件程度の増加を目指す。

## 基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

子どもの健やかな成長にとって、子どもの権利が尊重され、その利益が擁護されることが基本です。そして、子どもたちが、親や大人に守られているという安心感を持ちながら、外の世界に興味をもち、行動範囲を広め、様々な体験や交流を通して、生きる力を身に付けられるよう支援することが重要です。

このため、子どもたちが、基本的な生活習慣や社会人としての規範意識を身につける家庭の教育力を高めるとともに、地域の人々と連携し、自然や歴史・文化を活かした体験活動や、子ども同士や多世代交流を通じて、子どもの健全な育成を推進します。

また、次の親となる子どもや若者が、確かな学力、豊かな心、たくましい体を身に付け、生きる力を育む教育を推進します。

### 1 子どもの権利と利益の尊重

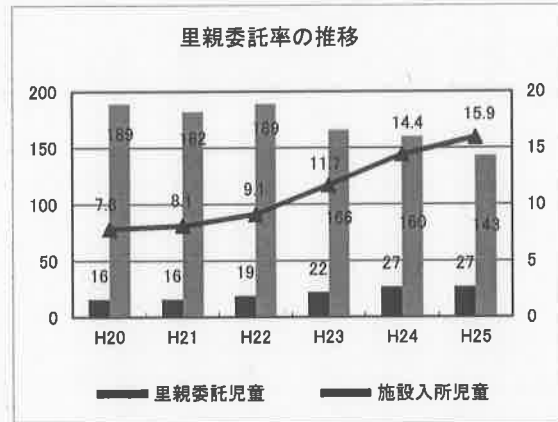
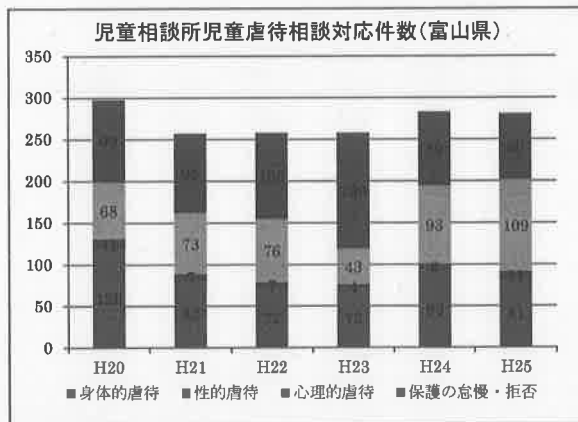
#### 現状と課題

子どもは大人と同様にひとりの人間として、その権利や利益が尊重されるべきであり、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨の普及啓発等を通じて、子どもの人格や主体性を尊重する意識の定着を推進する必要があります。

子どもが自らの言葉で自分の考えを表明したり、参加したりできる機会を拡充する必要があります。

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの身体や生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになるため、地域の大人をはじめ、社会全体で対応することが必要です。

虐待を受けた子どもは、心身に深い傷を負っており、より家庭的な環境において愛着関係を形成することが必要であり、専門的なケアと自立支援も欠かせません。また、その家族に対してもカウンセリング等を実施し、早期家庭復帰のためのきめ細かな支援にも取り組む必要があります。



#### ○ 施策の基本方向と具体的施策

##### (1) 子どもの権利と利益に関する広報・啓発

①子どもの人権尊重についての意識啓発

- ・児童虐待防止推進月間(11月)を中心に、児童虐待防止や子どもの人権尊重について、広報・啓発を実施します。
- ・児童虐待防止法に基づき、虐待を受けたと思われる児童を見つけた

	<p>ときは、市町村の窓口や児童相談所等に通告しなければならないことを広く県民に周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者差別解消法」や「障害のある人の人権を尊重し県民皆がともにいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある子どもに対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るための啓発活動を推進します。</li> </ul>
②子どもが意見を発表する機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生が日頃、学校や家庭、地域社会の中で、考えていることや感銘を受けたこと、あるいは将来の夢や社会に対する希望などを自分自身の言葉でまとめ、それを広く県民に発表する機会づくりを推進します。</li> <li>・子どもが将来の富山県について、感性あふれる意見や夢のある提案を発表する機会づくりを推進します。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
児童虐待防止法の通告義務の認知度	87% (H21)	増加へ	現状からの上昇を目指す。

(2) 子どもの人権侵害の未然防止、早期発見、早期対応

①児童相談所の機能強化と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制を整備します。</li> <li>・児童相談所において、専門性の高い困難な事例に対応するため、法律面、小児精神医療面など専門的な機能の強化を図ります。</li> </ul>
②市町村や関係機関との役割分担と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村児童相談担当職員研修の実施などを通じて、市町村の相談体制の整備を支援します。</li> <li>・市町村のケース検討会議への児童福祉司の参加など、児童相談所による市町村の支援の充実強化を図ります。</li> <li>・市町村による子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置とその調整機関における専門職員の配置促進を図り、その運営を支援します。</li> <li>・子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を通じて、市町村、学校等はもとより福祉・保健・医療など関係機関との連携強化を図ります。</li> </ul>
③地域ぐるみでの早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などにより家庭の状況を把握し、養育が困難な家庭に対する支援を推進します。</li> <li>・民生・児童委員はじめ関係機関・団体、住民と連携し、地域ぐるみでの児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。</li> </ul>
④いじめ、不登校、虐待等に早期に対応する相談体制の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所において児童虐待等に早期に対応するための相談体制を整備します。</li> </ul>

整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村児童相談担当職員研修の実施などを通じて、市町村の相談体制の整備を支援します。</li> <li>・学校において、虐待・いじめ等の問題を早期に発見し、専門家や関係機関と連携した対応の充実を図ります。</li> <li>・いじめ等の悩みに対応するため、相談電話による相談体制を充実します。</li> </ul>
----	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	80.0%	100%	国の目標値に準じる。

(3) 養護を要する子どもへの支援

①家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを施設や里親のもとで養育するとともに、養育にあたっては、より家庭的な環境で愛着関係の形成が図られるよう、ケア単位の小規模化（少人数での養育を可能とする小規模グループケア）や小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を含めた里親委託などを推進します。</li> <li>・里親支援機関と連携し、里親を求める運動月間（10月）を中心に、里親制度の広報・啓発に取り組み、新規里親の登録及び里親委託を推進します。</li> </ul>
②施設職員への資質向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員等の資質を向上させるため、研修会の実施及び研修会への参加を促進します。</li> </ul>
③自立支援策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に有利な資格取得支援や身元保証人対策確保事業などを実施し、施設退所時の子どもの自立を支援します。</li> </ul>
④虐待を受けた子どものケア及び家庭への復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と施設の密接な連携のもと、入所している児童とその保護者に働きかけ、入所児童の早期家庭復帰を促進し、親子の再構築に努めます。</li> </ul>
⑤子どもの権利擁護の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所時に児童すべてに権利啓発冊子（権利ノート）を配布するとともに、施設指導監査を通じた監視を強化します。</li> <li>・また、施設職員や里親に対する子どもの権利擁護に関する研修を実施します。</li> </ul>

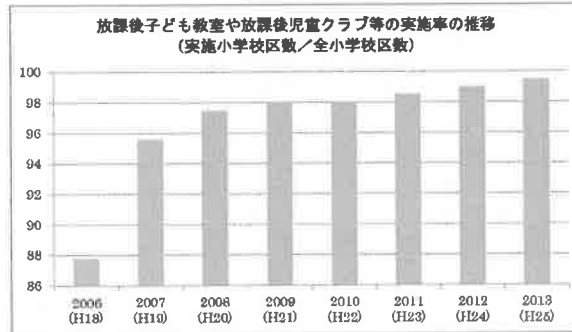
<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
里親等委託率	15.9%	21%	毎年1%程度の向上を目指す。

## 2 子どもの健全な育成

### 現状と課題

少子化や都市化の進展により、地域において、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少しており、人間関係の希薄化に伴う地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、放課後子ども教室等が実施されるなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる取組みが広がっています。



放課後子ども教室、放課後児童クラブ、とやまっ子さんさん広場の実施箇所数の推移

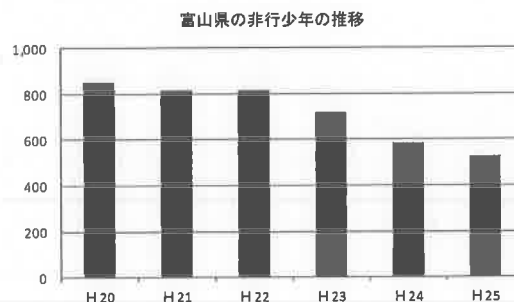
	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)
放課後子ども教室	153	185	198	196	195	194	189	190
放課後児童クラブ	163	172	178	187	202	209	211	219
とやまっ子さんさん広場	10	13	17	19	21	22	23	23

資料：県生涯学習・文化財室、児童青年家庭課調べ

豊かな富山の自然を生かして、家庭や地域での自然体験の啓発に努める必要があります。また、子どものときから、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深める必要があります。

携帯電話やインターネットの普及等により、子どもたちに有害な情報が氾濫し、子どもが犯罪に巻き込まれる等の問題が発生していることから、子どもの非行防止や犯罪被害防止のため、子どもたちに携帯電話等がもたらす危険性を認識させるとともに、フィルタリングの利用等子どもたちが有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする必要があります。

不良行為少年の3割が飲酒・喫煙で補導されているほか、薬物事犯で検挙される少年もいることから、喫煙・飲酒や薬物が身体に与える影響や危険性について周知するため学校等の関係機関と連携し、啓発活動を実施する必要があります。

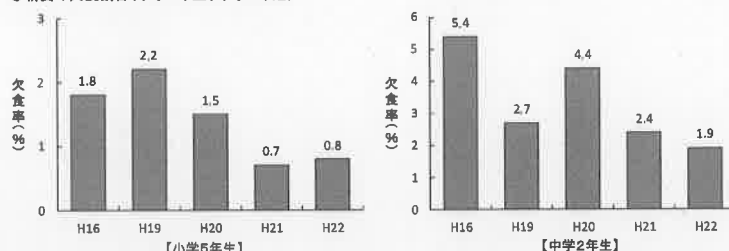


平成25年度中の少年非行概要

ライフスタイルの多様化により、朝食をとらずに登校する子どももいます。また、1日に1回も家庭と一緒に食卓を囲むことができない家庭もあることから、望ましい食習慣の定着を図るための

取組みを進めることが重要となっています。

○朝食の欠食割合(小学5年生、中学2年生)



※「児童生徒の食生活等についてのアンケート」(スポーツ・保健課)

○ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進

①魅力ある遊び場づくりと遊びのネットワークづくり

- ・中学生、高校生も含めた、地域の子どもたちの遊びの拠点づくりを進めるため、児童館、児童センターや小学校の空き教室、公民館等を利用したミニ児童館の整備を促進します。
- ・児童館等の活動内容などの積極的なPRを行い、子どもたちが興味や関心を持つ特色ある児童館活動を促進します。
- ・子どもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、多様な交流・体験等の特色ある活動が展開できるよう、遊びのネットワークの形成を支援します。
- ・遊びの指導者や移動児童館の派遣、移動相談会の開催、遊び道具の貸出しなどにより、地域における活動の活性化を促進します。
- ・次代を担う児童・生徒等を対象に、フォレストリーダーによる「森の寺子屋」を開催し、森林環境教育の機会を提供します。
- ・「花とみどりの少年団」や「有峰森林文化村」の活動を通して、自然に親しみ、自然を愛する心を育みます。
- ・木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めてもらうため、幼稚園や保育所等への「県産材遊具」の普及を推進します。
- ・放課後や週末等に学校の余裕教室や公民館・児童館等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。

②地域や学校との連携による多様な体験・交流活動の促進

- ・地域の方々の参画による様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養に努めます。
- ・自主性、思いやりの心、協調性、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による集団宿泊体験等の体験活動の充実を支援します。

③ふるさとの自然、芸術、文化、伝統行事などを体験し、学ぶ機会の充実

- ・公民館などで、子どもたちが地域の人々の温かな支援を受けながら、ふるさとの自然、歴史、芸術、文化、伝統などを体験し学ぶ機会の充実を図ります。
- ・とやま世界子ども舞台芸術祭の開催など、芸術文化を通じた国際交流の機会の充実を図ります。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの頃から、優れた芸術文化に触れ親しみ、体験する機会を提供します。</li> <li>・子ども連れでも鑑賞できる芸術文化事業を促進します。</li> <li>・自然とふれあい、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深めるための自然体験の機会を提供します。</li> </ul>
--	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
公民館における子どもの自然体験活動・ふるさと学習への参加人数	12,771 人	16,000 人	全公民館が当該活動を年 1 回実施する場合の参加者見込み。
児童館・児童センター、ミニ児童館設置数	240 か所	245 か所	市町村の整備見込みに基づき設定。

(2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進

①放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等に子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、総合的な放課後対策として、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的あるいは連携した実施を促進します。</li> <li>・「放課後子ども教室」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。</li> <li>・放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援します。</li> <li>・子どもの放課後の居場所づくり活動の特色ある取組みについて、放課後児童クラブ等へ情報提供を行うなど、子どもの健全な成長に配慮した活動の充実を支援します。</li> <li>・放課後児童クラブの従事者と放課後子ども教室の参画者の資質向上や、両事業の関係者と小学校の教職員等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するとともに、従事者が円滑に確保できるよう認定研修等に努めます。</li> </ul>
------------------------------------	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
放課後児童クラブ数	219 か所	259 か所	市町村計画値を目標とする。
放課後児童クラブのうち 18 時を超えて開所するクラブ数	58 か所	78 か所	市町村計画値を目標とする。
とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数	23 か所	25 か所	放課後児童クラブへの移行等を見込み、ほぼ現行数を指す。

(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進

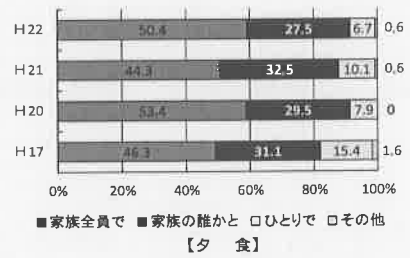
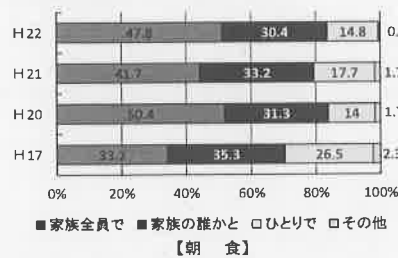
①健康な生活習慣づくりの推進

- ・家庭・学校・地域が連携し、健康づくりノートの活用により、望ましい生活習慣づくりを推進します。
- ・学校と地域の専門家や保健医療機関との連携による健康づくりの支援体制を整備します。
- ・生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や健康な生活習慣を身に付けさせるための健康教育を推進します。
- ・歯磨き習慣の定着等への取組みを支援し、健康の基本となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。

②食を通じた心身の健康づくりの推進

- ・食品による健康被害の防止について普及啓発を図ります。
- ・栄養教諭を核として、保護者も含めた食育・健康教育の充実と健全な食生活を推進します。
- ・地場産食材を用いた学校給食を通じて、食に対する正しい知識を身につけ、食を通じた心身の健康づくりを推進します。
- ・外部専門家の支援を受けながら、食育に関連する具体的な目標を設定し、その効果を検証することにより、食育のモデルとなる実践プログラムの構築を推進します。
- ・子供の頃からの望ましい生活・食習慣を形成するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、家族揃った食事の啓発を行います。
- ・親子で参加する料理教室など食を楽しみながら学ぶ機会（「三世代ふれあいクッキングセミナー」等の体験型講座）を充実し、「家庭の味」を育みます。
- ・地域の食や農林水産業とふれあう機会の確保に努め、これらに対する理解を深めるとともに、食に関する感謝の心を育てます。

○家族で朝食または夕食をとる割合



※食育に関するアンケート調査(農林水産企図課)

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
近所の人にあいさつする 児童・生徒の割合 [小6]	92.9%	95%	具体的な目標数値の設定は困難だが、中長期的な増加を目指す。
[中3]	86.1%	90%	
子どもの朝食欠食率 [小5]	0.7%	極力 0%	富山県食育推進計画における目標と整合を取るもの。
[中2]	1.5%		

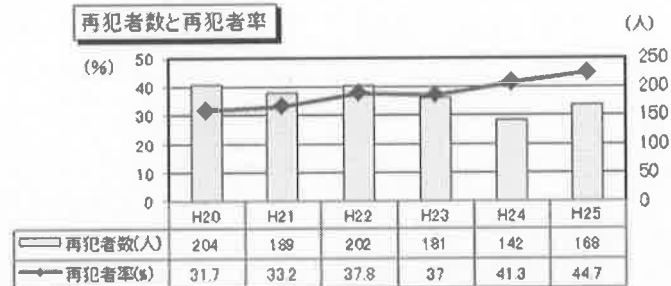
12歳児(中学1年生)の永久歯一人平均むし歯本数	0.99本	1.0本	国の健康日本21及び県歯の健康プランでH24目標値を1.0本としているため。
--------------------------	-------	------	--

#### (4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実

##### ① 青少年健全育成運動の推進

- ・次代を担う少年の健全育成、少年の規範意識の向上と地域との絆の強化を図るため「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。
- ・少年や家庭からのSOSを待つのではなく、関係機関やボランティアなどと連携して、積極的に非行少年や家族に対し定期的な連絡・助言をしたり、就学・就労に向けた支援、ボランティア活動への勧誘等を実施し、再非行を防止し、立ち直りを支援します。
- ・少年非行情勢の情報発信、あいさつ運動、低年齢少年等に対する非行防止教室及び万引きや自転車盗を防止するための取組を関係機関やボランティアなどと連携して実施し、少年が孤立し非行に走ることはないよう、少年を見守る気運を醸成します。
- ・家庭、学校、地域社会、事業者、青少年育成富山県民会議をはじめ関係機関・団体等との連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を展開します。
- ・原則として県内全市町村の小学校区単位ごとに、青少年育成県民運動推進指導員を配置し、青少年健全育成運動の普及を図ります。

再犯者数と再犯者率



##### ② 有害環境対策の推進

- ・携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止のために、携帯電話販売店等事業者に対し、フィルタリングの利用やアプリの利用制限について要請します。
- ・保護者等に対して、インターネットに起因する犯罪被害の実態やフィルタリング等の必要性・重要性に関する啓発活動を推進します。
- ・サイバーパトロールにより、少年が援助交際を求める内容等のインターネット上の不適切な書き込みを発見した場合、実際にその少年と接触した上で注意・指導するサイバー補導を実施します。
- ・非行防止教室やインターネットに関する情報モラル教育等を実施します。
- ・富山県青少年健全育成条例に基づく有害図書、有害がん具類等の指定、深夜営業施設等への立入調査の実施や関係事業者等の協力による自主規制など、有害環境浄化の取組を推進します。
- ・青少年のインターネットの適切な利用等、有害環境の浄化について、

	<p>社会全体で取り組むための広報啓発活動等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動を推進します。</li> <li>・ネット上を監視し、児童生徒が投稿した誹謗中傷などの不適切な書き込みを発見した場合、当該児童生徒に指導を行う取組みを実施します。</li> </ul>																														
<p>③非行防止に対する関係機関の連携促進と非行少年の保護・更生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と教育委員会との「児童生徒健全育成連絡制度」に関する協定に基づき、学校の生徒指導担当の教員が定期的に所轄の警察署や交番を訪問して、最近の問題行動の状況について情報を収集し、放課後や地域の祭礼における巡回補導をはじめ、日頃の生徒指導に活かすなど、問題行動の未然防止に努めます。</li> <li>・各学校では、警察官等を講師に招いて、万引き防止教室や薬物乱用、ネットトラブル防止のための講演会等を開催するなど、関係機関との連携により指導体制の充実に努めます。</li> </ul>																														
<p>④性や喫煙・薬物等に対する正しい理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命と心身の健康の大切さ、健康で豊かな人間性と社会性を持った性意識の涵養、性感染症予防の啓発等を図るため、専門講師を学校や地域に派遣します。</li> <li>・喫煙、飲酒等が身体に及ぼす影響などについて正しい理解を促進するため、学校と地域保健、医療機関が連携し、児童・生徒や保護者に対する健康教育を推進します。</li> <li>・青少年やその保護者、指導者等、社会全体に対して、薬物の危険性等の正しい知識を身につけ、薬物乱用の誘いを断ることができるよう効果的な啓発を実施します。</li> <li>・中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、教員を対象とした研修を開催します。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="582 1368 1227 1559"> <thead> <tr> <th colspan="6">薬物乱用防止教室の開催率 [単位: %]</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>20.5</td> <td>29.6</td> <td>23.4</td> <td>37.9</td> <td>43.6</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>62.2</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>85.4</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	薬物乱用防止教室の開催率 [単位: %]							H21	H22	H23	H24	H25	小学校	20.5	29.6	23.4	37.9	43.6	中学校	62.2	100	100	100	100	高等学校	85.4	100	100	100	100
薬物乱用防止教室の開催率 [単位: %]																															
	H21	H22	H23	H24	H25																										
小学校	20.5	29.6	23.4	37.9	43.6																										
中学校	62.2	100	100	100	100																										
高等学校	85.4	100	100	100	100																										
<p>⑤思春期の健康相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や市町村と連携を図りながら、学童期・思春期から成人期に向けた思春期保健対策の充実に努めます。</li> <li>・思春期の心や身体の不安や悩みに対応するため、厚生センターにおける電話相談（思春期テレフォン）や面接相談など相談体制を充実します。</li> <li>・女性の健康と妊娠・出産に関するホームページ「Mie.Net」による情報発信や妊娠のことを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」による個別相談などの充実を図ります。</li> </ul>																														

<目標指標>

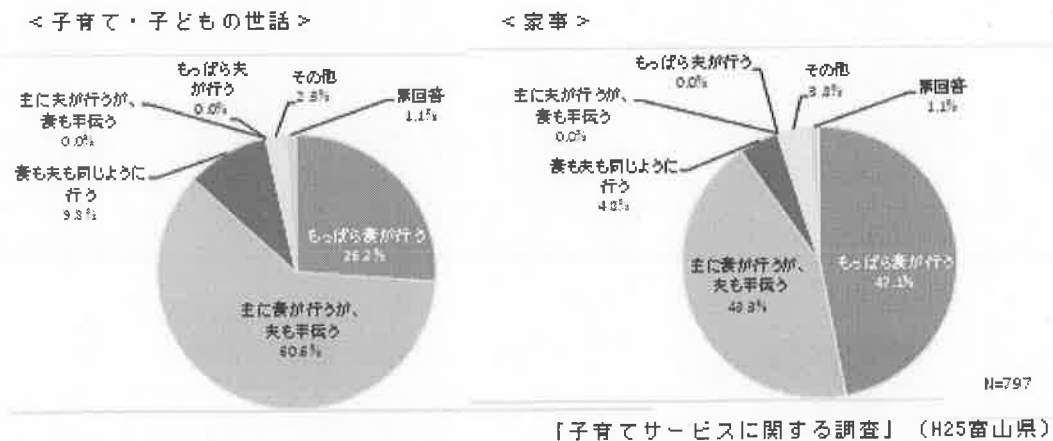
項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
思春期保健対策に取り組んでいる市町村数	12市町村	15市町村	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策推進のため、学校と連携した思春期の健康教育を行っている市町村数の増加を目指す。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
思春期保健相談士数	28人	35人	思春期保健相談に対応可能な人材を育成するため、更なる増員を目指す。
未成年者の喫煙率 〔男性〕 〔女性〕	3.8%(H23) 1.7%(H23)	極力0%	健やか親子21の目標指標に基づき設定。

### 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進

#### 現状と課題

近年、若者や子どもが乳幼児にふれあう機会が減少し、日常生活の中で、親の役割、子育ての楽しさなどを学ぶことが難しくなっています。子どもとのふれあい等を通じて、いのちの大切さを学ぶ機会を設けることを推進します。

また、県が行った意識調査では、子育てや家事の分担は、高い割合で妻が中心となっています。男性が父親としての役割をしっかりと担うためにも、子どもときから、男女が協力して育児や家事に関わることの大切さを学ぶことが大切です。



#### 施策の基本方向、具体的施策

##### (1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実

①生命の大切さや家族を形成する意義等について学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちを大切にできる心の教育を推進します。</li> <li>・中学生がとやまの子育て環境の良さについて学び、将来の家庭生活について考える機会を充実します。</li> <li>・高校における保育体験学習実施の維持に努めます。</li> <li>・子育てふれあい体験事業について、子育て支援センター等関係機関への周知及び協力依頼等に努めます。</li> </ul>
-------------------------------	---

②動物を通した情操教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物と直接ふれあい、動物の温かみを通じ、生命の尊さを子どものころから学ぶため、県内小学校に出向いて動物とのふれあい教室を実施します。</li> <li>・動物の飼い方や接し方の紙芝居などにより、生命の尊さを分かりやすく伝える機会を創出します。</li> </ul>
----------------	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
10代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千人当たり)	5.3% (H24)	低下	健やか親子21の目標指標に基づき設定。過去の減少率から、更なる改善を目指す。
高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数	19校	増加させる	新規に実施する学校が増加しており、今後も関係機関と連携して実施校の増加に努める。

(2)家庭生活における性別による固定的役割分担意識の解消

①男性の育児・家事への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性が育児等を担うことに対する社会全体の理解の醸成や意識改革のため、男性向けの家事・育児能力の向上を図るための講座等の積極的な開催や、ホームページ等を活用した情報提供を行います。</li> <li>・企業に出向いての出前講座を開催します。</li> </ul>
②学校教育や地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動や学校行事などを通じて、男女が互いに理解し協力し、ともに支え合う社会の重要性が認識できるような取組みを推進します。</li> <li>・男女共同参画推進員により、地域での子育て期の男性やその親世代などに対し、仕事と家庭の両立などの学習・啓発活動を推進します。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	84分 (H23)	140分	富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標。1年につき7分程度の増加を目指す。
男女の地位の平等感 家庭の分野で平等になっていると感じている人の割合	27.7% (H21)	35%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標を目標とする。

## 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

### 現状と課題

子育てに悩み、自信の持てない親が増加しており、家庭の教育力の低下に対する懸念が高まっています。

家庭は教育の原点であり、家族とのふれあいの中で、子どもが基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやりや感謝の気持ち、忍耐力や社会的なマナーなどを身につけていくことが期待されています。

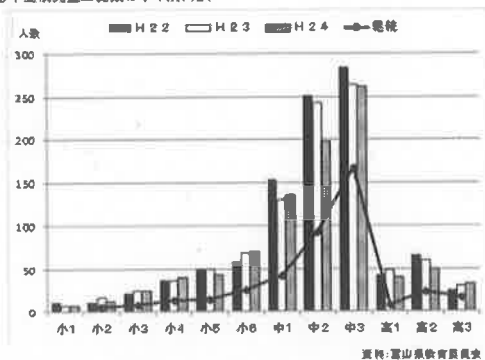
少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、厳しい雇用環境が続く中、子育てに不安や悩み、孤立感や負担感を抱き、自信が持てないと感じる親も多く、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭が本来の役割を十分に果たしているとはいえない状況も見受けられます。親が自らの役割を自覚し、自信をもって、その責任を果たしていくための支援が必要です。

学校においては、心身の発達に応じ、自立した社会生活を営む上で必要となる基礎的な学力を定着させながら、個性を引き出し、その能力を伸ばすこと、創造性や自主・自律の精神を養い、社会性や規範意識を身につけさせることが期待されています。

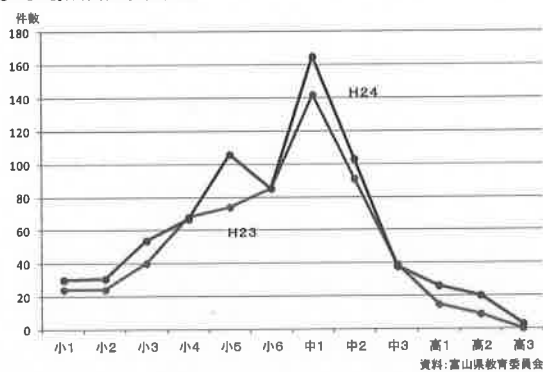
いじめ・不登校等の問題については、その未然防止と早期対応が重要であり、命を尊ぶ心、思いやり支え合う心など、子どもたちの豊かな心を育てていくことが求められています。

学校と家庭とが相互の信頼関係のもと、連携・協力を深めながら一体となって、児童のよりよい成長を支援することが必要です。

◎不登校児童生徒数の学年別内訳



◎いじめ認知件数の学年別内訳



本県の児童生徒の体力については、長期的に低下傾向にあったものの、近年下げ止まりの状況にあります。子どもの頃から運動・スポーツに親しむとともに、幼児の運動遊び等も含め、子どもが体を動かす機会づくりを推進し、充実していくことが求められています。

### 施策の基本方向

#### (1) 家庭の教育力の向上

##### ①家庭教育に関する学習機会や相談体制の充実

- ・親を学び伝える学習プログラムなどによる、親の役割や家庭教育について学習する機会を充実します。
- ・市町村やPTA等と連携し、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行います。
- ・子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応するために、家庭教育支援ホームページにおいて情報を提供するとともに、電子メール相談や

	電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。
②父親の家庭教育参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父親と子どものふれあいを深める体験活動を促進します。</li> <li>・家庭教育に対する父親の理解を促すため、職場で家庭教育について学ぶ機会の充実を図ります。</li> </ul>
③企業と連携した家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会を充実します。</li> </ul>
④親子のふれあいを深める機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携し、公民館等による、親子のふれあいやふるさと学習、自然体験活動を促進する機会や場の提供を行います。</li> <li>・広報誌やホームページ、メールマガジン配信を通して、親子のふれあいを深める様々な情報の提供を充実します。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	33.1%	増加させる	家庭の役割の重要性を認識してもらうよう、各種事業を通して普及啓発を図る。
小中学校における家庭の教育力の向上を目指した「親学び講座」等の実施率	82.5%	増加させる	H24より調査開始 家庭の教育力向上を目指して、「親学び講座」の普及啓発に取り組む。

(2)個性と創造性を伸ばす教育の充実

①自立性を重視した教育活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら課題を見つけ、主体的な問題解決に取り組む資質や能力を育むため、体験的学習や問題解決的学習などを積極的に推進します。</li> <li>・集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するため、自らのよさや個性を生かし、自主的に活動できるような多様な教育活動を推進します。</li> <li>・SSH、SGHの指定を受け、探究科学科設置3校で課題研究の評価法の研究などを進め、探究科学科における取組みを発展します。</li> <li>・私立学校の多様な特色教育の展開を支援します。</li> </ul>
②少人数教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数指導と少人数学級のよさを考慮し、学校現場の実態に応じたきめ細かな少人数教育を着実に実施します。</li> <li>・これまでの小学校専科教員に加え、小学校の英語の教科化に備えた英語の専科教員、小中学校・学びサポート講師、中1学級支援講師等を活用し、小学校における専科指導、個に応じた学習指導・生活指導など、本県独自の効果的な教育を一層推進します。</li> </ul>
③障害のある子どもに対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害を含む障害のある子供に対する校内支援体制の整備や外部専門家による学校等への支援を充実します。</li> <li>・乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うため、教育、保健、福祉等の専門家による相談会を市町村毎に実施します。</li> </ul>



- ・障害のある子供の学校生活を支援するため市町村が配置するスタディ・メイトの養成と資質向上のための研修会を実施します。
- ・特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を推進します。
- ・医療的ケアの必要な子供が在籍する特別支援学校に看護師を配置します。
- ・一人一人の教育的ニーズに対応するため、教職員研修を一層充実します。
- ・障害の重度、重複化などに対応した研修会の実施による指導力の向上を目指します。

④教育施設の整備

- ・安全・安心で魅力ある教育環境を整備するため、小・中学校などの公立学校施設の整備、余裕教室の有効活用を促進します。
- ・県立学校において、校舎等の耐震補強、老朽校舎・体育館の改築やリフレッシュ、トイレ環境、実習設備の更新などを進め、活力ある学習環境を整備します。
- ・情報機器の進展に対応した教育を行い、子どもの情報活用能力を育むため、コンピュータ等の更新や校内LANの整備など情報教育環境の充実を図ります。
- ・私立学校が行う施設設備整備に対して支援を行い、教育環境を充実します。

⑤キャリア教育の推進

- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」実施等によりキャリア教育を推進します。
- ・今後とも、高校生のインターンシップを推進します。
- ・私立専修学校や各種学校が行う職業教育へ支援を行います。

平成25年度高校生のインターンシップ実施状況（平成25年12月調査）

課程	学科名	在籍数	体験数	体験率
全日制	普通科	3,995	2,467	62.3%
	理数科学科	156	109	69.9%
	人文社会科学科	63	54	85.7%
	国際科	144	22	15.3%
	総合学科	465	229	49.2%
	職業系専門学科	2,121	2,100	99.0%
	農業科	160	142	88.8%
	工業科	1,010	1,008	99.8%
	商業科	699	699	100.0%
	水産科	57	56	98.2%
	家庭科	117	117	100.0%
	看護科	39	39	100.0%
	情報科	39	39	100.0%
合計		6,964	5,001	71.8%

※ 体験率＝体験者数／3学年の在籍数  
 体験者数＝高校3年間で1度でも体験した3年生の人数(予定を含む)

3 インターンシップ体験者数・体験率の推移(全日制・3年生)

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通系学科	人数	1,467	1,353	1,454	1,337	1,609	1,411	1,482	2,210	2,277	2,184	2,760	2,872
	割合	28.4	25.4	28.6	27.7	33.5	31.2	33.2	50.5	53.1	51.9	59.9	61.0
総合学科	人数	267	292	251	398	262	243	228	205	248	170	268	229
	割合	69.7	74.2	42.8	81.7	62.1	62.9	60.0	44.5	52.7	39.6	55.8	49.2
職業系専門学科	人数	1,609	1,804	1,672	1,743	1,728	2,050	2,021	2,085	2,053	2,071	2,158	2,100
	割合	57.5	59.6	88.9	72.6	73.3	90.5	92.1	95.6	96.8	97.9	98.8	99.0
全体	人数	3,343	3,239	3,377	3,478	3,599	3,704	3,711	4,500	4,578	4,425	5,182	5,001
	割合	38.2	38.9	41.4	45.1	47.0	51.1	52.6	64.2	65.6	65.6	71.3	71.8

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
授業中にICTを活用して指導 できる教員の割合	[小] 87.7%	95%	授業の中で教員が資料を利用して説明したり 課題を提示したりする場面や、生徒の知識定 着や技能習得を図る場面において、教員が CTを活用する能力を高めることで、授業力の 向上を目指す。
	[中] 67.2%	80%	
情報モラルなどを指導できる 教員の割合	[小] 86.5%	極力 100%	携帯電話やインターネットが普及する中で、生 徒が情報社会で適正に行動するための基と なる考え方と態度の育成が求められており、 全ての教員が、教科指導など教育活動にお いて、何らかの方法で情報モラルなどにつ いて指導し、情報モラルの向上に努める。
	[中] 70.2%		
公立小学校及び中学校における 特別な支援を必要とする児童生徒 への個別の教育支援計画作成率	[小] 62.1%	80%	障害のある児童生徒一人ひとりに的確な教育 的支援を行うために、個別の教育支援計画 の有用性や作成方法及び活用方法の周知を 図り、個別の教育支援計画の作成率の向上 を目指す。
	[中] 68.8%	80%	
県立高校生のインターンシップ等体験率	71.8%	74%	毎年 0.5%程度の増加を目指す。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

①郷土愛と国際性を育むふ るさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと富山を題材にした郷土史・日本史学習補助教材の効果的な活用を図るため、教員等を対象として研修会を実施し、外部講師による講演、各校の指導事例の情報共有を図ります。</li> <li>・ふるさとを思う心と広い視野を身につけられるよう、総合的な学習の時間などにおいて、郷土の自然、歴史・文化、先人の英知や偉業に関する理解を深める学習や体験活動を推進します。</li> <li>・子どもから青少年少女へ成長する時期に、富山県の豊かな自然や文化遺産などのよさに気づき、これからも大切にしていける心を育むため、立山登山などの自然体験活動や地域における文化的伝統行事への参加活動などを推進します。</li> </ul>
②学校等における芸術・文 化、福祉、環境教育と奉仕 活動・体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育において、いのちの大切さを学ばせる体験活動など、様々な体験活動を推進します。</li> <li>・学校や家庭における読書活動を推進します。</li> <li>・子どもの読書活動を推進するための方策等について実践を中心とした研修を実施します。</li> <li>・持続可能な社会の実現に向けて、次代を担う子どもたちに、家庭、学校、地域などにおいて環境について学べる様々な機会を提供します。</li> </ul>

<p>③いじめ・不登校の子どもに対する支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ・不登校などの問題行動等に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組みます。</li> <li>・不登校やいじめなど問題等を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、全中学校及び小学校・高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、未配置の小学校を中心に、教育事務所管理カウンセラーを一定期間、機動的に派遣します。</li> <li>・中学校31校にカウンセリング指導員を配置します。</li> <li>・問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、スクールソーシャルワーカー(SSW)を派遣します。</li> <li>・いじめ対策を推進するための体制を整備します。</li> <li>・解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣します。</li> </ul>
------------------------------	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方		
	H25実績	H31末目標			
平日に家庭で10分以上読書をしている割合 〔小6〕 〔中3〕	67.7%	70%	家庭・地域・学校が相互に連携・協力して、子どもが読書体験を深める機会や環境づくりに努め、毎年1%程度の増加を目指す。		
	50.0%	55%			
とやま環境チャレンジ10への参加児童数(累計)	25,966人	44,000人	新・元気とやま創造計画目標指標 学校と家庭が連携・協力して環境教育に取り組む事業(とやま環境チャレンジ10)へのH16からの参加児童数を指標とし、年間3,000人の参加を目指す。		
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 〔小6〕 〔中3〕	87.9%	増加させる	具体的な目標数値の設定は困難だが、中長期的な増加を目指す。		
	73.4%				
いじめ認知件数(千人当たり) 〔小〕 〔中〕 〔高〕	5.7件 10.3件 1.3件	減少させる	生徒指導上の取組みのより一層の充実に資するとともに、いじめや不登校などの問題行動等の実態把握及び分析により、未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。		
不登校生徒の出現率(中学校における不登校生徒の割合)	21.7%			減少させる	同上。

(4) 児童生徒の心と体の健康づくり

<p>①子どもたちからのスポーツ活動の普及・振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校体育施設の一層の開放に努めるとともに、各種スポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。</li> <li>・子どもたちが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。</li> <li>・障害児(者)が参加することのできるスポーツ教室やスポーツ大会を開催します。</li> </ul>
------------------------------	--

②学校等における体育・スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育の授業改善による運動好きな児童生徒の育成と、体力づくりノートを小学生に配布し、活用することで運動習慣の定着を推進します。</li> <li>・運動部活動を活性化するために、地域の優れたスポーツ指導者を中・高校に派遣し、指導体制の充実を推進します。</li> </ul>
③子どもの健康教育と学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、小・中・高等学校を通じて系統性のある健康教育を推進します。</li> <li>・日常生活において、健康に関する活動を実践し、健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培います。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
運動に取り組む(みんなでチャレンジ 3015の目標点に達した)児童の割合(小学生)	97.0%	98%	運動に制限のない児童の全員の取組みを目指す。
体力・運動能力調査の平均値 [男児] (小6ソフトボール投げ) [女児]	28.52m	31.7m	小学校6年生は児童の最終学年であり、小学生の運動能力のピークを見ることができると考えた。また、今回の目標は、過去の小学6年生のピークの記録であり、この記録に近づくことで、体力が向上している指標となると考えた。
	16.86m	18.8m	
総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率	20.1%	22%	児童数が減少するため会員数の減少は避けられないが、県内のクラブ数が維持されるならば、小学生の会員数は11,000人程度を維持できると思われる。

## 基本方針Ⅳ 次世代を担う若者への支援

次世代を担う若者が県内で働き、結婚し、豊かな生活を送ることができる環境づくりが求められています。

結婚は個人の価値観に基づいて選択されるものですが、結婚を望みながらも適当な相手にめぐり合わない等の理由で独身だという男女に対しては、様々な出会いの機会の提供や支援が必要とされています。

また、子どもの頃や若いうちから結婚や子育ての喜びを伝え、自らの将来設計を考える機会を設けることも必要です。

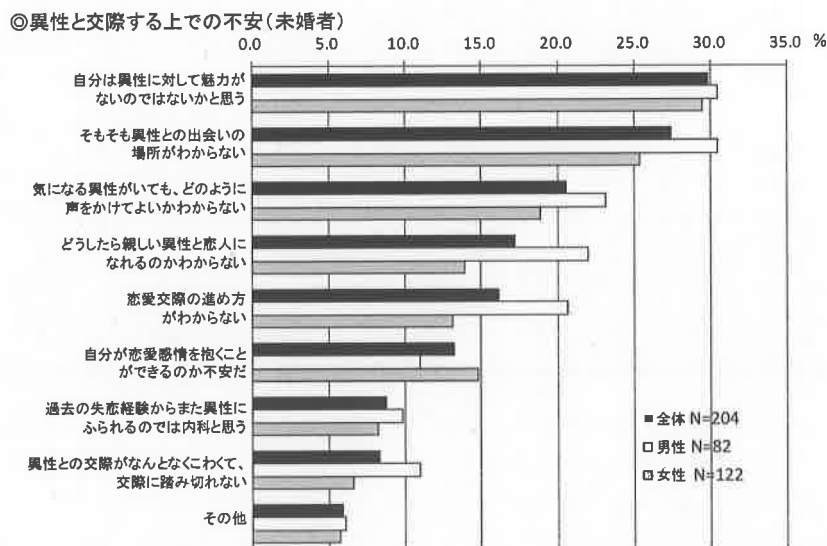
若い世代の県外流出も、少子化・人口減少の一つの要因となっています。若い世代が富山県で、希望を持って学び、結婚や子育てをし、仕事をしていけるよう、支援をしていくことが重要です。

### 1 結婚を希望する若者への支援

#### 現状と課題

将来結婚することを望んでいる若者が多い一方、出会いの場がわからないことや、自分のコミュニケーション能力の不足など、結婚に向け活動する上での不安があるとしています。男女の出会いの場の創出やスキルアップセミナー等、結婚支援を総合的に実施する必要があります。

結婚や子育ての意義や喜びを伝えることにより、これから親となっていく若い世代が子どもを生み育てたいと前向きに考え、希望をかなえられるようにすることが大切です。



資料「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

#### ○ 施策の基本方向と具体的施策

##### (1)結婚を希望する独身男女の応援

①結婚を希望する男女の出会いの機会の充実	・とやまマリッジサポートセンターを設置し、1対1の個別マッチング(お見合い)や結婚希望者向けスキルアップセミナー、企業の人事担当者向け支援セミナー、イベントやセミナー等の情報提供を一体的に実施します。
----------------------	--

	・若者が気軽に参加でき、出会うことができるイベントの開催を支援します。
②結婚や子育ての意義、喜びに関する意識啓発	・少子化の現状とともに子育ての楽しさや家庭を持つことの素晴らしさなどを伝える取組みを促進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数		年 30 組	現行の県補助・委託事業による成婚数(概ね年 15 組)の倍増を目指す。

## 2 ライフプラン教育の推進

### 現状と課題

本県において、出生順位別にみた母親の平均年齢が年々高くなっており、第1子の総数に占める35歳以上での出産数も増加傾向にあるなど、女性の出産の高年齢化が進行しています。また、結婚・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて十分理解されておらず、第1子出産年齢が高いと希望どおりの子どもを産むことが難しくなるという意見もあることから、妊娠・出産をより安全に希望どおり実現するためにも、女性の健康等についての正しい知識の普及啓発と、妊娠・出産をライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが重要です。

若い世代が、今後の人生について主体的に考えることにより、自らに合った結婚、妊娠・出産を迎えることができることから、家庭や子どもを持つことの素晴らしさや妊娠に適した年齢があることについて理解を深め、自らの将来設計を考える機会を設けることも必要です。

### ○ 施策の基本方向と具体的施策

#### (1) 自らのライフプランを考える機会の提供

①学校におけるライフプラン教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の小・中・高校に対し、産婦人科医師や専門相の談員、保健師による出前健康教育を行い、こころや身体の健康を含めたライフプラン教育を実施します。</li> <li>・中学校においては、妊娠・出産やライフプランに関する内容について、教科等の指導計画に位置づけられており、生徒の実態に応じた指導を行います。</li> <li>（保健体育）発育・発達の時期や程度には個人差があること、思春期には生殖器官が成熟し、それに伴う変化に対応した適切な行動が必要となることについて学習します。</li> <li>（技術・家庭科（家庭分野））幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家庭と家庭の役割に気付くよう、幼稚園、保育所を訪問しての幼児ふれあい体験などを行います。</li> <li>（特別活動（学級活動））思春期の心と体の発育・発達、友情と恋愛と結婚などについて、話し合いや討論を行ったり、専門家の講話を聞</li> </ul>
-----------------	--

	<p>く等の活動を行うとともに、自分の夢や希望や30年後の私などを題材に設定し、地域の人材を招聘しての講話、進路計画の立案、ライフプランの作成などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校の家庭科の学習やインターンシップにおいて、保育所で乳幼児と触れ合う保育体験を実施します。また、富山で働き子育てする良さを知らせるため、ライフプラン教育に関する小冊子を作成し、高校生の赤ちゃんふれあい体験等を実施することにより、ライフプラン教育の普及・充実を図ります。</li> <li>・大学生を対象に、外部講師を大学等に派遣し、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産についての知識を提供するとともに、将来の仕事と併せて出産・子育てを視野に入れた自分のライフデザインを描く機会を提供します。</li> </ul>
②女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。</li> </ul>

### 3 若者の定着支援

#### 現状と課題

若者の県外流出が少子化の要因の一つとなっています。若者が、県内で学び、働き、子育てできるような環境を整えることが必要です。

本県における若年者の雇用状況は全国でもトップクラスにありますが、若者の非正規雇用率や新卒者の3年以内の離職率が上昇傾向にあります。

本県のUターン就職率は非常に高い状況にあり、また、近年20～30代の移住者が全体の6割以上を占め、若者の地方移住の機運が高まっており、今後は、北陸新幹線の開業効果を最大限に活かし、若者の県内定着を一層促進する必要があります。このため、県外大学生のUターン就職の促進や、大都市圏の社会人のUIJターンの推進、定住・半定住の促進、県内大学等の活性化に一層取り組むことが必要です。

- ・大学等卒業時における県外流出（推計） H18.3卒 3,423人→H26.3卒 2,490人
- ・大学卒業生のUターン就職率 H18.3卒 51.3%→H26.3卒 57.6%

#### ○ 施策の基本方向と具体的施策

##### (1) 若者への就業支援の充実

①新規学卒者をはじめとする若者への就業支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が魅力ある安定した職業に就けるよう、正規雇用を条件とした合同企業説明会や各種セミナーを開催します。</li> <li>・若年者と実習企業先とのマッチングを行ったうえで、まず、技術専門学院において座学を中心とした訓練を実施し、その後、企業での派遣訓練による実習(OJT)を行いながら、並行して、技術専門学院での訓練を実施することによって、一人前の職業人へ育成し、訓練修了後の当該企業等での常用雇用としての採用を目指します。</li> </ul>
--------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県青年農業者等育成センターと市町村等、関係機関との連携により、就農相談から研修、就農定着までをワンストップで支援する体制を構築します。</li> <li>・農業研修機関「とやま農業未来カレッジ」において、就農希望者に対して本県の営農条件に即した基礎知識・技術の修得を支援します。</li> <li>・主要経済団体に対し新規学校卒業者の求人確保等の要請を実施します。</li> <li>・学校間の連携を図る進路指導主事等連絡会議や、ハローワーク等との連携を図る就職支援担当者会議を随時開催し、求人状況や就職支援のノウハウの共有化を推進します。</li> <li>・キャリア教育アドバイザーを配置し、学校の就職指導を支援する体制を整備します。</li> </ul>															
<p>②若者に対する就業意識の啓発、自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーのほか、合同企業説明会の開催などの就職支援により若者の正規雇用を図ります。</li> <li>・中小企業の新入社員が参加する継続的なセミナーをモデル実施するなど若者の職場定着の取組みを推進します。</li> <li>・フリーターやニート等の若者を支援するため、富山県若者サポートステーションにおいてカウンセリングや通所型の自立トレーニング、職場体験を実施します。</li> <li>・若者自立支援ネットワークを構築し、専門的な支援を継続的に提供するなど若者の自立を支援します。</li> <li>・インターンシップへの参加を推進します。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="542 1265 997 1534"> <p>●若年者(15-34歳)の非正規雇用者割合の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全国 (%)</th> <th>富山 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H9</td> <td>21.1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>30.5</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>33.6</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>35.3</td> <td>27.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：総務省「就業構造基本調査」</p> </div> <div data-bbox="1021 1265 1396 1534"> <p>●フリーター数の推移(全国)</p> <p>資料：総務省「就業構造基本調査」 「労働力調査詳細集計」を基に作成</p> </div> </div>	年度	全国 (%)	富山 (%)	H9	21.1	16	H14	30.5	21.9	H19	33.6	24	H24	35.3	27.1
年度	全国 (%)	富山 (%)														
H9	21.1	16														
H14	30.5	21.9														
H19	33.6	24														
H24	35.3	27.1														
<p>③起業等による就業機会の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県の未来を担う企業人を育成するために、経済界の協力を得て、「とやま起業未来塾」を開講し、実践的なカリキュラムを通して、起業・新分野進出を目指す若者、女性、熟年者等を支援します。</li> <li>・女性・若者のアイデア等を活かした事業の創業等に助成します。</li> </ul>															

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25 実績	H31 末目標	
新規大卒就職者の入職3年目までの離職率	29.1% (H22.3 卒) 全国 31.0%	全国トップクラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。



新規高卒就職者の入職3年目までの離職率	33.5% (H22.3 卒) 全国 39.2%	全国トップクラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。
若年者(15歳から34歳)の正規雇用率	72.9% (H24)	全国トップクラスを維持	全国トップであり、引き続き現在の水準を維持する。

## (2) 若者や女性の定着促進

①U・I・Jターンの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Uターン就職セミナーや父母向け就職セミナーの開催等により、県内の魅力ある企業等の周知を図り、若者や女性のUターン就職を促進します。</li> <li>・Uターン就職を希望する学生等に県内就職の魅力等を伝えるセミナー等の開催や企業とのマッチングなど、若者の就職支援を強化します。</li> <li>・産業界と連携し、県内企業に就職し、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返済に対し支援します。</li> <li>・本県出身の30歳前後の若者を対象に、Uターンのきっかけづくりとなるイベントを開催します。</li> </ul>
②定住・半定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏等での移住に関する情報発信を強化するとともに、仕事と住まいの一元的な相談体制の整備を進めます。</li> <li>・東京圏在住の若者を対象とした富山への移住に向けた講座の開催を支援します。</li> <li>・空き家の活用など、移住者の受入体制の整備に取り組みます。</li> </ul>
③県内の大学等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立大学においては、県内産業界に優れた人材を供給するため、学科の拡充について検討を進めるとともに、新たな機能を備えた魅力あるキャンパス整備を進めていきます。</li> <li>・県内7高等教育機関で組織する大学コンソーシアム富山が実施する教育・地域貢献等の取組みを支援することにより、県内大学等の活性化と魅力向上に取り組みます。</li> <li>・若者に魅力ある大学等の誘致や設置に取り組みます。</li> </ul>

### <目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
若者の県内への定着率(25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)	82.4% (H22)	85%以上	新・元気とやま創造計画の指標を目標とする。

## 基本方針Ⅴ 経済的負担の軽減

子育てにかかる負担感として、子どもの養育費や教育費など子育てコストが家計を圧迫する経済的負担をあげる人が多く、また、拡充すべき子育て支援においても、経済的支援に対する要望が高くなっています。

子育てに伴う経済的負担の軽減については、所得再分配政策に関わるものであり、国の役割が基本ですが、県は、国や市町村との適切な役割分担の下に、ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭の支援、妊娠・出産・子どもの医療費、保育料の軽減など、県の特性に応じた必要な施策を推進します。

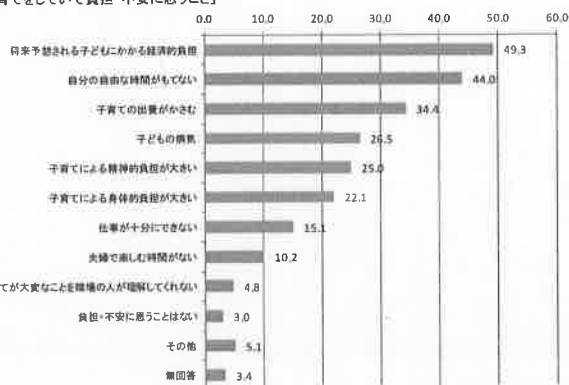
### 1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

#### 現状と課題

県が実施した未就学児を持つ保護者へのアンケートによると、理想の数の子どもを持つことができない主な理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが挙げられており、また、子育てをする上で、不安・負担だと思うこととして、多くの人が、将来子どもにかかる経済的負担や子育てにかかる費用をあげています。

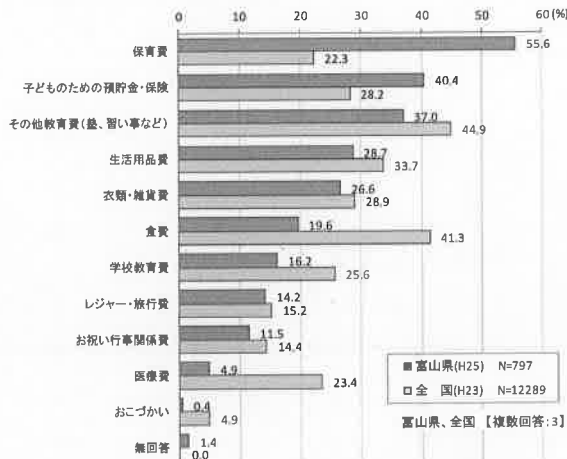
子育てにかかる費用は、本来家庭が負担するものですが、子どもたちは次代の担い手でもあることから、多子世帯に対する保育や教育等に係る支援が求められています。

◎「子育てをされていて負担・不安に思うこと」



資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

◎子育ての費用の中で負担が大きいと感じるもの



資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山)

### ○ 施策の基本方向と具体的施策

#### (1) 県の特性に応じた施策等の推進

##### ① 出産・保育・医療等にかかる経費の助成

・ 県と市町村が協力し、妊産婦及び乳幼児に係る医療費、産婦に対する健康診査費や不妊治療費などを軽減します。

・ 市町村が実施する妊婦に対する健康診査、国の制度を活用した、未熟児に対する医療費の公費負担(未熟児養育医療)や、手術等により障害の改善が期待できる児童に対する医療費の公費負担(育成医療)への支援、慢性疾患にかかっている児童に対する医療費の助成(小児慢性特定疾病治療費の支給)を実施するとともに、市町村と協力して

	<p>重度障害児に対する医療費負担を軽減（重度心身障害者等医療費助成）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身に障害のある児童を監護する親等に特別児童扶養手当（国制度）を支給し、児童の健やかな成長を支援します。</li> <li>・県と市町村が協力し、ひとり親家庭に係る医療費を軽減します。</li> <li>・県と市町村が協力し、多子世帯に係る保育所や幼稚園等の保育料の軽減を拡充し、一定の所得水準の子どもの保育料を年齢に関わらず無料化します。</li> <li>・国の制度を活用し、保育所等に通う低所得世帯を対象に、教材費等の一部を助成します。</li> <li>・中学校修了前までの児童を対象に、児童手当（国制度）を支給し、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援します。</li> <li>・児童扶養手当（国制度）の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施します。</li> </ul>
<p>②就学にかかる経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。</li> <li>・高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の収入額未満の世帯に「就学支援金」（国制度）を支給します。</li> <li>・私立高校については、低所得世帯に対し、授業料や入学料の減免補助を実施します。</li> <li>・低所得世帯の高校生に奨学のための給付金（国制度）を支給します。</li> <li>・子どもの大学等への就学等に必要な費用の確保を支援するため、多子世帯に対する融資制度を拡充し、貸付対象の拡大や金利負担の軽減（実質的な無利子化）を図ります。</li> </ul>
<p>③住宅などにかかる経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三世帯同居住宅や多子同居住宅の新築、購入、改良に必要な資金を低利融資します。</li> <li>・県営住宅において、高校生以下の子がいる世帯の入居収入基準の緩和や優先的な入居への配慮などにより、安心して子育てができる住環境の確保を支援します。</li> <li>・離職により住宅を失った生活困窮者等に対して家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給します。</li> </ul>
<p>④その他の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の経済的負担だけでなく、精神的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に保育サービス等が利用できる子育て応援券を配付します。</li> </ul>

## 基本方針Ⅵ 子育て支援の気運の醸成

子育て支援・少子化対策条例の制定を機に、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する必要性について県民の理解を促進するため、県民総ぐるみで子育てを支援する気運を高める意識啓発を推進します。

また、これから結婚し、子どもを持つ若い人たちが、「一人が楽」から「家族で楽しい」へと子育てを前向きに捉えられるよう、子育ての意義や喜びを伝えるポジティブ・キャンペーンを展開するとともに、家族とのふれあいや家族のきずなが深まる「明るく楽しい家庭づくり」を推進します。

### 1 子育て支援の気運の醸成

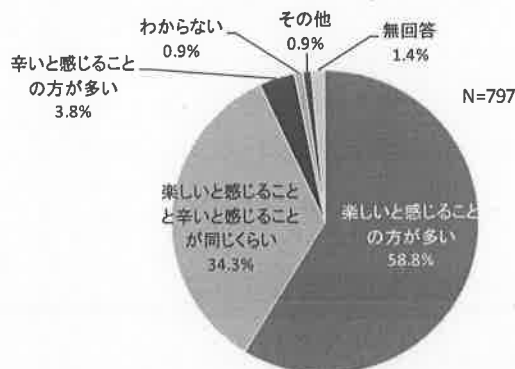
#### 現状と課題

子育ては保護者が第一義的に責任を持つものですが、子どもは社会の希望であり、保護者のみならず地域、社会にとってもかけがえのない存在です。

そのため、今日の少子化の現状や、子どもを取り巻く環境などについて、県民の理解・認識を深め、子どもの成長と子育てを社会全体で支える気運を高める必要があります。

子どもの成長にとっては親子のコミュニケーションや家族のふれあいが大切であり、未就学児や思春期の子どもを養育する保護者が家庭においてしっかりと子どもと向き合えるように、毎月、第3日曜日を「とやま県民家庭の日」として提唱し、「明るく楽しい家庭づくり」を推進しています。

◎子育てを楽しんでいるか辛いと感じるか



資料:「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

#### ○ 施策の基本方向と具体的施策

##### (1) 社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくり

① 子育て支援や少子化に関する意識啓発	・子育てが家庭のみならず、すべての県民がそれぞれの立場で子育てで支援や少子化対策について考え、地域ぐるみで支え合うという意識や気運を醸成するため、広報・啓発を推進します。
② 子育て支援・少子化対策に取り組む個人・団体の顕彰	・積極的に子育て支援・少子化対策に取り組んでいる個人・団体等を「子育て支援 とやま賞」として顕彰し、市町村や関係団体等を通じ、その取組事例を広く周知します。

③市町村、企業、関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的に実施する市町村と緊密な連携を図ります。</li> <li>・富山県子育て支援・少子化対策県民会議の開催などを通じて、子育て支援団体、企業、NPO、行政などが連携し、社会全体で子育て支援・少子化対策に取り組む気運の醸成を図ります。</li> </ul>
-------------------	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
子育てを楽しんでいる割合	58.8%	増加	H25調査時よりも増加させる。

(2) 家族のふれあいを促進する啓発活動

①明るく楽しい家族づくり運動の推進(とやま県民家庭の日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とやま県民家庭の日」(毎月第3日曜日)や「とやま家族ふれあいウィーク」(とやま県民家庭の日から始まる1週間)が、家族と触れ合い、家族のきずなを深める日となるよう、啓発活動を推進します。</li> <li>・家族のふれあいや子育ての楽しさ素晴らしさを再認識する機会を提供します。</li> </ul>
②とやま子育て応援団等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主の協力を得て親子が触れ合う機会を提供する「とやま子育て応援団」を普及するとともに、ホームページ等を活用した情報の提供などにより、「とやま子育て応援団」の利用促進と利用しやすい制度となるよう制度の充実を図ります。</li> </ul>

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
とやま子育て応援団の利用度	49.4%	増加	H25調査時よりも増加させる。

### 3 目標指標

目標指標及び目標値、目標値の考え方は、次の一覧のとおりです。(90項目)

No.	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
<b>①子育て家庭に対する支援</b>					
1	ホームページ「子育てネッ!とやま」等へ小学生以下の子どもを持つ家庭がアクセスする割合	38.2%	42.0%	上昇を目指す	県の子育て支援に関するホームページへのアクセス数も含め上昇を目指す。
2	通常保育の受入児童数	30,654人	28,509人	29,082人	市町村計画値を目標とする。
	うち 3歳未満児の受入れ児童数	12,245人	10,542人	12,390人	
3	待機児童数	0人	0人	0人	待機児童0人を維持する。
4	延長保育実施保育所数	216か所	218か所	231か所	市町村計画値を目標とする。
5	休日保育実施保育所数	59か所	65か所	72か所	市町村計画値を目標とする。
6	一時預かり事業実施箇所数	137か所	135か所	150か所	市町村計画値をもとに、更なる上積みを目指す。
7	病児・病後児保育事業実施箇所数	76か所	72か所	103か所	市町村計画値を目標とする。
8	障害児保育の研修を受けた保育士数	1,414人	900人	2,341人	1保育所あたり3名程度の受講を目指す。
-	放課後児童クラブ数(再掲)	219か所	222か所	259か所	市町村計画値を目標とする。
9	放課後児童クラブの登録者数	7,510人	7,578人	10,387人	市町村計画値を目標とする。
-	放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数(再掲)	58か所	66か所	78か所	市町村計画値を目標とする。
-	とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数(再掲)	23か所	20か所程度	25か所	放課後児童クラブへの移行等を見込み、ほぼ現行数を目指す。
10	地域子育て支援センター設置箇所数	76か所	77か所	91か所	市町村計画値を目標とする。
11	利用者支援事業実施市町村数	—		15市町村	全市町村での実施を目指す。
12	幼稚園子育て支援実施園の割合(預かり保育、園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、子育て相談など)	100%	100%	100%	引き続き全幼稚園での実施を目標とする。
13	第三者評価を受ける保育所数(累計)	37か所	45か所	50か所	毎年2か所程度ずつの受審を推進する。
<b>②地域における子育て支援の促進</b>					
14	子育てシニアサポーターなど、子育て支援活動している人の数	273人	370人	370人	毎年概ね20名程度の増加を目指す。
15	ファミリー・サポート・センター登録者数(サービス提供者)	1,598人	1,720人	1,800人	毎年概ね40名程度の増加を目指す。
16	県児童クラブ連合会認定指導員数	438人	460人	460人	毎年概ね5人程度ずつの養成を目指す。
17	子育てサークル活動組織数	185	200サークル	増加を目指す	H25年度よりも増加させる。
18	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村	全市町村	15市町村	全市町村での実施を目指す。
<b>③安心して子育てができる生活環境の整備</b>					
19	都市公園の面積	1,589ha	1,597ha	1,600ha	総合計画での指標を目標とする。(都市公園の開設済み面積)
20	安全に通学できる歩道割合	61.4%	約7割	63%	県の整備見込みに基づき設定。特に重要な通学路の63%に歩道等を設置する。
21	バリアフリー化信号機の設置数	60基	66基	72基	主要駅周辺の主な経路にある信号機の8割のバリアフリー化を目指す。

No.	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
22	チャイルドシートの使用率	70.3%	極力100%	極力100%	未就学児の死傷防止のため、可能な限り100%の着用を目指す。
23	交通事故死傷者 〔死者数〕 〔負傷者数〕	53人 5,338人	46人 6,500人	43人以下 5,500人以下	総合計画、富山県交通安全計画を基に設定。
24	青パト活動支援事業における青パト1台あたりの平均パトロール数	77回	—	80回	週2回のパトロール実施を目標とする。(春夏冬休み期間除く)
25	学校(幼稚園を含む)における刑法犯認知件数	155	毎年減少	毎年減少	具体的な目標数値の設定は困難だが、毎年の減少を目指す。

#### ④母と子の健康づくりへの支援

26	妊婦健康診査の受診率	96.5%	97%	97%	更なる受診率の向上を目指す。地域子ども子育て支援事業も参考に継続設定。
27	妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.4%	極力100%	極力100%	国の目標値に準じる。
28	未熟児訪問指導の実施率	92.1%	95%	95%	H25より市町村に移譲。関係機関との連携を図りながら、更なる実施率の向上を目指す。
29	出産後1か月時における母乳育児の割合	64.4%	増加傾向へ	増加傾向へ	全国平均よりかなり高いが、引き続き向上を目指す。
30	1歳6か月健康診査の受診率	98.1%	—	98.5%	受診率の向上をめざす。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
31	3歳児健康診査の受診率	96.9%	97%	97%	保護者の関心を集め、受診率の向上をめざす。健やか親子21の目標指標を参考に設定。
32	むし歯のない子ども(3歳児)の割合	82.4%	80%	85%	県民歯と口の健康プランの推進のためにも、さらに向上を目指す。
33	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100.0%	—	100%	目標を達成しているが、現状を維持する。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。
34	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	86.7%	—	100%	全市町村での実施を目指す。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。
35	富山型デイサービス実施事業所数	105か所	117か所	176か所	新・元気とやま創造計画、富山県民福祉基本計画(改訂版)において、全ての小学校区での整備を目指した指標を設定しており、この目標を維持する。
36	発達障害者支援センター実利用者数	1,154人	1,350人	1,350人	H21～25の平均利用実績が1,333人のため、この数値を維持する。
37	主に小児科医療に従事している医師数(小児人口1万人当たり)	11.0人(H24)	12人程度	12人以上	[小児科医数(H22.12.31)+小児科必要医師数]/H22の県0～14歳人口×1万人
38	主に産婦人科医療に従事している医師数(出生千人当たり)	12.3人(H24)	12人程度	13人以上	[県内産婦人科、産科医師数(H22.12.31)+産婦人科医等必要医師数]/H22の出生数×10万人

#### ①仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進

39	年次有給休暇取得率	44.8%	55%以上	60%以上	現プラン同様、毎年3%程度の向上を目指す。
40	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0%(H24)	H19の1割以上減少	H24の1割以上減少	現プラン同様、直近値の1割以上の減少を目指す。
41	男女共同参画チーフオフィサー設置事業所数	157事業所	120事業所	188事業所	5年間で30事業所程度の増加(年間6事業所)を目指す。
42	男女の地位の平等感 職場の分野で平等にしていると感じている人の割合	19.4%(H21)	—	22%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標を目標とする。

#### ②仕事と子育てを両立できる職場環境の整備

43	従業員51～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	98.1%	極力100%	極力100%	H23.4から条例で策定義務対象となった企業すべての策定・届出を可能な限り目指す。
----	--	-------	--------	--------	---

No.	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
44	従業員30～50人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	16.0%	—	上昇を目指す	小規模な企業(従業員50人以下)における両立支援の実効ある取組みを促進するため、従業員30～50人の企業についての策定・届出率の上昇を目指す。
45	一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数	1,518社	1,850社	増加を目指す	従業員50人以下企業への策定支援により、策定・届出数の増加を目指す。
46	育児休業取得率 〔男性〕 〔女性〕	1.0%	5%	5.0%以上	男性は職場や社会の意識啓発を進めることにより、現プラン同様、5%以上を目指す。女性は更なる向上を目指す。
		96.0%	95%以上	98.0%以上	
47	短時間勤務制度等の導入率	79.5%	95%	95%	現プラン同様、毎年3%程度の向上を目指す。
48	事業所内保育施設の設置数	46か所	50か所	55か所	年平均1～2か所程度の増加を目指す。
49	「元気とやま！子育て応援企業」の登録企業数	276社	—	380社	毎年20社程度の増加を目指す。
50	元気とやま！仕事と子育て両立支援企業知事表彰数(累計)	69社	80社	130社	毎年10社程度の増加を目指す。
<b>③就業支援</b>					
51	母子・父子自立支援プログラム策定件数	41件	60件	60件	年間3件程度の増加を目指す。
<b>①子どもの権利と利益の尊重</b>					
52	児童虐待防止法の通告義務の認知度	87% (H21)	増加へ	増加へ	現状からの上昇を目指す。
53	子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	80.0%	80%	100%	国の目標値に準じる。
54	里親等委託率	15.9%	16%	21%	毎年1%程度の向上を目指す。
<b>②子どもの健全な育成</b>					
55	公民館における子どもの自然体験活動・ふるさと学習への参加人数	12,771人	4,800人	16,000人	全公民館が当該活動を年1回実施する場合の参加者見込み。
56	児童館・児童センター、ミニ児童館設置数	240か所	245か所	245か所	市町村の整備見込みに基づき設定。
57	放課後児童クラブ数	219か所	222か所	259か所	市町村計画値を目標とする。
58	放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数	58か所	66か所	78か所	市町村計画値を目標とする。
59	とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数	23か所	20か所程度	25か所	放課後児童クラブへの移行等を見込み、ほぼ現行数を目指す。
60	近所の人にあいさつする 児童・生徒の割合 〔小6〕 〔中3〕	92.9%	95%	95%	具体的な目標数値の設定は困難だが、中長期的な増加を目指す。
		86.1%	85%	90%	
61	子どもの朝食欠食率 〔小5〕 〔中2〕	0.7%	極力0%	極力0%	富山県食育推進計画における目標と整合を取るもの。
		1.5%			
62	12歳児(中学1年生)の永久歯一人平均むし歯本数	0.99本	1.0本	1.0本	国の健康日本21及び県歯の健康プランでH24目標値を1.0本としているため。
63	思春期保健対策に取り組んでいる市町村数	12市町村	—	15市町村	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策推進のため、学校と連携した思春期の健康教育を行っている市町村数の増加を目指す。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
64	思春期保健相談士数	28人	30人	35人	思春期保健相談に対応可能な人材を育成するため、更なる増員を目指す。



No.	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
65	未成年者の喫煙率 〔男性〕 〔女性〕	3.8% (H23) 1.7% (H23)	極力0%	極力0%	健やか親子21の目標指標に基づき設定。
<b>③生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進</b>					
66	10代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千人当たり)	5.3% (H24)	低下	低下	健やか親子21の目標指標に基づき設定。過去の減少率から、更なる改善を目指す。
67	高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数	19校	—	増加させる	新規に実施する学校が増加しており、今後も関係機関と連携して実施校の増加に努める。
68	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	84分 (H23)	120分	140分	富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標。1年につき7分程度の増加を目指す。
69	男女の地位の平等感 家庭の分野で平等にしていると感じている人の割合	27.7% (H21)		35%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標を目標とする。
<b>④子どもの生きる力を育成する教育の推進</b>					
70	子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	33.1%	増加	増加させる	家庭の役割の重要性を認識してもらうよう、各種事業を通して普及啓発を図る。
71	小中学校における家庭の教育力の向上を目指した「親学び講座」等の実施率	82.5%	—	増加させる	H24より調査開始 家庭の教育力向上を目指して、「親学び講座」の普及啓発に取り組む。
72	授業中にICTを活用して指導できる教員の割合	〔小〕 〔中〕 87.7% 67.2%	80% 80%	95% 80%	授業の中で教員が資料を利用して説明したり課題を提示したりする場面や、生徒の知識定着や技能習得を図る場面において、教員がICTを活用する能力を高めることで、授業力の向上を目指す。
73	情報モラルなどを指導できる教員の割合	〔小〕 〔中〕 86.5% 70.2%	極力100%	極力100%	携帯電話やインターネットが普及する中で、生徒が情報社会で適正に行動するための基となる考え方と態度の育成が求められており、全ての教員が、教科指導など教育活動において、何らかの方法で情報モラルなどについて指導し、情報モラルの向上に努める。
74	公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画作成率	〔小〕 〔中〕 62.1% 68.8%	65% 65%	80% 80%	障害のある児童生徒一人ひとりに的確な教育的支援を行うために、個別の教育支援計画の有用性や作成方法及び活用方法の周知を図り、個別の教育支援計画の作成率の向上を目指す。
75	県立高校生のインターンシップ等体験率	71.8%	70%	74%	毎年0.5%程度の増加を目指す。
76	平日に家庭で10分以上読書をしている割合	〔小6〕 〔中3〕 67.7% 50.0%	70% 55%	70% 55%	家庭・地域・学校が相互に連携・協力して、子どもが読書体験を深める機会や環境づくりに努め、毎年1%程度の増加を目指す。
77	とやま環境チャレンジ10への参加児童数(累計)	25,966人		44,000人	新・元気とやま創造計画目標指標 学校と家庭が連携・協力して環境教育に取り組む事業(とやま環境チャレンジ10)へのH16からの参加児童数を指標とし、年間3,000人の参加を目指す。
78	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	〔小6〕 〔中3〕 87.9% 73.4%	増加	増加させる	具体的な目標数値の設定は困難だが、中長期的な増加を目指す。
79	いじめ認知件数(千人当たり)	〔小〕 〔中〕 〔高〕 〔小〕5.7件 〔中〕10.3件 〔高〕1.3件	低下	減少させる	生徒指導上の取組みのより一層の充実に資するとともに、いじめや不登校などの問題行動等の実態把握及び分析により、未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。
80	千人当たりの不登校生徒数(中学校における不登校生徒の割合)	21.7人%	低下	減少させる	同上。
81	運動に取り組む(みんなでチャレンジ3015の目標点に達した)児童の割合(小学生)	97.0%	95%	98%	運動に制限のない児童の全員の取組みを目指す。

No.	項目	目標指標の動向			目標の考え方
		H25実績	H26末目標	H31末目標	
82	体力・運動能力調査の平均値 (小6ソフトボール投げ) [男児] [女児]	28.52m	31.7m	31.7m	小学校6年生は児童の最終学年であり、小学生の運動能力のピークを見ることができると考えた。また、今回の目標は、過去の小学6年生のピークの記録であり、この記録に近づくことで、体力が向上している指標となると思った。
		16.86m	18.8m	18.8m	
83	総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率	20.1%	20%	22%	児童数が減少するため会員数の減少は避けられないが、県内のクラブ数が維持されるとするならば、小学生の会員数は11,000人程度を維持できると思われる。

①結婚を希望する若者への支援

84	とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数		—	年30組	現行の県補助・委託事業による成婚数(概ね年15組)の倍増を目指す。
----	-----------------------	--	---	------	-----------------------------------

②ライフプラン教育の推進

③若者の定着支援

85	新規大卒就職者の入職3年目までの離職率	29.1% (H22.3卒) 全国31.0%	全国トップクラスを維持	全国トップクラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。
86	新規高卒就職者の入職3年目までの離職率	33.5% (H22.3卒) 全国39.2%	全国トップクラスを維持	全国トップクラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。
87	若年者(15歳から34歳)の正規雇用率	72.9% (H24)	全国トップクラスを維持	全国トップクラスを維持	全国トップであり、引き続き現在の水準を維持する。
88	若者の県内への定着率(25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)	82.4% (H22)	—	85%以上	新・元気とやま創造計画の指標を目標とする。

①妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

①子育て支援の気運の醸成

89	子育てを楽しんでいる割合	58.8%	増加	増加	H25調査時よりも増加させる。
90	とやま子育て応援団の利用度	49.4%	増加	増加	H25調査時よりも増加させる。

## 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保対策

### 1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」においては、県は教育・保育の量の見込み（需要）及びその提供体制の確保方策（供給）の単位として、区域を設定することとなっています。

この区域は、保育所や認定こども園の認可・認定にあたり需給調整を行う判断基準となることから、設定にあたっては、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定めることとされています。

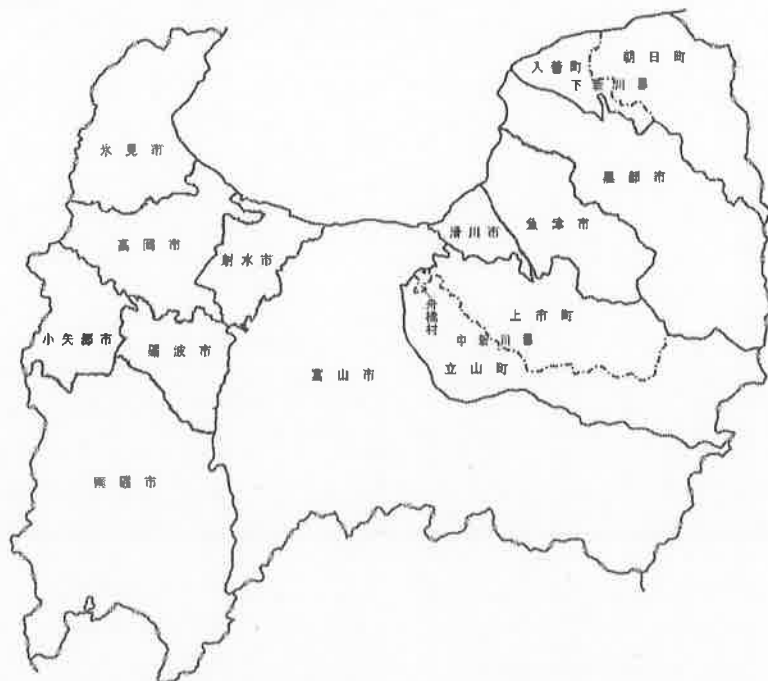
現在の幼稚園や保育所等の利用状況を見ると、利用者の多くが居住する市町村内の施設を利用しており、各市町村において、地域の実情に応じた需給バランスの確保が図られています。

このような状況を踏まえ、県が設定する区域は市町村単位とし、15区域とします。

なお、実際の施設の利用にあたって、区域（市町村）を越える広域的な利用が制限されるものではありません。

#### 【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、15区域を設定します。



### 2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期

各市町村では、子育て家庭を対象に、幼稚園・保育所等の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等の調査を行い、子育て家庭のニーズや地域の実情を踏まえ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）において、今後5年間の各年度における教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保方を定めています。

県では、市町村計画における数値の集計を基本として、区域ごとの教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保方を別表のとおり定めます。

【別表の見方】

区分	1号認定 <sup>②</sup>	2号認定 <sup>②</sup>		3号認定		
		教育ニーズ <sup>③</sup>	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
① 平成27年度	量の見込み <sup>④</sup> ④	4,776	2,123	17,722	2,691	10,109
	確保方策 <sup>⑤</sup> ⑤		10,029	19,335	2,691	10,470
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所) ⑥		5,101	19,036	2,627	10,227
	確認を受けない幼稚園 ⑦		4,928			
	地域型保育事業 ⑧				13	64
	認可外保育施設 ⑨			299	51	179
	②-① ⑩		3,130	1,613	0	361
	備考					

①計画年度

②子どもの認定区分

区分	認定区分に応じた利用先（確保方策）
1号認定 (満3歳以上で教育を希望)	幼稚園（確認を受けないものを含む。）、認定こども園
2号認定 (満3歳以上で保育が必要)	保育所、認定こども園
3号認定 (満3歳未満で保育が必要)	保育所、認定こども園、地域型保育

※市町村が運営費支援等を行っている認可外保育施設は、当分の間確保方策に記載することが可能となっている。

③教育ニーズ

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものは、「教育ニーズ」に区分（確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園（確認を受けないものを含む。）が該当）

④量の見込み

子育て家庭のニーズを踏まえて推計した各年度の教育・保育の必要数（需要量）

⑤確保方策

量の見込みに対応する各年度の教育・保育の提供内容（供給量）

⑥特定教育・保育施設

施設型給付の対象となる施設として市町村の確認を受けた認定こども園・幼稚園・保育所

⑦確認を受けない幼稚園

市町村の確認を受けない幼稚園（現行どおり私学助成等の支援を受ける幼稚園）

⑧地域型保育事業

市町村の認可を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業（原則として満3歳未満の子どもを対象とする）

⑨認可外保育施設

認可を受けていない施設のうち、市町村が運営費支援等を行っているもの

⑩確保方策—量の見込み

プラスであれば受入れに余裕があり、マイナスであれば受入れが不足する可能性がある

※実際の受入れは、利用希望に応じた施設定員の適切な見直し等により、待機児童が発生しないよう対応

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

H27.2.20時点の数値

※市町村計画策定中のため、今後変更があり得る

<富山県>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	4,776	2,123	17,722	2,691	10,109
	確保方策②		10,029	19,335	2,691	10,470
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		5,101	19,036	2,627	10,227
	確認を受けない幼稚園		4,928			
	地域型保育事業				13	64
	認可外保育施設			299	51	179
	②-①		3,130	1,613	0	361
備考						
平成28年度	量の見込み①	4,601	2,075	17,425	2,683	10,039
	確保方策②		9,712	19,323	2,694	10,443
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		5,905	19,034	2,630	10,208
	確認を受けない幼稚園		3,807			
	地域型保育事業				13	66
	認可外保育施設			289	51	169
	②-①		3,036	1,898	11	404
備考						
平成29年度	量の見込み①	4,451	2,026	17,252	2,678	9,950
	確保方策②		9,527	19,274	2,714	10,504
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		6,506	19,020	2,647	10,233
	確認を受けない幼稚園		3,021			
	地域型保育事業				16	102
	認可外保育施設			254	51	169
	②-①		3,050	2,022	36	554
備考						
平成30年度	量の見込み①	4,268	1,967	16,917	2,663	9,852
	確保方策②		9,595	19,139	2,718	10,458
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		6,734	18,955	2,651	10,205
	確認を受けない幼稚園		2,861			
	地域型保育事業				16	84
	認可外保育施設			184	51	169
	②-①		3,360	2,222	55	606
備考						
平成31年度	量の見込み①	4,104	1,916	16,692	2,649	9,741
	確保方策②		9,549	19,071	2,711	10,424
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		6,688	18,887	2,644	10,171
	確認を受けない幼稚園		2,861			
	地域型保育事業				16	84
	認可外保育施設			184	51	169
	②-①		3,529	2,379	62	683
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<富山市>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	2,694	1,143	6,375	1,286	3,779
	確保方策②		5,074	6,913	1,175 (1,402)	3,767 (4,483)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		2,212	6,614	1,133 (1,360)	3,580 (4,296)
	確認を受けない幼稚園		2,862			
	地域型保育事業				0	42
	認可外保育施設			299	42	145
	②-①		1,237	538	-111 (116)	-12 (704)
備考	・3号は定員適正化(下段:定員2割増を想定)により確保可能 ・これまでの利用実態等を踏まえ、他市町村住民の広域利用を受入れ					
平成28年度	量の見込み①	2,571	1,108	6,356	1,301	3,784
	確保方策②		4,991	6,941	1,182 (1,410)	3,776 (4,495)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		3,010	6,652	1,140 (1,368)	3,597 (4,316)
	確認を受けない幼稚園		1,981			
	地域型保育事業				0	44
	認可外保育施設			289	42	135
	②-①		1,312	585	-119 (109)	-8 (711)
備考	・3号は定員適正化(下段:定員2割増を想定)により確保可能 ・これまでの利用実態等を踏まえ、他市町村住民の広域利用を受入れ					
平成29年度	量の見込み①	2,448	1,072	6,338	1,317	3,789
	確保方策②		4,991	6,817	1,179 (1,406)	3,792 (4,507)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		3,635	6,563	1,134 (1,361)	3,577 (4,292)
	確認を受けない幼稚園		1,356			
	地域型保育事業				3	80
	認可外保育施設			254	42	135
	②-①		1,471	479	-138 (89)	3 (718)
備考	・3号は定員適正化(下段:定員2割増を想定)により確保可能 ・これまでの利用実態等を踏まえ、他市町村住民の広域利用を受入れ					
平成30年度	量の見込み①	2,325	1,037	6,319	1,333	3,794
	確保方策②		5,061	6,772	1,184 (1,412)	3,789 (4,507)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		3,850	6,588	1,139 (1,367)	3,592 (4,310)
	確認を受けない幼稚園		1,211			
	地域型保育事業				3	62
	認可外保育施設			184	42	135
	②-①		1,699	453	-149 (79)	-5 (713)
備考	・3号は定員適正化(下段:定員2割増を想定)により確保可能 ・これまでの利用実態等を踏まえ、他市町村住民の広域利用を受入れ					
平成31年度	量の見込み①	2,200	1,000	6,300	1,350	3,800
	確保方策②		5,026	6,809	1,182 (1,409)	3,789 (4,507)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		3,815	6,625	1,137 (1,364)	3,592 (4,310)
	確認を受けない幼稚園		1,211			
	地域型保育事業				3	62
	認可外保育施設			184	42	135
	②-①		1,826	509	-168 (59)	-11 (707)
備考	・3号は定員適正化(下段:定員2割増を想定)により確保可能 ・これまでの利用実態等を踏まえ、他市町村住民の広域利用を受入れ					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<高岡市>

(単位:人)

区分	1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成 27 年度	量の見込み①	714	271	2,767	75	1,637
	確保方策②		1,866	3,036	83	1,804
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		226	3,036	83	1,804
	確認を受けない幼稚園		1,640			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		881	269	8	167
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(射水市 1号80人)					
平成 28 年度	量の見込み①	702	265	2,750	73	1,572
	確保方策②		1,646	3,046	82	1,782
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		246	3,046	82	1,782
	確認を受けない幼稚園		1,400			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		679	296	9	210
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(射水市 1号80人)					
平成 29 年度	量の見込み①	699	264	2,770	70	1,524
	確保方策②		1,666	3,154	82	1,774
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		266	3,154	82	1,774
	確認を受けない幼稚園		1,400			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		703	384	12	250
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(射水市 1号80人)					
平成 30 年度	量の見込み①	670	253	2,682	68	1,476
	確保方策②		1,666	3,159	81	1,766
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		266	3,159	81	1,766
	確認を受けない幼稚園		1,400			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		743	477	13	290
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(射水市 1号80人)					
平成 31 年度	量の見込み①	648	244	2,584	66	1,427
	確保方策②		1,666	3,140	82	1,757
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		266	3,140	82	1,757
	確認を受けない幼稚園		1,400			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		774	556	16	330
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(射水市 1号80人)					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<魚津市>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	85	41	801	152	434
	確保方策②		240	1,030	180	460
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		80	1,030	180	460
	確認を受けない幼稚園		160			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		114	229	28	26
備考						
平成28年度	量の見込み①	80	39	757	156	433
	確保方策②		240	1,030	180	460
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		80	1,030	180	460
	確認を受けない幼稚園		160			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		121	273	24	27
備考						
平成29年度	量の見込み①	77	38	734	160	432
	確保方策②		115	1,030	180	460
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		115	1,030	180	460
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	298	20	28
備考						
平成30年度	量の見込み①	74	36	699	153	430
	確保方策②		125	1,030	185	475
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		125	1,030	185	475
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		15	331	32	45
備考						
平成31年度	量の見込み①	71	34	668	149	412
	確保方策②		135	1,020	185	475
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		135	1,020	185	475
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		30	352	36	63
備考						



教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<氷見市>

(単位:人)

区分	1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成 27 年度	量の見込み①	130	155	627	113	400
	確保方策②		290	640	120	400
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		290	640	116	394
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				4	6
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		5	13	7	0
備考						
平成 28 年度	量の見込み①	127	151	609	112	375
	確保方策②		280	620	120	380
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		280	620	116	374
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				4	6
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		2	11	8	5
備考						
平成 29 年度	量の見込み①	120	141	570	108	382
	確保方策②		270	580	110	390
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		270	580	106	384
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				4	6
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		9	10	2	8
備考						
平成 30 年度	量の見込み①	115	135	540	105	374
	確保方策②		260	550	110	380
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		260	550	106	374
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				4	6
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		10	10	5	6
備考						
平成 31 年度	量の見込み①	110	129	516	102	363
	確保方策②		240	530	110	370
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		240	530	106	364
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				4	6
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		1	14	8	7
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<滑川市>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	260	0	605	104	325
	確保方策②		430	605	105	325
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	605	105	325
	確認を受けない幼稚園		210			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		170	0	1	0
備考						
平成28年度	量の見込み①	252	0	586	100	314
	確保方策②		430	605	105	325
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	605	105	325
	確認を受けない幼稚園		210			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		178	19	5	11
備考						
平成29年度	量の見込み①	245	0	569	97	306
	確保方策②		430	605	105	325
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	605	105	325
	確認を受けない幼稚園		210			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		185	36	8	19
備考						
平成30年度	量の見込み①	239	0	553	94	298
	確保方策②		430	605	105	325
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	605	105	325
	確認を受けない幼稚園		210			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		191	52	11	27
備考						
平成31年度	量の見込み①	232	0	535	91	291
	確保方策②		430	605	105	325
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	605	105	325
	確認を受けない幼稚園		210			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		198	70	14	34
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<黒部市>

(単位:人)

区分	1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成 27 年度	量の見込み①	116	34	838	145	508
	確保方策②		220	838	145	517
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	838	145	517
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		70	0	0	9
備考						
平成 28 年度	量の見込み①	113	33	816	141	517
	確保方策②		220	838	145	517
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	838	145	517
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		74	22	4	0
備考						
平成 29 年度	量の見込み①	110	32	792	138	516
	確保方策②		220	838	145	517
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	838	145	517
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		78	46	7	1
備考						
平成 30 年度	量の見込み①	110	32	797	137	510
	確保方策②		220	838	145	517
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	838	145	517
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		78	41	8	7
備考						
平成 31 年度	量の見込み①	111	32	805	134	503
	確保方策②		220	838	145	517
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		220	838	145	517
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		77	33	11	14
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<砺波市>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	140	280	777	85	455
	確保方策②		925	918	95	461
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		925	918	95	461
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		505	141	10	6
備考						
平成28年度	量の見込み①	141	280	772	83	478
	確保方策②		925	918	95	461
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		925	918	95	461
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		504	146	12	-17
備考	・3号の1・2歳児は利用希望に応じた定員の弾力化(年齢間調整等)により確保					
平成29年度	量の見込み①	140	279	745	83	497
	確保方策②		855	962	148	549
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		855	962	148	549
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		436	217	65	52
備考						
平成30年度	量の見込み①	140	278	727	81	518
	確保方策②		855	962	148	549
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		855	962	148	549
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		437	235	67	31
備考						
平成31年度	量の見込み①	140	278	729	81	541
	確保方策②		855	962	148	549
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		855	962	148	549
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		437	233	67	8
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<小矢部市>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	30	19	559	135	308
	確保方策②		140	636	154	350
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		140	636	154	350
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		91	77	19	42
備考						
平成28年度	量の見込み①	30	19	560	134	293
	確保方策②		140	647	155	338
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		140	647	155	338
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		91	87	21	45
備考						
平成29年度	量の見込み①	30	19	551	133	286
	確保方策②		140	648	156	336
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		140	648	156	336
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		91	97	23	50
備考						
平成30年度	量の見込み①	29	18	533	131	283
	確保方策②		140	642	158	340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		140	642	158	340
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		93	109	27	57
備考						
平成31年度	量の見込み①	28	18	514	129	280
	確保方策②		140	635	159	346
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		140	635	159	346
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		94	121	30	66
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<南砺市>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	52	40	954	128	553
	確保方策②		100	1,065	132	563
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		100	1,065	132	553
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	10
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		8	111	4	10
備考						
平成28年度	量の見込み①	52	39	939	124	541
	確保方策②		100	1,065	132	563
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		100	1,065	132	553
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	10
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		9	126	8	22
備考						
平成29年度	量の見込み①	48	39	908	121	505
	確保方策②		100	1,035	124	531
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		100	1,035	124	521
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	10
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		13	127	3	26
備考						
平成30年度	量の見込み①	47	39	878	116	490
	確保方策②		100	1,005	120	515
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		100	1,005	120	505
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	10
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		14	127	4	25
備考						
平成31年度	量の見込み①	45	39	850	111	473
	確保方策②		100	975	116	499
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		100	975	116	489
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	10
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		16	125	5	26
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<射水市>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	355	129	1,888	268	912
	確保方策②		490	1,941	286	991
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		450	1,941	268	951
	確認を受けない幼稚園		40			
	地域型保育事業				9	6
	認可外保育施設			0	9	34
	②-①		6	53	18	79
備考	※一部を市外幼稚園と認定こども園(高岡)で確保(1号80人)					
平成28年度	量の見込み①	341	131	1,817	266	942
	確保方策②		490	1,941	286	999
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		450	1,941	268	959
	確認を受けない幼稚園		40			
	地域型保育事業				9	6
	認可外保育施設			0	9	34
	②-①		18	124	20	57
備考	※一部を市外幼稚園と認定こども園(高岡)で確保(1号80人)					
平成29年度	量の見込み①	346	132	1,842	263	949
	確保方策②		490	1,941	286	999
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		450	1,941	268	959
	確認を受けない幼稚園		40			
	地域型保育事業				9	6
	認可外保育施設			0	9	34
	②-①		12	99	23	50
備考	※一部を市外幼稚園と認定こども園(高岡)で確保(1号80人)					
平成30年度	量の見込み①	338	129	1,796	262	941
	確保方策②		490	1,941	286	999
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		450	1,941	268	959
	確認を受けない幼稚園		40			
	地域型保育事業				9	6
	認可外保育施設			0	9	34
	②-①		23	145	24	58
備考	※一部を市外幼稚園と認定こども園(高岡)で確保(1号80人)					
平成31年度	量の見込み①	343	132	1,826	258	938
	確保方策②		490	1,941	286	999
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		450	1,941	268	959
	確認を受けない幼稚園		40			
	地域型保育事業				9	6
	認可外保育施設			0	9	34
	②-①		15	115	28	61
備考	※一部を市外幼稚園と認定こども園(高岡)で確保(1号80人)					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<舟橋村>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	13	3	95	21	40
	確保方策②		16	98	21	40
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	98	21	40
	確認を受けない幼稚園		16			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	3	0	0
備考	※1号は村外幼稚園で確保					
平成28年度	量の見込み①	13	3	91	20	38
	確保方策②		16	94	20	38
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	94	20	38
	確認を受けない幼稚園		16			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	3	0	0
備考	※1号は村外幼稚園で確保					
平成29年度	量の見込み①	12	3	87	19	37
	確保方策②		15	90	19	37
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	90	19	37
	確認を受けない幼稚園		15			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	3	0	0
備考	※1号は村外幼稚園で確保					
平成30年度	量の見込み①	12	3	83	19	35
	確保方策②		15	86	19	35
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		15	86	19	35
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	3	0	0
備考						
平成31年度	量の見込み①	11	3	79	18	33
	確保方策②		14	82	18	33
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		14	82	18	33
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	3	0	0
備考						



教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

< 上市町 >

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	16	8	384	57	160
	確保方策②		24	408	57	160
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		24	408	57	160
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	24	0	0
備考						
平成28年度	量の見込み①	15	7	366	55	168
	確保方策②		22	402	55	168
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		22	402	55	168
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	36	0	0
備考						
平成29年度	量の見込み①	15	7	355	53	170
	確保方策②		22	402	53	170
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		22	402	53	170
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	47	0	0
備考						
平成30年度	量の見込み①	14	7	347	52	167
	確保方策②		21	406	52	167
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		21	406	52	167
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	59	0	0
備考						
平成31年度	量の見込み①	14	7	348	51	166
	確保方策②		21	408	51	166
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		21	408	51	166
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	60	0	0
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<立山町>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	110	0	427	47	289
	確保方策②		120	495	50	290
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		120	495	50	290
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		10	68	3	1
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(1号10人)					
平成28年度	量の見込み①	108	0	419	46	284
	確保方策②		120	495	50	290
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		120	495	50	290
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		12	76	4	6
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(1号10人)					
平成29年度	量の見込み①	105	0	409	45	275
	確保方策②		120	495	50	290
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		120	495	50	290
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		15	86	5	15
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(1号10人)					
平成30年度	量の見込み①	102	0	399	44	270
	確保方策②		120	495	50	290
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		120	495	50	290
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		18	96	6	20
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(1号10人)					
平成31年度	量の見込み①	100	0	388	43	261
	確保方策②		120	495	50	290
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		120	495	50	290
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		20	107	7	29
備考	・他市町村住民の広域利用を受入れ(1号10人)					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<入善町>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	53	0	453	27	217
	確保方策②		86	540	40	250
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		86	540	40	250
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		33	87	13	33
備考	※他市町村住民の広域利用を受入れ (朝日町 1号8人)					
平成28年度	量の見込み①	50	0	436	25	204
	確保方策②		86	530	40	250
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		86	530	40	250
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		36	94	15	46
備考	※他市町村住民の広域利用を受入れ (朝日町 1号6人)					
平成29年度	量の見込み①	49	0	425	24	188
	確保方策②		86	520	30	240
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		86	520	30	240
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		37	95	6	52
備考	※他市町村住民の広域利用を受入れ (朝日町 1号7人)					
平成30年度	量の見込み①	47	0	416	23	175
	確保方策②		86	500	30	220
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		86	500	30	220
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		39	84	7	45
備考	※他市町村住民の広域利用を受入れ (朝日町 1号6人)					
平成31年度	量の見込み①	45	0	399	22	164
	確保方策②		86	480	30	220
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		86	480	30	220
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		41	81	8	56
備考	※他市町村住民の広域利用を受入れ (朝日町 1号6人)					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<朝日町>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み①	8	0	172	48	92
	確保方策②		8	172	48	92
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		8	172	48	92
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※1号は町外幼稚園(入善)で確保					
平成28年度	量の見込み①	6	0	151	47	96
	確保方策②		6	151	47	96
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		6	151	47	96
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※1号は町外幼稚園(入善)で確保					
平成29年度	量の見込み①	7	0	157	47	94
	確保方策②		7	157	47	94
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		7	157	47	94
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※1号は町外幼稚園(入善)で確保					
平成30年度	量の見込み①	6	0	148	45	91
	確保方策②		6	148	45	91
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		6	148	45	91
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※1号は町外幼稚園(入善)で確保					
平成31年度	量の見込み①	6	0	151	44	89
	確保方策②		6	151	44	89
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		6	151	44	89
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※1号は町外幼稚園(入善)で確保					

## 第6章 計画の推進

### 1 主体の役割と協働

子育て支援・少子化対策を推進するためには、行政の施策はもとより、県民、保護者、事業者などの主体が、それぞれの役割を果たすとともに、県と市町村と連携・協働していくことが大切です。そのためには、県民一人ひとりが、自分には何ができるかを考え、できることから実行することが重要です。

この計画が、そのための指針として活用され、一人ひとりの活動が相互に結びつき、活動の輪が広がることを期待します。

#### ①県民

県民は、少子化の現状を自らの問題としてとらえ、「子どもは地域の宝、未来への希望」であるとの考え方に立って、子どもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していく取組みが期待されます。

地域活動の重要な一翼を担っている自治会や婦人会、児童クラブ、母親クラブなどの地縁団体はもとより、NPO、ボランティア団体、子育て支援サークルなど各種団体においては、行政では対応が難しい地域の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援活動を主体的に展開するとともに、行政との協働により、子どもの健全育成、交通事故防止などの取組みを一層推進することが期待されます。

#### ②保護者

保護者は、子育ての第一義的責任を負っています。このことから、子どもが、家族のふれあいや愛情あふれる温かい日常生活の中で、基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやり、忍耐力、社会的な規範など、次世代を担う存在として自立するための基盤をしっかりと身に付けるように、育てる役割が期待されています。

そのためには、家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、家事や育児などについて共に責任を分担し、支えあっていくことが重要です。父親と母親とがともに力を合わせ子育てしていくことが求められています。

さらに、保護者には、子どもは地域社会の中で育まれていることを認識して、学校や地域などの行事に積極的に関わるとともに、いずれは、子どもが成長し子育てから手が離れる時期には、子育てを支える立場にまわることが期待されます。

#### ③事業者

企業等においては、従業員の多くが子育てをしている親であることや、家庭での子どもの養育や思春期における親のかかわりの重要性について理解し、従業員が子育てや家族のきずなを深めることを支援する職場の環境をつくっていくことが期待されます。

子育てと仕事の両立支援に向けて、育児休業、労働時間の短縮、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに努めることが必要です。

また、地域社会の構成員という立場から、地域の子育て支援活動への参加や子どもたちの就業体験の受入れなど、職場環境づくりのほかにも実施が可能な子育て支援・少子化対策について取り組むことが期待されます。

#### ④行政

##### <県>

県は、広域自治体として、市町村の行動計画が着実に実施されるよう、市町村の取組みを支援するとともに、広域的なネットワークの形成、人材育成、専門的な相談など、県が実施主体となって、効率的、効果的な事業の実施に取り組めます。

事業の実施にあたっては、主な子育て支援・少子化対策事業の実施主体となる市町村と緊密に連携するとともに、各種の子育て支援活動に取り組むNPO等の団体・グループと協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に推進するよう努めます。

##### <市町村>

市町村は、住民にとって一番身近な自治体であり、また、子育て支援・少子化対策に関する事業の主な実施主体として、その役割は極めて重要です。地域の実情に応じた取組みの一層の推進が期待されます。

## 2 国への要請

子育て支援・少子化対策を推進するには、経済的負担の軽減や仕事と子育ての両立を図るための働き方の見直しなど、国の社会保障制度や税制等と深い関わりがあることから、国に対して、施策の充実やこれに関連する税制等制度の見直しなどについて、必要な働きかけを行っていくことが重要です。

また、全国一律ではなく地域の実情にあった施策が展開できるよう、地方税財源の拡充や基準等の柔軟な運用が求められております。

県は、県民生活や地域の実情等を国に伝えるとともに、県単独で、または、地方六団体と連携しながら、地域の実情などを踏まえた提言や要望等を国に対して積極的に行います。

## 3 計画の推進体制と進行管理

計画の着実な推進にあたっては、行政、家庭、関係団体、企業、学校など、幅広い関係者による連携・協力体制のもとに、計画の推進状況を継続的に点検・評価し、フォローアップを行っていきます。

### (1) 計画の推進体制

#### ① 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

子育て支援・少子化対策条例に基づく「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」において、定期的に計画の実施状況等について進行管理を行うとともに、総合的・計画的に施策を推進するために必要な事項について調査審議し、計画を推進します。

「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」は、「子ども・子育て支援法」第77条第4項に基づく審議会その他の合議制の機関（子ども・子育て会議）及び「次世代育成支援対策推進法」第21条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」としても位置付けます。

#### ② 庁内推進体制の強化

知事を本部長とする「富山県子ども政策・人口減少対策本部」において、福祉、保健、教育、労働、生活環境と多様な分野にまたがり、相互に関連する子育て支援、少子化・人口減少対策

の総合調整を図るとともに、関係部局・関係機関との連携体制の強化を図ります。

## (2) 計画の進行管理

### ① 目標による管理

目標指標と目標値を設け、計画全体の進捗状況を管理するとともに、毎年、施策の推進状況を点検・評価し、その結果に基づき必要な改善を行うPDCAサイクルを確立し、適正な計画の進行管理を行います。

#### <目標指標と目標値の設定>

計画全体の進捗状況を分かりやすく県民に示すため、主な施策に関する目標指標と目標年次である平成31年度の目標値を具体的に設定し、県民とともにその達成をめざします。

#### <点検・評価と改善>

施策の推進状況について、個別の事業の進捗状況、県政世論調査などによる県民ニーズなどを把握するとともに、目標指標に対する実績値の推移なども勘案しながら、総合的に点検・評価を行います。そして、その評価結果を踏まえ、施策・事業を見直し、より効果的な施策・事業となるよう改善を図ります。

### ② 周知・広報

計画内容については、県のホームページや県広報誌等への掲載、概要版の作成・配布、各種会議の機会をとらえた説明などにより、県民に周知・普及を図り、計画の推進に向けての県民の理解と協力を求めます。

また、計画の推進状況についても、子育て支援・少子化対策県民会議に報告し、意見を求めるとともに、県のホームページ等で公表し、県民の意見を求めています。

## (3) 計画の見直し

次世代育成支援施策の動向、子育て家庭のニーズや社会経済の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。